

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

甲府市こども計画



はじめに

わが国では、様々な少子化対策を講じているものの、少子化のトレンドは止まらず、令和5(2023)年には合計特殊出生率「1.20」と過去最低水準を更新し、人口減少による将来への懸念が高まる中、児童虐待やいじめ、不登校などの問題の深刻化や貧困問題、ヤングケアラーといった新たな社会問題が顕在化するなど、こどもたちが直面する課題も複雑かつ複合化しており、現在と将来を見据えた課題解決が強く求められています。



このような状況を踏まえ、国においては、こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、令和5(2023)年4月に「こども基本法」を施行するとともに、同年12月に「こども大綱」を策定し、ライフステージに応じて切れ目のない子育て支援の充実をはじめとする、こども施策に関する重要事項を一元的に定め推進することとしました。

本市におきましては、「甲府市子ども未来応援条例」の目的や基本理念を踏まえ、令和2(2020)年3月に策定された「甲府市子ども・子育て支援計画(第2期)」を継承し、「子ども・若者育成支援についての計画」と「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を加えた一体的な計画として、令和7(2025)年度からの新たな「甲府市こども計画」を策定しました。

本計画は、子育て当事者の声に加え、こどもや若者の意見を反映させたこどもや若者に関する総合的な計画として、本市が進める「子育て支援」と「子育ち応援」を両輪としたこども施策のさらなる深化・充実を図っていくものであります。本計画により、「第5次健やかに生き甲府プラン」をはじめとした関連計画と連携を図りながら、希望ある未来へ向けた「こども育むまち」や「こどもまんなか社会」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました「甲府市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」の委員の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

甲府市長 横口 雄一

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の名称	3
3 他の分野別計画等との関係	4
4 計画におけるSDGsの考え方	5
5 計画の期間	5
6 計画の根拠法令等	6
7 計画策定の経緯	12
8 計画の策定体制	16
9 計画の進行管理	17
第2章 こどもや若者をめぐる現状と課題	18
1 本市における人口の現状	18
2 子育て家庭を取り巻く現状	24
3 こどもや若者を取り巻く現状	31
4 困難を抱えるこどもや若者とその家庭を取り巻く現状	42
5 前回計画の取組と評価	47
6 現状からみえる主な課題	48
第3章 計画目標と施策体系	50
1 計画目標	50
2 基本施策	52
3 施策の体系	54
4 本計画の評価指標	55

第4章 施策の展開	58
計画目標1 こどもや若者の育ちを応援し、みんなが活躍できる「こどもまんなか」社会をつくる	58
基本施策1 多様な遊びや体験の充実と社会参画への機会の創出	60
基本施策2 こどもや若者の権利をまもる支援の強化	62
計画目標2 きめ細かな子育て支援で、こどもたちが健やかに育まれる環境をつくる	64
基本施策3 親子の絆を大切にする切れ目のない支援の充実	66
計画目標3 新時代の学びや居場所を充実し、こどもたちが健やかに成長できる環境をつくる	68
基本施策4 安心できることもの居場所づくり	70
基本施策5 一人ひとりに寄り添った教育環境の整備	72
計画目標4 若者のチャレンジを応援し、自分らしさを築ける環境をつくる	74
基本施策6 ライフデザインを描くための支援の充実	76
計画目標5 ともに支え合い、人生を楽しみながら子育てできる環境をつくる	78
基本施策7 子育てへの心理的負担と経済的負担の軽減	80
基本施策8 地域で子育て家庭を支える体制の充実	82
基本施策9 ひとり親家庭への支援の充実	84
第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	86
1 区域の設定	86
2 幼児期の学校教育・保育の一体提供及び当該学校教育・保育の推進、質の向上に関する体制確保の内容	90
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	91
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	98

資料編	118
事業一覧	118
ワークショップ結果	122
策定経過	128
甲府市社会福祉審議会条例	129
甲府市社会福祉審議会運営要綱	131
甲府市社会福祉審議会児童福祉専門分科会計画部会委員名簿	133
質問・答申	134
用語解説	136

注)本文中の「*」については、巻末に用語解説を入れています。

本計画は、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。ユニバーサルデザインフォントとは、障がいのある人や高齢者をはじめ、できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた書体です。



こどもコラム

「こども」・「子ども」・「子供」の使い分けについて

「こども基本法」では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の成長の段階にある人を「こども」と表記しています。

この計画では、「こども」という表記を使っていますが、「子ども・子育て支援法」のように法律で決められているものや、「子ども応援フェスタ」のように一体となった名称の場合などには、今まで使われていた「子ども」や「子供」を使っています。

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

わが国では様々な少子化対策を講じてきましたが、少子化のトレンドを反転するに至らず、令和4(2022)年の合計特殊出生率は「1.26」と過去最低の水準となり、令和5(2023)年には「1.20」と、昭和22(1947)年の統計開始以降最低を更新しました。この状況が続けば、50年後のわが国的人口は、現在の3分の2である8,700万人程度に減少し、経済・社会システムを維持することが難しくなるなど、大きな危機を迎えることが予測されています。こうした状況に歯止めをかけるには、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでに、このトレンドを反転させることが重要です。

今日に至るまで、国では、「次世代育成支援対策推進法」をはじめ、「子ども・子育て支援法」による、こどもや子育て家庭への多様な支援に取り組む中、児童虐待やいじめ、不登校などの問題の深刻化や、子どもの貧困問題やヤングケアラー*といった、子どもを取り巻く新たな社会問題が顕在化し、「子ども・若者育成支援推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律(現:子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)」による、個別の取組が進められてきました。

こうした複雑・多様化する社会の中で、子どもを取り巻く環境がより厳しいものとなっていることから、子どもを権利の主体として、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、令和4(2022)年6月に「こども基本法」が制定され、翌年4月1日から施行されました。この法律に基づき、従来個別に定められていた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱(現:子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)」の3つのこども関連大綱を一体化し、令和5(2023)年12月に「こども大綱*」を策定しました。この大綱では、子どもや若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会*」の実現を目指しています。

「こども基本法」では、「こども大綱*」と都道府県が策定する「こども計画」を勘案して、市町村の「こども計画」を策定することが努力義務として規定されています。こうした国の取組強化を受け、本市では、「こども大綱*」や山梨県の「こども計画」を勘案し、さらに「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」からなる「甲府市子ども・子育て支援計画」に、「子ども・若者育成支援についての計画」と「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を新たに加えた「甲府市こども計画」を策定しました。

本計画により、「甲府市子ども未来応援条例*」の基本理念を踏まえ、本市が従前より取り組んできた「子育て支援*」と「子育ち応援*」を両輪としたこども施策のさらなる深化・充実を図り、「こども育むまち」の実現に向けた取組をより強力に推進していきます。

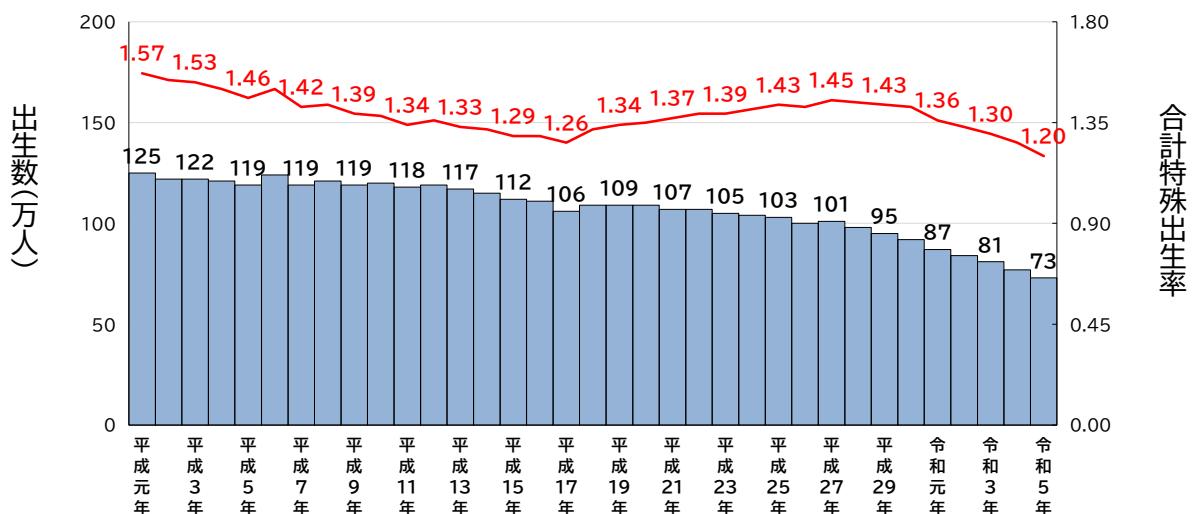
全国の合計特殊出生率と国の少子化対策の動き

少子化社会対策基本法・少子化社会対策大綱

子ども・若者育成支援推進法
子供・若者育成支援推進大綱

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（※）

■出生数　—合計特殊出生率



※令和6(2024)年9月25日施行の改正法令より、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更されました。また、「子どもの貧困対策に関する大綱」は「子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」に名称変更されました。



こどもコラム

少子化について

少子化とは？

出生率が低くなり、子どもの数が減っていくことです。生まれた子どもの数が亡くなった人の数と比べて少ないと人口は減ってしまいます。これを自然減といいます。

少子化って何がよくないの？

将来的に人口が減ってしまうところにあります。これにより、教育や医療、福祉のほか、道路や公園など、当たり前の生活環境をまもる仕組みの維持が難しくなります。

2 計画の名称

本計画の名称は、「甲府市こども計画」とします。本計画は、こども基本法(第10条第2項)に基づき策定する「市町村こども計画」です。市町村が策定する計画として、子ども・子育て支援法(第61条第1項)で定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法(第8条第1項)で定める「市町村行動計画」、さらに、こども基本法(第10条第5項)の規定により、子ども・若者育成支援推進法(第9条第2項)で定める「市町村子ども・若者計画」や、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(第10条第2項)で定める「市町村計画」を、一体のものとして策定するものです。

本計画では、「甲府市子ども・子育て支援計画」に、子ども・若者育成支援推進に関する事項と子どもの貧困の解消に向けた対策に関する事項を新たに加えることで、こどもや若者に関する総合的な計画として、次項に示す関連分野の個別計画と連携を図りながら、本市の福祉施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

甲府市子ども・子育て支援計画

市町村子ども・子育て支援事業計画

【根拠法令】子ども・子育て支援法

次世代育成支援行動計画

【根拠法令】次世代育成支援対策推進法

子ども・若者育成支援についての計画

【根拠法令】子ども・若者育成支援推進法

子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画

【根拠法令】子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

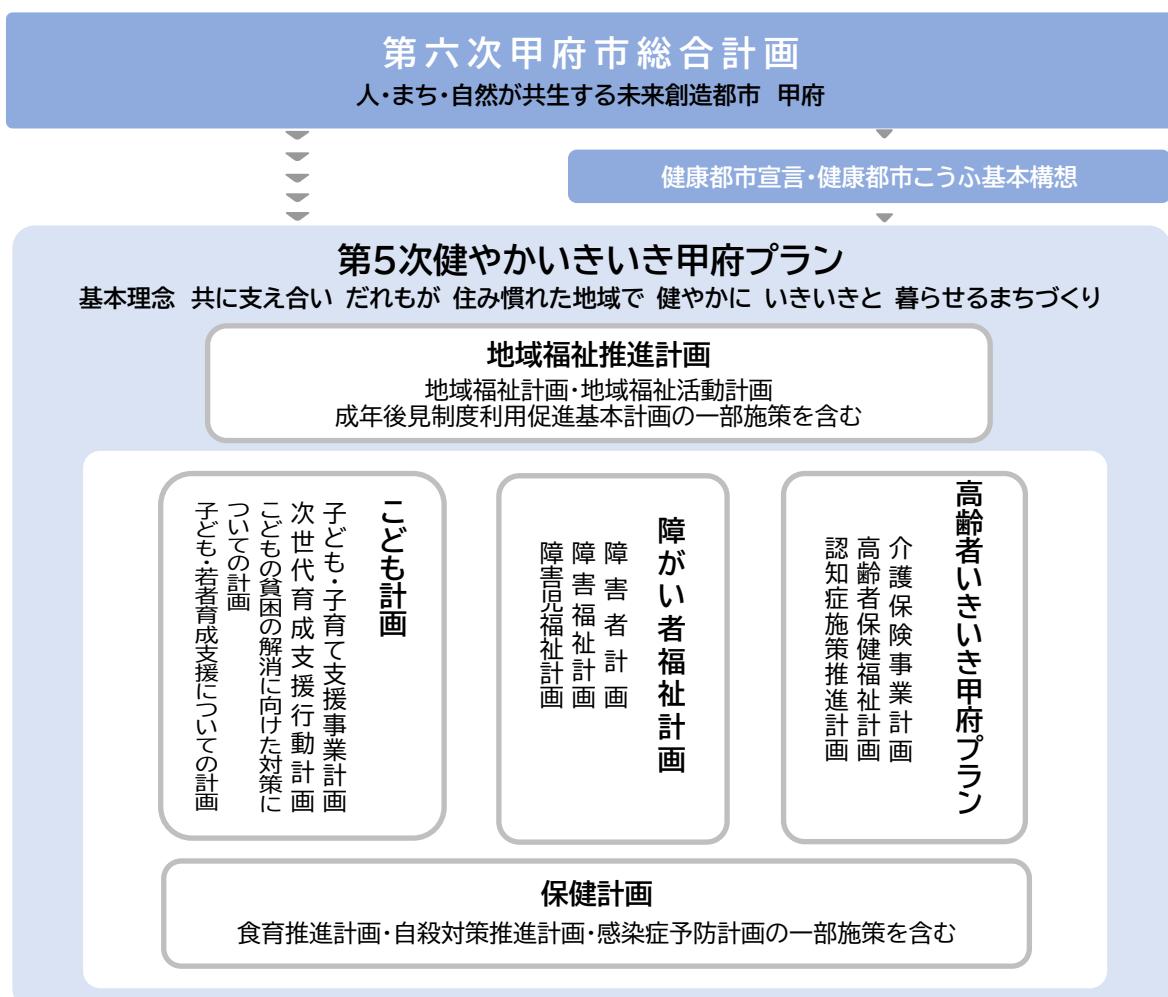
甲府市こども計画

甲府市子ども・子育て支援計画に、こどもや若者の育成や貧困対策の要素を追加し、こどもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることのできる「こどもまんなか社会*」の実現と、本市が従前より取り組んできた「子育て支援*」と「子育ち応援*」を両輪としたこども施策のさらなる深化・充実を図る新たな計画

3 他の分野別計画等との関係

本計画は、本市が総合的・計画的に市政運営を進めるための指針となる最上位計画「第六次甲府市総合計画」及び「人」「地域」「まち」の健康づくりに取り組み、「元気 City こうふ」の実現を目指す「健康都市こうふ基本構想」をもとに策定された「第5次健やかいいき甲府プラン」を構成する5分野の個別計画のひとつとなります。

また、本計画は、福祉に関して、共通して取り組むべき事項を定めた「甲府市地域福祉推進計画」や、乳幼児から高齢者までの生活を健康という観点から支援する「甲府市保健計画」と横断的に連携するものです。また、こどもや若者の障がいに関するより専門的の施策を記した「甲府市障がい者福祉計画」との関連性が強い計画となっています。



4 計画におけるSDGsの考え方

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性を持った社会の実現を目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念は、政策推進の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるものと考えられるため、本計画はこの理念を踏まえて策定しました。

本市では、SDGsの考え方を様々な施策・事業へ展開するための基本と位置づけている「甲府市SDGs推進ビジョン」を策定しており、SDGsを積極的に推進しています。

5 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度を初年度とし、以降5か年で取り組む計画として令和11(2029)年度を目標年次とします。

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画	甲府市次世代育成支援行動計画(前期計画)	甲府市次世代育成支援行動計画(後期計画)	甲府市子ども・子育て支援計画(第1期)	甲府市子ども・子育て支援計画(第2期)	甲府市こども計画																					



こどもコラム

SDGsとは？

SDGsは、私たちが暮らす地球を守り、いつまでも平和に、そして、すべての人が幸せに暮らしていけるよう、「持続可能な世界」の実現を目指した、2030年までに実行する「世界共通の目標」のことです。

目標は17種類あり、この計画にもSDGsの考えを取り入れています。



6 計画の根拠法令等

【こども計画】

(1) こども計画の策定(こども基本法第10条)

- 1 都道府県は、こども大綱*を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱*(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱*及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(2) こども基本法の目的(こども基本法第1条)

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(3)こども基本法の基本理念(こども基本法第3条)

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることとその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

【市町村子ども・子育て支援事業計画】

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定(子ども・子育て支援法第61条第1項)

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 子ども・子育て支援法の目的(子ども・子育て支援法第1条)

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(3) 子ども・子育て支援法の基本理念(子ども・子育て支援法第2条)

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(4) 市町村等における合議制の機関(子ども・子育て支援法第72条第1項)

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設*の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業*の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

【次世代育成支援行動計画】

(1) 市町村行動計画の策定(次世代育成支援対策推進法第8条第1項)

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

(2) 次世代育成支援対策推進法の目的(次世代育成支援対策推進法第1条)

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(3) 次世代育成支援対策推進法の基本理念(次世代育成支援対策推進法第3条)

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。



こどもコラム

次世代育成支援対策推進法について

「次世代育成支援対策推進法」は、子どもが元気に生まれ、健やかに育つ環境を整備するためにつくられた法律です。この法律では、101人以上の人人が働いている会社は、仕事と子育てを両立するための目標をたてることが定められています。

目標を達成した会社には、国から「くるみんマーク」が与えられ、男女ともに仕事と子育ての両立ができる会社ということをみなさんPRすることができるようになりました。



平成17年
(2005)

平成27年
(2015)

令和7年
(2025)

令和17年
(2035)

10年間の期限がある法律

10年間延長

10年間延長

【子ども・若者育成支援についての計画】

(1)市町村子ども・若者計画の策定(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2)子ども・若者育成支援推進法の目的(子ども・若者育成支援推進法第1条)

この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(3)子ども・若者育成支援推進法の基本理念(子ども・若者育成支援推進法第2条)

子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

【子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画】

(1)子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定(子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項)

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2)子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の目的(子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第1条)

この法律は、貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないと、子どもが多様な体験の機会を得られないとその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及び子ども基本法(令和4年法律第77号)の精神にのっとり、子どもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(3)子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の基本理念(子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第3条)

- 1 子どもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 子どもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、子ども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。
- 5 子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、子どもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。
- 6 子どもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

7 計画策定の経緯

国は、平成 6(1994)年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」を策定し、総合的な少子化対策を開始しました。その後、社会全体で子育てを支援するという観点から、平成 15(2003)年に時限立法である「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成 24(2012)年には、「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連 3 法が制定されました。

こうした国の動向に合わせ、本市では、平成 16(2004)年に「甲府市次世代育成支援行動計画」を策定、平成 27(2015)年には、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を一体とした「甲府市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

令和4(2022)年には、子ども施策を総合的に推進するため「子ども基本法」が国によって制定され、翌年4月には、子ども政策の司令塔として、子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進していくため「子ども家庭庁」が設立されました。また、この法律に基づき、「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱(現:子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)」を取りまとめた「子ども大綱*」が同年12月に閣議決定され、この大綱に基づいた具体的な取組施策を取りまとめた「子どもまんなか実行計画」が、令和6(2024)年に策定されました。

こうした経緯を踏まえて、本市では、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」からなる「甲府市子ども・子育て支援計画」に、「子ども・若者育成支援についての計画」と「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を加えた一体的な計画として、令和7(2025)年度からの新たな「甲府市子ども計画」を策定しました。

年	区分	概 要
平成元(1989)年	国	合計特殊出生率が過去最低の 1.57 に低下(1.57 ショック)
平成 6(1994)年	国	「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」の策定 ・総合的な少子化対策の開始 「緊急保育対策等 5 か年事業」の策定 ・多様な保育の充実、地域子育て支援センターの整備等を規定
平成 11(1999)年	国	少子化対策推進関係閣僚会議において「少子化対策推進基本方針」が決定 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」の策定 ・エンゼルプラン及び緊急保育対策等5か年事業の見直し
	甲府市	「甲府市児童育成計画」の策定
平成 13(2001)年	国	「仕事と子育ての両立支援策の方針(待機児童*ゼロ作戦等)」の閣議決定
平成 14(2002)年	国	「少子化対策プラスワン」の策定
平成 15(2003)年	国	「次世代育成支援対策推進法」の施行(行動計画等の一部は除く) 「少子化社会対策基本法」の施行 ・内閣総理大臣を会長とする少子化社会対策会議を設置、大綱の策定を政府に義務付け

年	区分	概 要
平成 16(2004)年	国	<p>「少子化社会対策大綱」の閣議決定 ・少子化に対処するための施策の指針を提示</p> <p>「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」を少子化社会対策会議にて決定 ・国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について具体的な施策内容と目標を掲げる</p>
	甲府市	「甲府市次世代育成支援行動計画(前期計画)」の策定
平成 17(2005)年	国	<p>「次世代育成支援対策推進法」の一部施行 ・地方公共団体及び企業に対して、行動計画の策定、実施を義務付け</p>
平成 18(2006)年	国	<p>「新しい少子化対策について」を少子化社会対策会議にて決定 ・意識改革を図るための国民運動の推進、ライフステージごとの子育て支援策を提示</p>
	甲府市	「第五次甲府市総合計画」の策定
平成 19(2007)年	国	<p>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の決定 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の決定 「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」の決定</p>
平成 20(2008)年	国	「新待機児童*ゼロ作戦」の発表
平成 22(2010)年	国	<p>「子ども・子育てビジョン」の閣議決定 ・有識者や国民等の意見を反映し、少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱として決定</p> <p>「少子化社会対策大綱(第2次)」の策定</p> <p>「子ども・若者育成支援推進法」の施行</p> <p>「子ども・若者ビジョン(子ども・若者育成支援推進大綱(第1次)の策定)」</p>
	甲府市	「甲府市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の策定
平成 24(2012)年	国	<p>「子ども・子育て新システムに関する基本制度」の決定 ・幼保一体化を含む新たな子育て支援制度の創出</p> <p>子ども・子育て関連3法の成立 ・「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」</p>
平成 25(2013)年	国	「待機児童*解消加速化プラン」の策定
平成 26(2014)年	国	<p>「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の公布 ・「次世代育成支援対策推進法」の有効期限を令和6(2024)年度まで延長</p> <p>「放課後子ども総合プラン」の策定</p> <p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行</p> <p>「子供の貧困対策に関する大綱」の策定</p>
平成 27(2015)年	国	<p>「保育士確保プラン」の策定</p> <p>「少子化社会対策大綱(第3次)」の策定</p>

第1章 計画策定の趣旨
7 計画策定の経緯

年	区分	概 要
平成 27(2015)年	甲府市	子ども・子育て支援新制度の施行 「甲府市子ども・子育て支援計画(第1期)」の策定
		「子ども・子育て支援法」の改正 ・事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設。一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げ 「ニッポン一億総活躍プラン」の策定 ・「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げる 「子ども・若者育成支援推進大綱(第2次)」の策定
平成 28(2016)年	国	「第六次甲府市総合計画」の策定
		「働き方改革実行計画」の策定 「子育て安心プラン」の公表 ・女性就業率 80%にも対応できる保育の受け皿の整備を掲げる 「新しい経済政策パッケージ」の策定 ・消費税率 10%への引き上げによる財源を活用し、幼児教育の無償化、待機児童*の解消など、子ども・子育て世代に対して大胆な政策資源の投入を掲げる
	甲府市	
平成 29(2017)年	国	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の策定 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」の策定
		「甲府市子ども未来プラン」の策定
	甲府市	
令和元(2019)年	国	「子ども・子育て支援法」の改正 ・市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設(幼児教育・保育の無償化) 「児童虐待防止法」「児童福祉法」の改正 ・児童虐待防止対策の強化を図るため、親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等に取り組む 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行 ・市町村による貧困対策計画の策定を努力義務化 「子供の貧困対策に関する大綱」の改定
	甲府市	
令和 2(2020)年	国	「少子化社会対策大綱(第4次)」の策定 ・若い世代が結婚や子どもについての希望を実現できる社会を作り、「希望出生率 1.8」を実現するための経済的支援を打ち出す 「新子育て安心プラン」の策定 ・令和 3(2021)年度から令和 6(2024)年度末までに約 14 万人分の保育の受け皿を整備し、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を推進
	甲府市	「甲府市子ども・子育て支援計画(第2期)」の策定

年	区分	概 要
令和 3(2021)年	国	「子ども・若者育成支援推進大綱(第3次)」の策定 ・すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して5つの基本的方針を設定し、子ども・若者育成支援を総合的に推進
令和 4(2022)年	国	「こども基本法」の制定 ・こども施策を総合的に推進するための基本法として、こども施策の基本理念、こども大綱*の策定、こどもの意見反映等を規定 「児童福祉法」の改正 ・子育て家庭に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
令和 5(2023)年	国	「こども家庭庁」の発足 ・「こどもまんなか社会*」実現のためこどもの視点、子育て当事者の視点に立ったこども施策の総合調整、企画立案・政策推進を担当 「こども大綱*」の閣議決定 ・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本方針等を規定 「こども未来戦略」の閣議決定 ・こども・子育て政策の抜本的強化のため、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという基本理念を掲げ、3年間の集中的な取組として「加速化プラン」を設定
令和 6(2024)年	国	「次世代育成支援対策推進法」の改正 ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務化 「こどもまんなか実行計画 2024」の策定 ・こども大綱*に基づいて実施される幅広いこども政策の具体的な取組を掲げる 「子ども・若者育成支援推進法」の改正 ・ヤングケアラー*を国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明確化 「子ども・子育て支援法」の改正 ・ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化と、すべての子ども・子育て家庭を対象とする支援の拡充 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正 ・「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと名称変更し、目的や基本理念、大綱における指標等を充実
令和 7(2025)年	甲府市	「甲府市こども計画」の策定

8 計画の策定体制

「甲府市社会福祉審議会」による検討

計画の策定に際して、関係団体や学識経験者及び市民等の意見を広く求めるために設置した「甲府市社会福祉審議会」の「児童福祉専門分科会計画部会(12名)」において、本計画に係る重要事項の検討を行いました。

市民意見の聴取等の実施

アンケート調査の実施

本計画の施策の主な対象者となる、市内在住の子育て当事者や市内に在学中のこどもや若者の声を計画に反映するために、以下のアンケート調査を実施しました。甲府市子どもの意識調査及び甲府市若者の意識調査の集計結果については、各学校にフィードバックを行いました。

1)甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

- 調査対象:就学前児童、小学生のこどもを持つ保護者
※無作為に抽出したそれぞれ 2,000 人、1,500 人を対象に調査票を郵送し、回答を依頼
- 調査期間:令和 6(2024)年 2 月 12 日(月)～3 月 4 日(月)
- 回収件数:就学前児童 1,025 件(回収率 51.3%)、小学生 807 件(回収率 53.8%)

2)甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)

- 調査対象:甲府市内に在学の小学 3 年生、小学 5 年生、中学 2 年生
※甲府市内の小中学校に Web 形式にて回答を依頼
- 調査期間:令和 6(2024)年 7 月 8 日(月)～7 月 19 日(金)
- 回収件数:小学 3 年生 1,083 件(回収率 85.8%)、小学 5 年生 1,034 件(回収率 86.5%)、中学 2 年生 939 件(回収率 76.7%)

3)甲府市若者の意識調査(高校生向け)

- 調査対象:甲府市内に在学の高校生
※甲府市内の高校に Web 形式にて回答を依頼
- 調査期間:令和 6(2024)年 9 月 11 日(水)～9 月 20 日(金)
- 回収件数:高校生 5,275 件(回収率 60.6%)

4)甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)

- 調査対象:甲府市内に在学の大学生、専門学校生
※甲府市内の大学・専門学校に Web 形式にて回答を依頼
- 調査期間:令和 6(2024)年 9 月 24 日(火)～10 月 18 日(金)
- 回収件数:大学生、専門学校生 1,279 件

ワークショップの開催

アンケートだけでは把握しきれない、こどもや若者の「こども施策」に対する意見や考え方などを聴取するために、以下のワークショップを開催しました。

1) 小学生向けワークショップ

- 概要:放課後児童クラブへ訪問し、小学生の声を聴取
- 開催日程:令和6(2024)年8月19日(月)、8月20日(火)、8月27日(火)
- 会場・人数:羽黒小学校放課後児童クラブ 47人
 - 甲運小学校放課後児童クラブ 38人
 - 国母小学校放課後児童クラブ 37人
 - 山梨YMCA 51人
- テーマ:これからの甲府市にどんなことがあつたらうれしいか

2) 中学生～大学生向けワークショップ

- 概要:中学生～大学生・専門学校生向けにワークショップを開催し、声を聴取
- 開催日程:令和6(2024)年8月31日(土)、9月8日(日)
- 会場:甲府市役所6階大会議室
- 人数:中学生 24人、高校生 15人、大学生 19人
- テーマ:甲府市の好きなところ・改善したいところ
 - 将来(5年後)の甲府市の姿
 - 5年後の将来に向かって必要なこと

パブリックコメント*の実施

幅広く市民からの意見を聴取するため、パブリックコメント*を令和7(2025)年1月10日(金)から2月10日(月)まで実施しました。

9 計画の進行管理

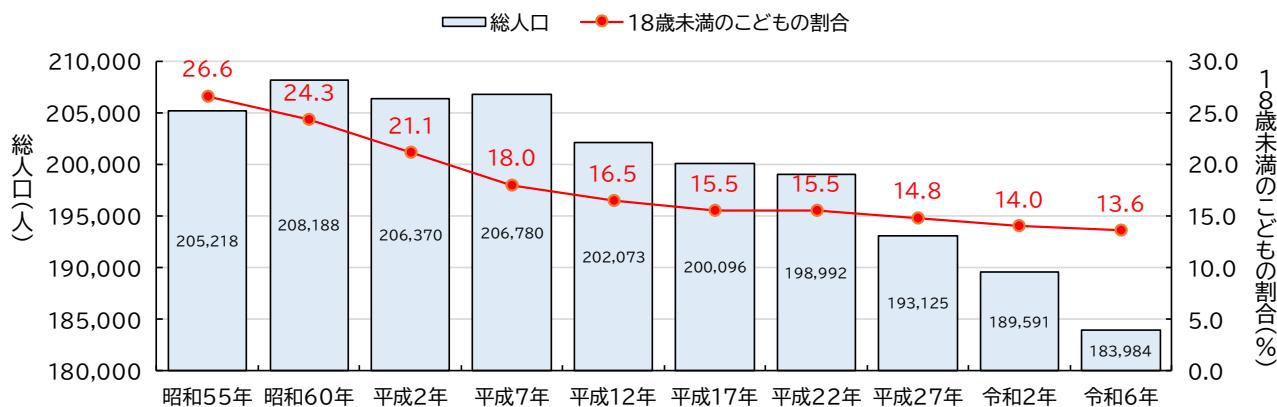
計画目標の達成に向け、関係部局が緊密な連携を図りながら、事業の推進と進捗状況の把握を行います。また、本計画の進行管理と評価については、保健福祉施策に関し市長が諮問する事項を調査審議する「甲府市社会福祉審議会」において、点検及び評価を行います。

第2章 こどもや若者をめぐる現状と課題

1 本市における人口の現状

総人口と18歳未満人口の割合の推移

本市の総人口は、昭和 60(1985)年(20 万 8,188 人)以降、減少傾向にあります。また、総人口に占める 18 歳未満の子どもの割合は、近年は緩やかに減少しています。



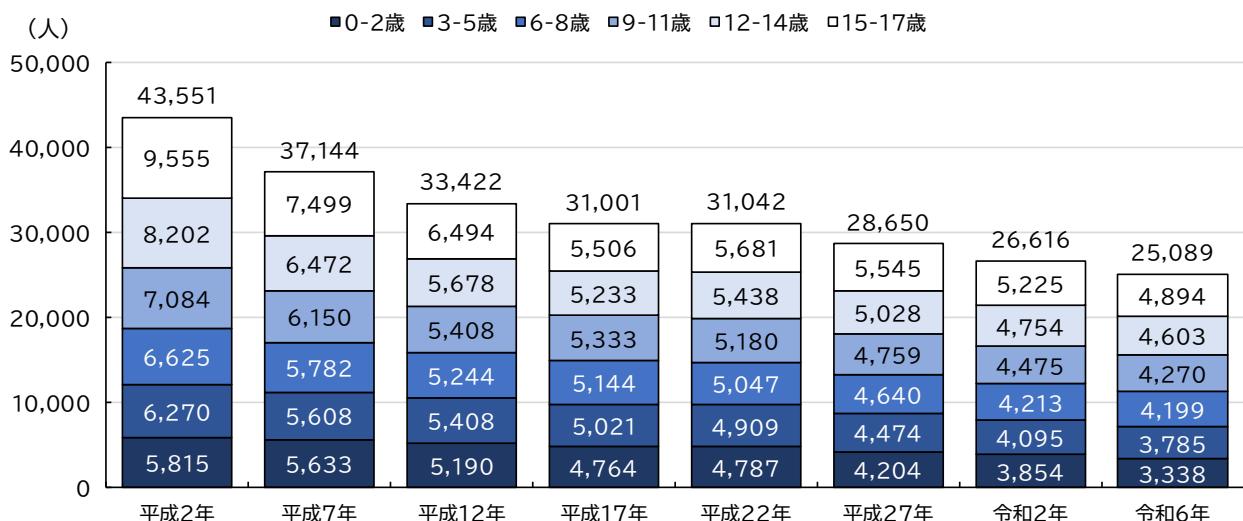
(資料) 昭和 55(1980)年～令和 2(2020)年までのデータ:国勢調査/総務省

※旧中道町・旧上九一色村(梯・古関)を合算した合併補正済データ

令和 6(2024)年のデータ:住民基本台帳(令和 6(2024)年 4 月 1 日)/甲府市

18歳未満の人口の推移(内訳)

本市の 18 歳未満の人口は、平成 22(2010)年に一時的に増加したものの、以降は減少を続けており、令和 6(2024)年には 25,089 人となっています。



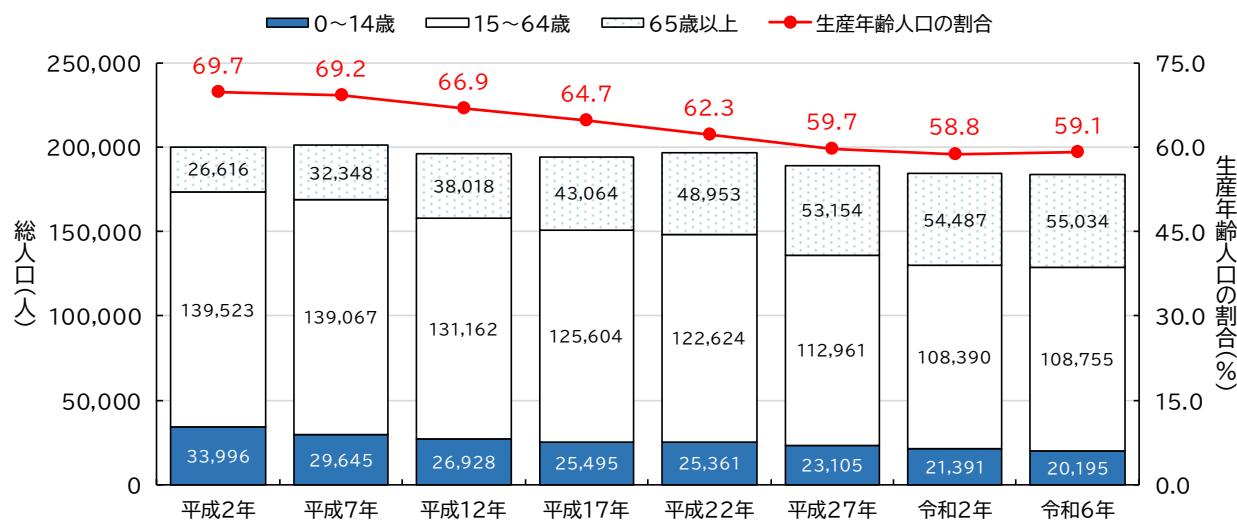
(資料) 平成 2(1990)年～令和 2(2020)年までのデータ:国勢調査/総務省

※平成 17(2005)年までのデータは合併未補正

令和 6(2024)年のデータ:住民基本台帳(令和 6(2024)年 4 月 1 日)/甲府市

年齢3区分人口と生産年齢人口の割合の推移

0～14 歳の人口が減少していくのに対し、65 歳以上の人口が増加し続ける傾向から、本市では、少子高齢化が進んでいるといえます。生産年齢人口(15～64 歳)の割合は、平成 2(1990)年から平成 27(2015)年まで減少し、以降令和 6(2024)年まで横ばいで推移しています。



(資料) 平成 2(1990)年～令和 2(2020)年までのデータ:国勢調査/総務省

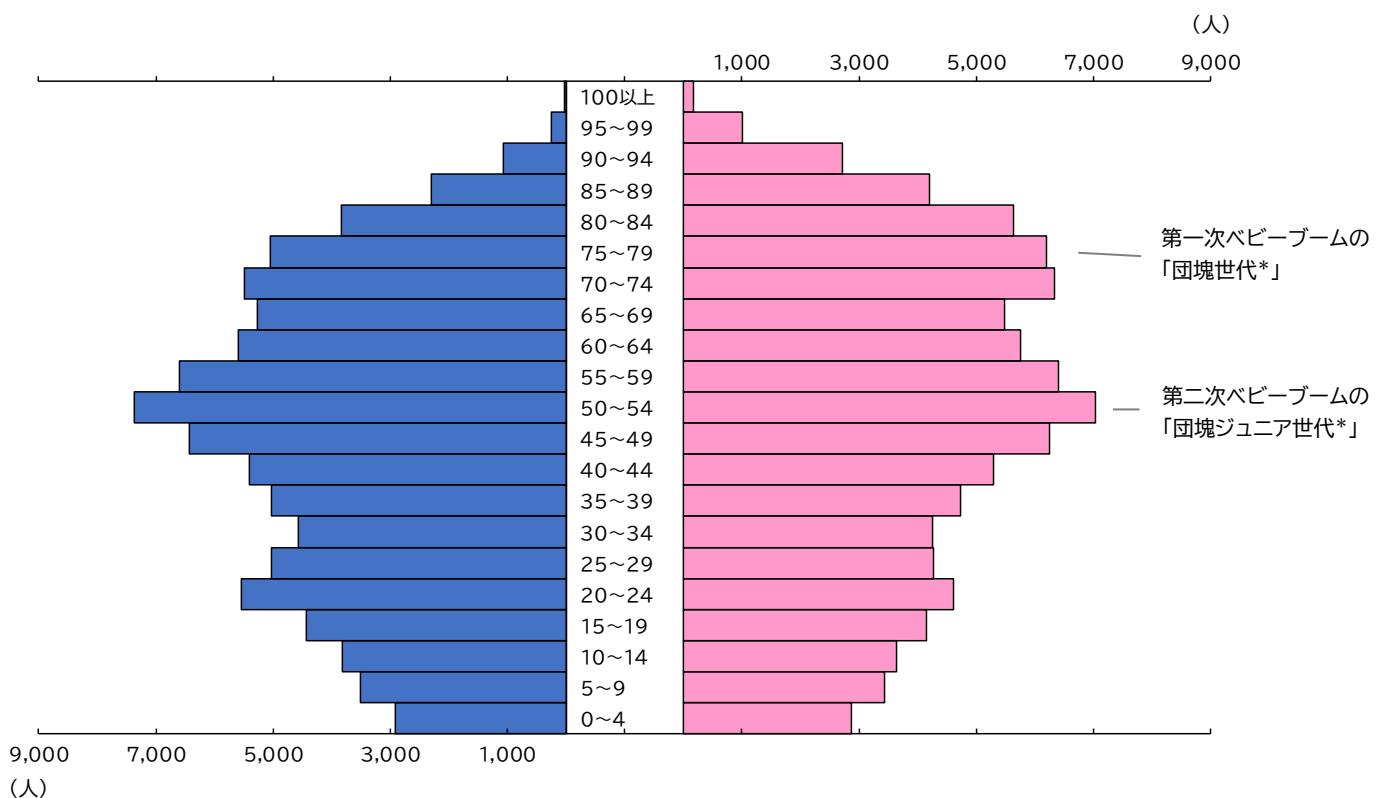
※平成 17(2005)年までのデータは合併未補正

※国勢調査では「年齢不詳」人口があるため年齢3区分の合計が総人口と合わない場合があります。

令和 6(2024)年のデータ:住民基本台帳(令和 6(2024)年 4 月 1 日)/甲府市

人口ピラミッド

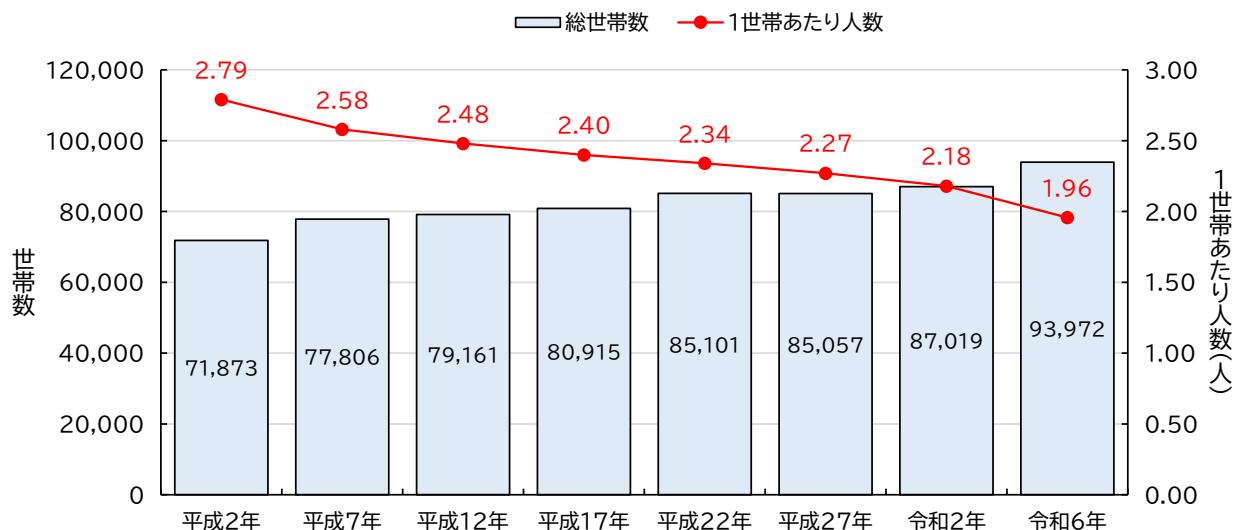
本市の人口年齢構成をみると、第一次ベビーブームに誕生した「団塊世代*」及び第二次ベビーブームに誕生した「団塊ジュニア世代*」が多い状況となっています。



(資料) 住民基本台帳(令和6(2024)年4月1日)/甲府市

世帯数と1世帯あたりの人数の推移

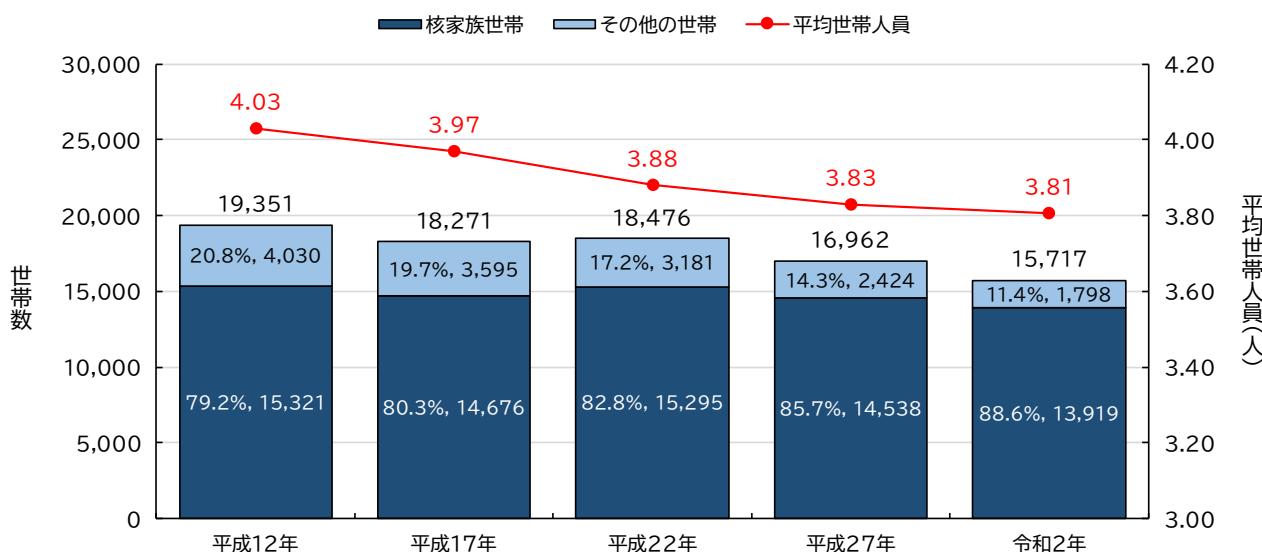
本市の世帯数は増加傾向が続き、令和6(2024)年で93,972世帯となっています。一方で、1世帯あたりの人数は平成2(1990)年以降減少し続け、令和6(2024)年では1.96人となっており、核家族*化の進行や単独(単身)世帯の増加傾向を示しています。



(資料) 平成2(1990)年～令和2(2020)年のデータ:国勢調査/総務省
令和6(2024)年のデータ:住民基本台帳(令和6(2024)年4月1日)/甲府市

18歳未満の世帯員がいる世帯数の推移

本市の18歳未満の世帯員がいる世帯数は減少傾向にあります。一方で、核家族*世帯の割合は増加傾向にあります。また、平均世帯人数は平成12(2000)年の4.03人から令和2(2020)年には3.81人へと減少しています。



(資料) 国勢調査/総務省

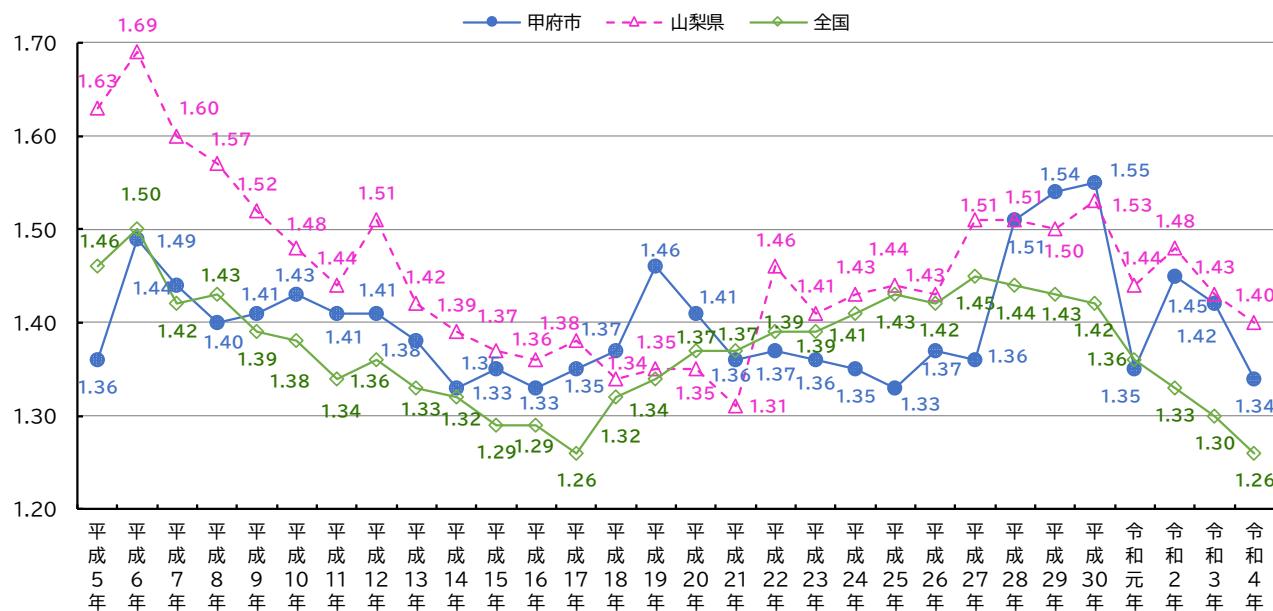
※平成17(2005)年までのデータは合併未補正

※核家族*世帯は、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯のこと

合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国的にも平成6(1994)年をピークに低水準の状態が続いています。

本市における長期的な推移は、平成5(1993)年から令和4(2022)年にかけて増減を繰り返しながら横ばいを維持しています。なお、直近の推移は、令和2(2020)年に上昇を示したもの、以降は減少傾向を示し、令和4(2022)年では1.34の数値となっています。



(資料) 甲府市のデータ:甲府市保健衛生統計/甲府市

山梨県・全国のデータ:人口動態調査/厚生労働省

※平成28(2016)年以降の甲府市分は人口動態統計及び日本人人口を用いて算出しています。



こどもコラム

合計特殊出生率について

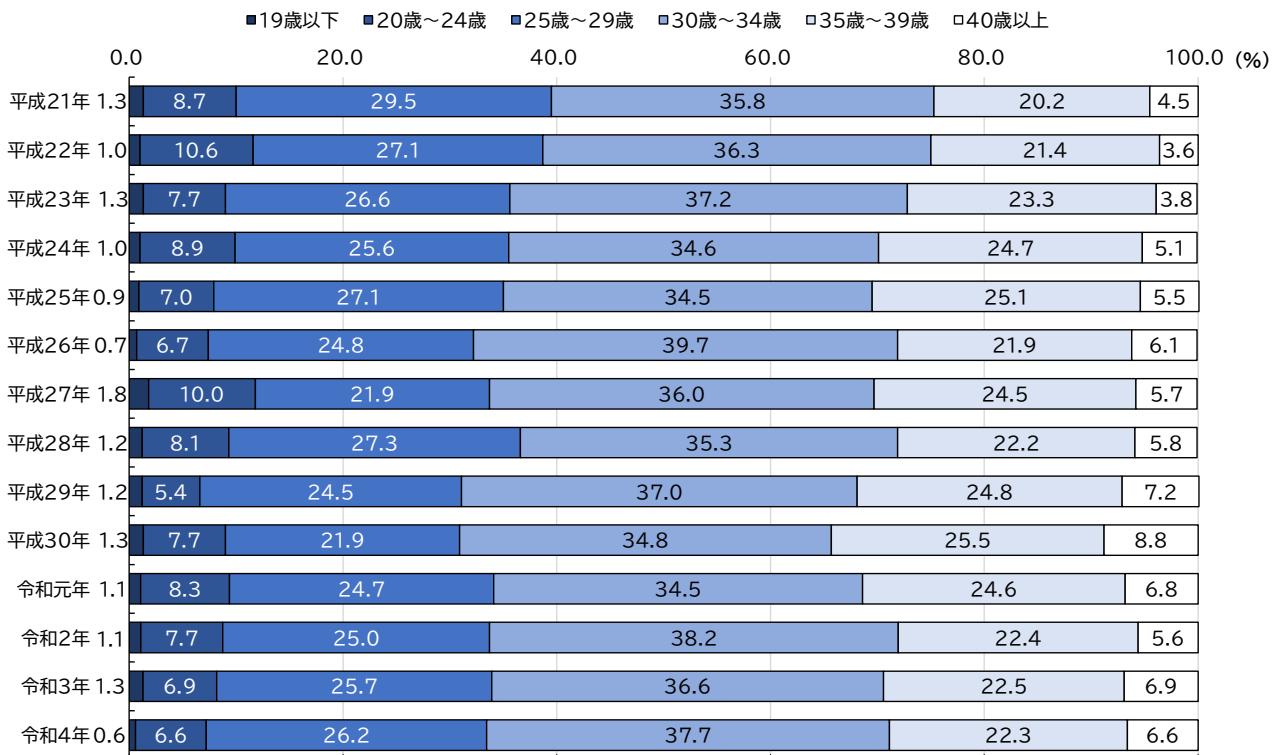
15歳から49歳までの女性が一生の間に産む子どもの数を表した数値です。この数値が低いと人口は減り、高いと人口は増えていきます。

人口が増えたり減ったりしない合計特殊出生率の数値は2.07と言われています。つまり、1人の女性が一生のうちに2~3人の子どもを産むと、今の人口が保たれるといわれています。

令和3(2021)年の国の調査によると、夫婦が望む子どもの数は2.25人となっています。しかし、令和4(2022)年の日本の合計特殊出生率は1.26となっており、夫婦が希望する子どもの数に届かない状況となっています。このことから、国は夫婦や若者が子どもを持つことについての不安を無くすためのサポートに取り組んでいます。

母親の年齢階層別出生割合の推移

本市の年齢階層別出生割合では、20歳～24歳の出生割合が減少傾向にあります。経年的な変化としては、年度ごとに変動はあるものの傾向に大きな変化はなく、30歳～34歳が最も出生割合の高い年齢階層となっています。



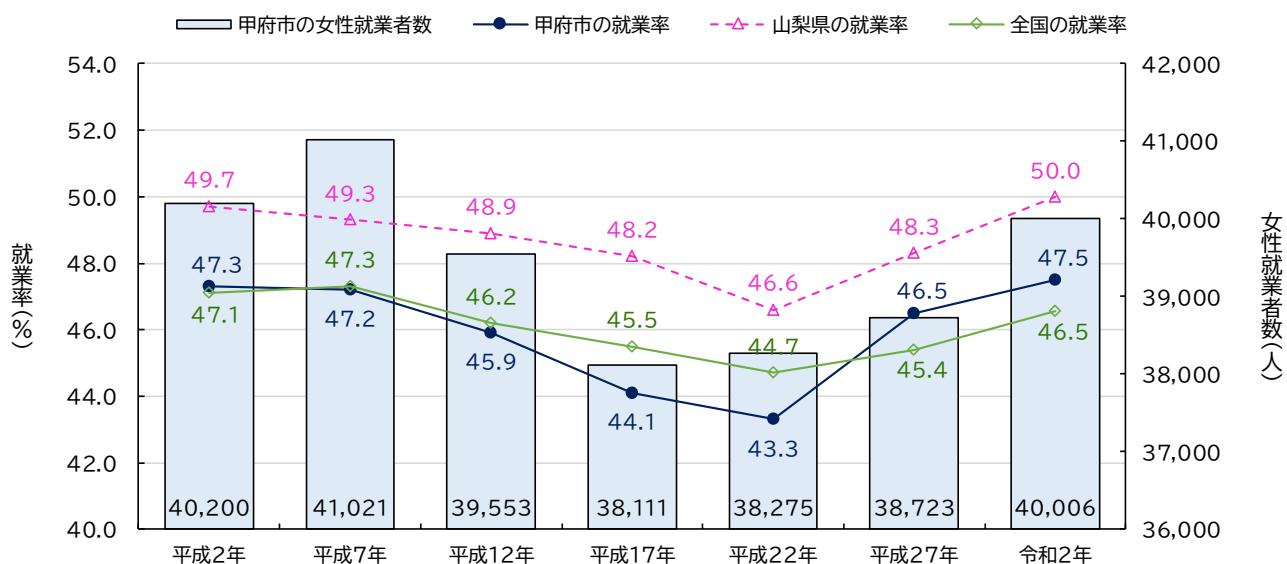
(資料) 甲府市保健衛生統計/甲府市

2 子育て家庭を取り巻く現状

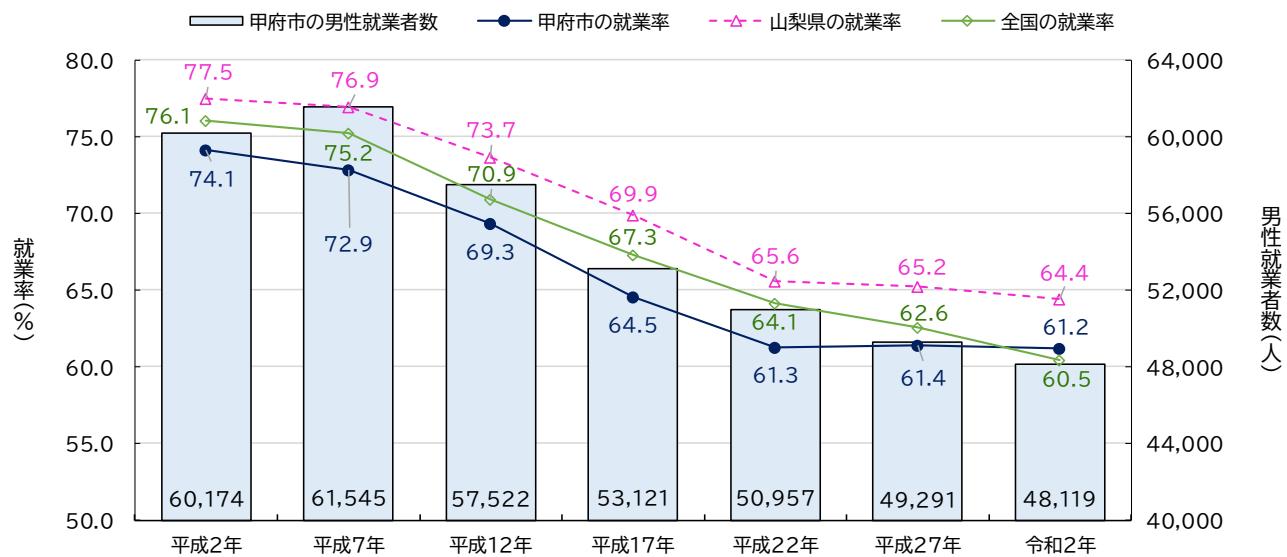
就業者数と就業率の推移

本市の就業者のうち、女性の就業者数の推移をみると、平成 7(1995)年から平成 17(2005)年は減少傾向にありましたが、平成 22(2010)年以降は増加に転じ、令和 2(2020)年には約 4 万人まで回復しています。同様に就業率も減少傾向にありましたが、平成 27(2015)年には増加に転じ、それ以降の女性の就業率は、全国よりも高い水準となっています。一方で、男性の就業者数及び就業率は減少傾向であるものの、女性より高い水準で推移しています。

女性の就業者数・就業率



男性の就業者数・就業率



(資料) 国勢調査/総務省

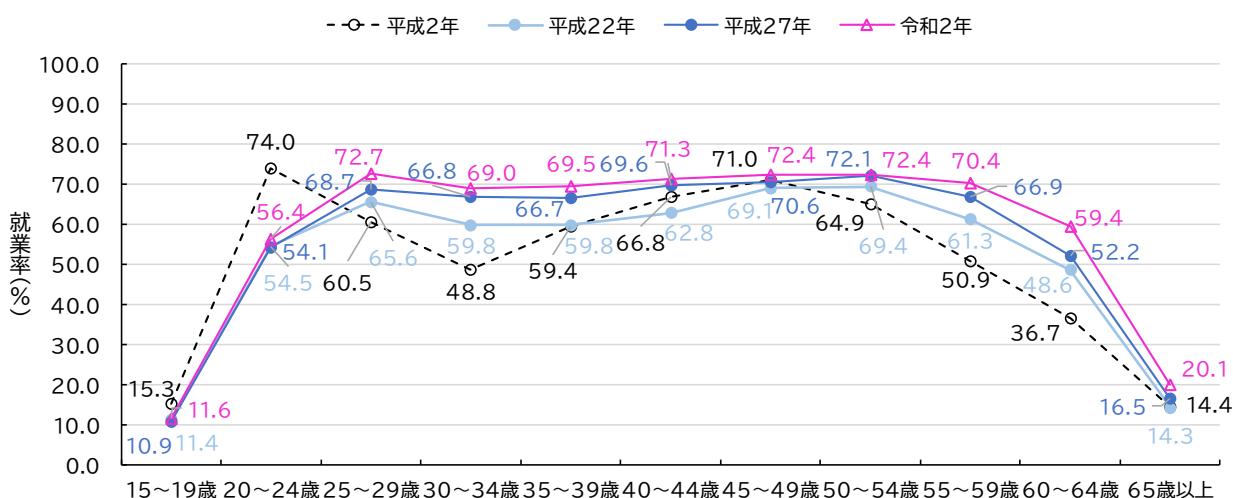
※平成17(2005)年までの甲府市のデータについては合併未補正

※就業率は、15歳以上の人口に占める就業者の割合。国勢調査データをもとに算出。

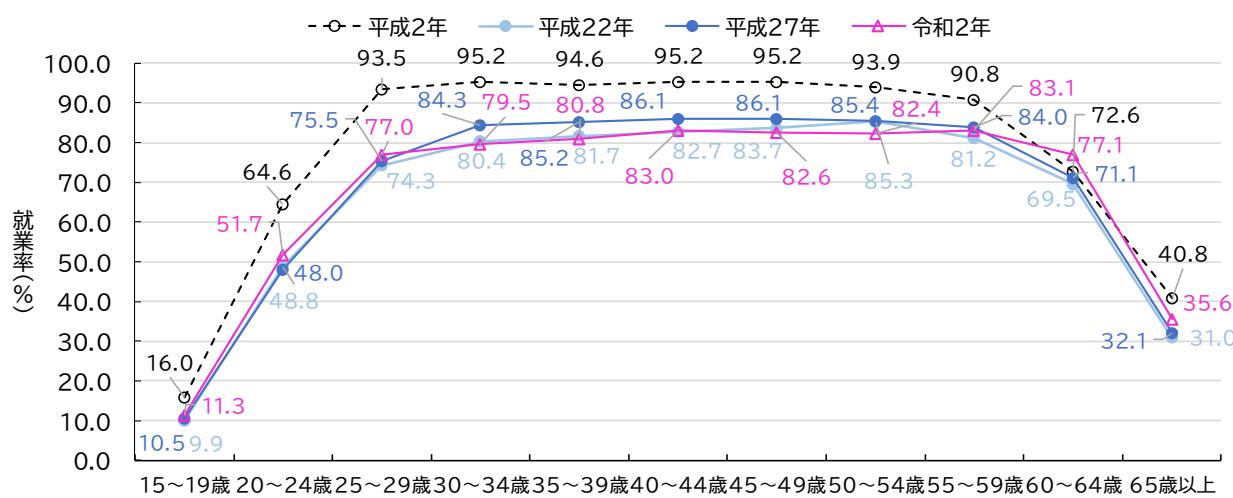
年齢階級別就業率

本市の年齢階級別就業率のうち、特徴的な変化がみられる女性の年齢階級別就業率は、平成2(1990)年には、出産のピークとなる30～34歳の就業率が減少する「M字カーブ」を描いています。しかし、平成22(2010)年以降は、このカーブが緩やかになり、令和2(2020)年では、25歳から59歳にかけてほぼ一定の就業率が維持されています。

女性の年齢階級別就業率



(参考:男性の年齢階級別就業率)



(資料) 国勢調査/総務省

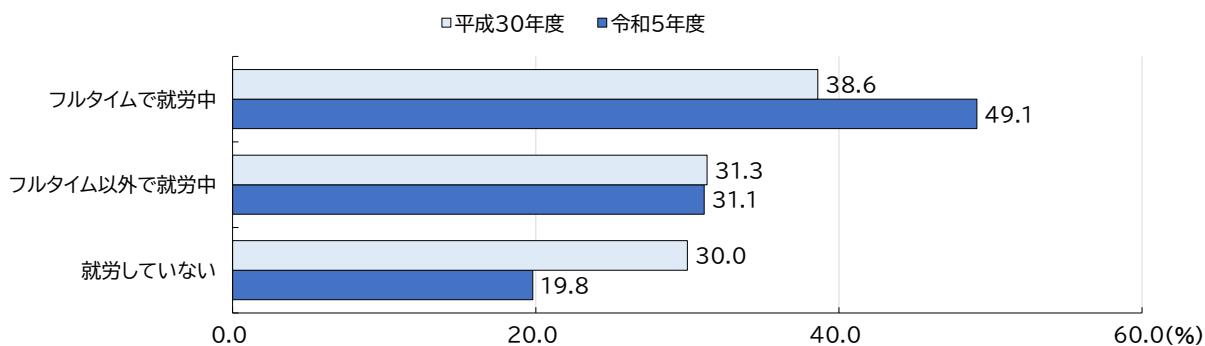
※平成2(1990)年のデータについては合併未補正

※就業率は、15歳以上の人口に占める就業者の割合。国勢調査データをもとに算出。

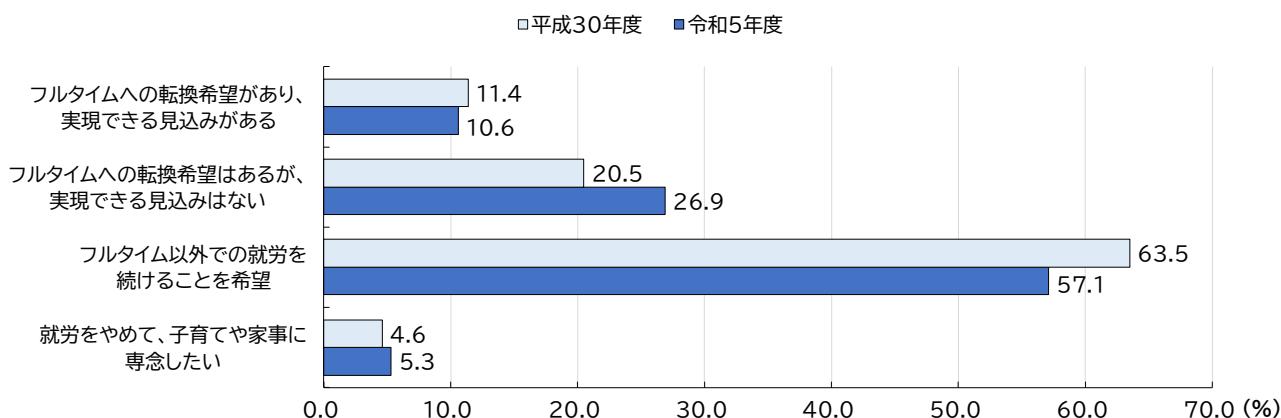
就学前のこどもを持つ母親の就労状況(単一回答)

平成 30(2018)年度と比較すると「フルタイムで就労中」と回答した割合が増加しており、就労状況にある母親の割合が 69.9%から 80.2%と増加しています。フルタイムへの転換希望は、「フルタイムへの転換希望はあるが実現できる見込みはない」と回答した割合が 20.5%から 26.9%と増加している一方、「フルタイム以外での就労を続けることを希望」と回答した割合が 63.5%から 57.1%と減少しています。

就労状況



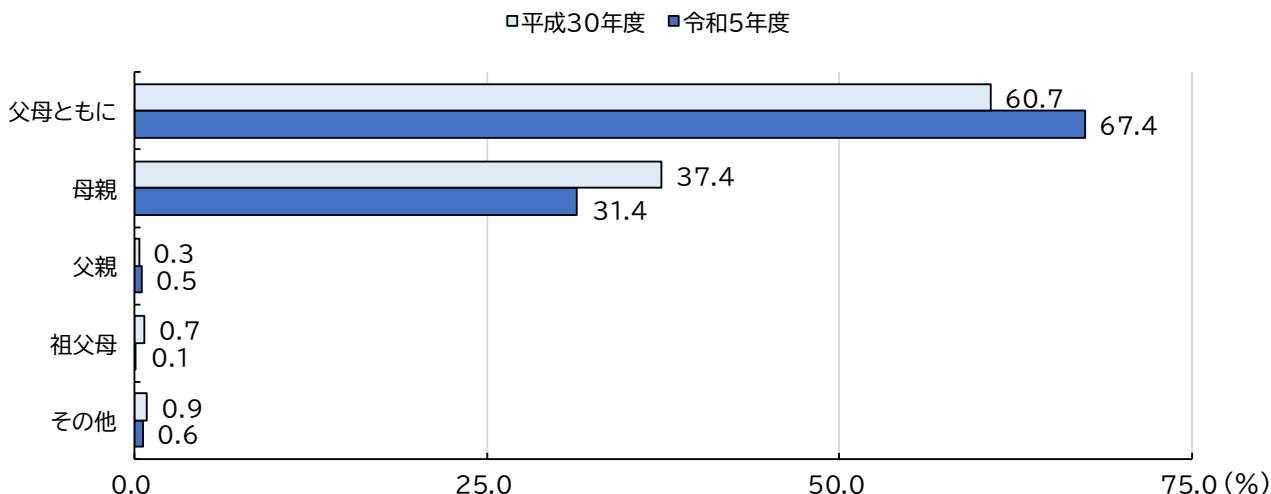
フルタイムへの転換希望



(資料) 平成 30(2018)年度 甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査
令和 5(2023)年度 甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

就学前のこどもの子育てに主にかかわっている方(単一回答)

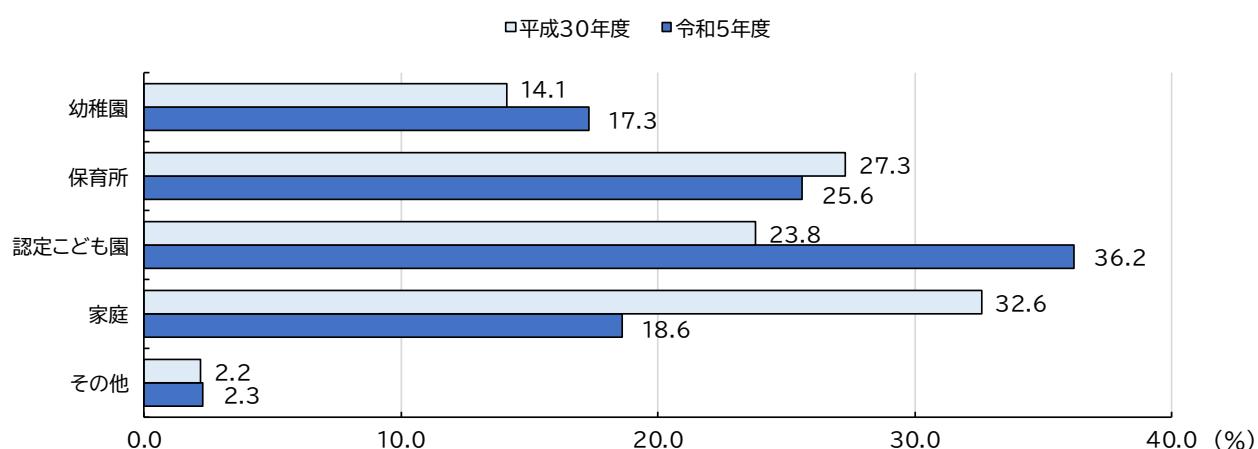
平成 30(2018)年度と比較すると、「父母とともに」と回答した割合が 60.7%から 67.4%に増加し、かつ「母親」が 37.4%から 31.4%に減少している状況から、父親の育児参加が進んでいる傾向がみられます。



(資料) 平成 30(2018)年度 甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査
令和 5(2023)年度 甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

就学前のこどもが日常的に過ごす場所(単一回答)

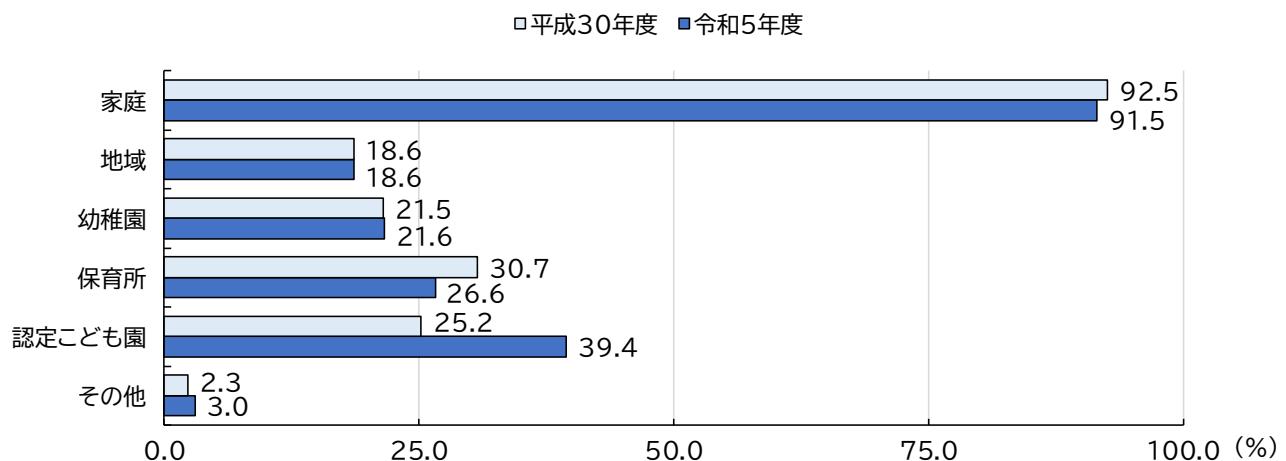
平成 30(2018)年度と比較すると、「家庭」と回答した割合が 32.6%から 18.6%に減少している一方、「認定こども園*」と回答した割合が 23.8%から 36.2%に増加しており、就学前のこどもが日常的に過ごす場所に大きな変化がみられます。



(資料) 平成 30(2018)年度 甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査
令和 5(2023)年度 甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

就学前の子どもの子育てに最も影響すると思われる環境(複数回答)

就学前の子どもを持つ保護者の 91.5%が「家庭」と回答しており、子育てにおける家庭の重要性が保護者に認識されています。

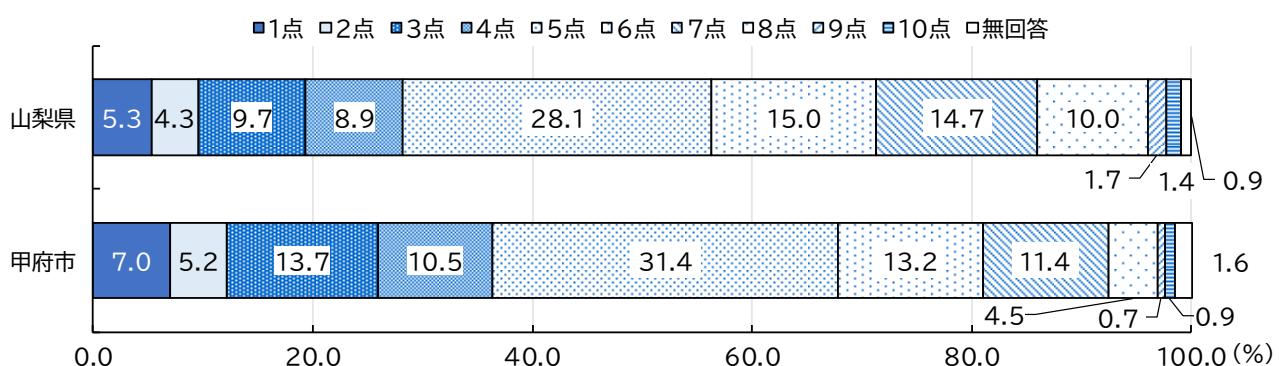


(資料) 平成 30(2018)年度 甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査
令和 5(2023)年度 甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援の評価(単一回答)

結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援への評価は、「5 点」と回答した割合が山梨県全体で 28.1%、本市で 31.4%と最も高くなっています。

一方、評価の平均点は、山梨県全体が 5.2 点、本市が 4.7 点となっています。



(資料) 令和 5(2023)年度 山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査(ご家族様向け)



こどもコラム

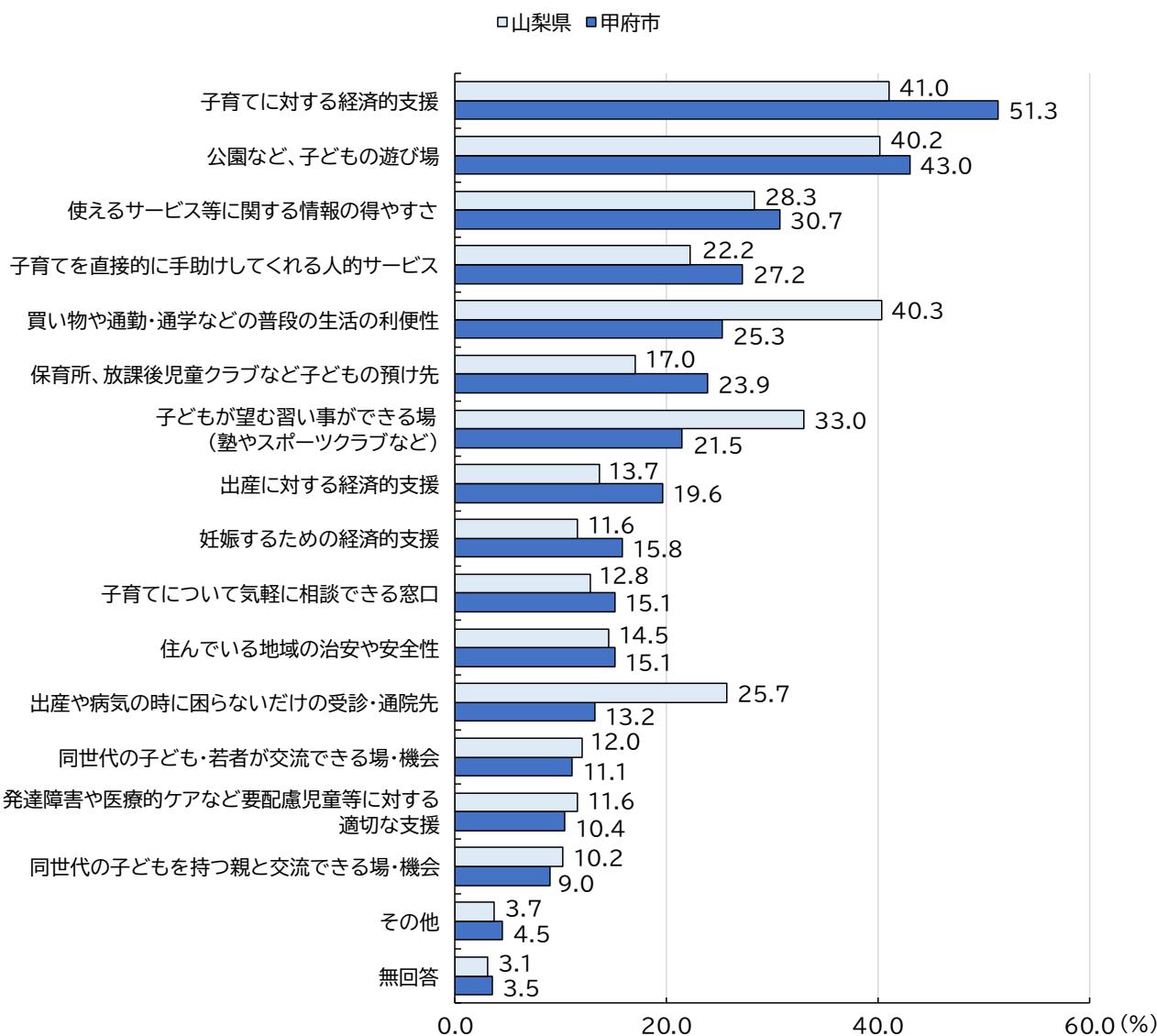
この計画は、いろいろな調査結果を分析してつくられています。

こどもや若者の今の状況や、子育て家庭の様子を詳しく調べるために、「甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」や「甲府市子どもの意識調査」などを行いました。

また、人口データや「山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査」の結果など、いろいろなデータを使うことで、さらに詳しく調べることができました。

子育てのしやすさの足りないところ(複数回答)

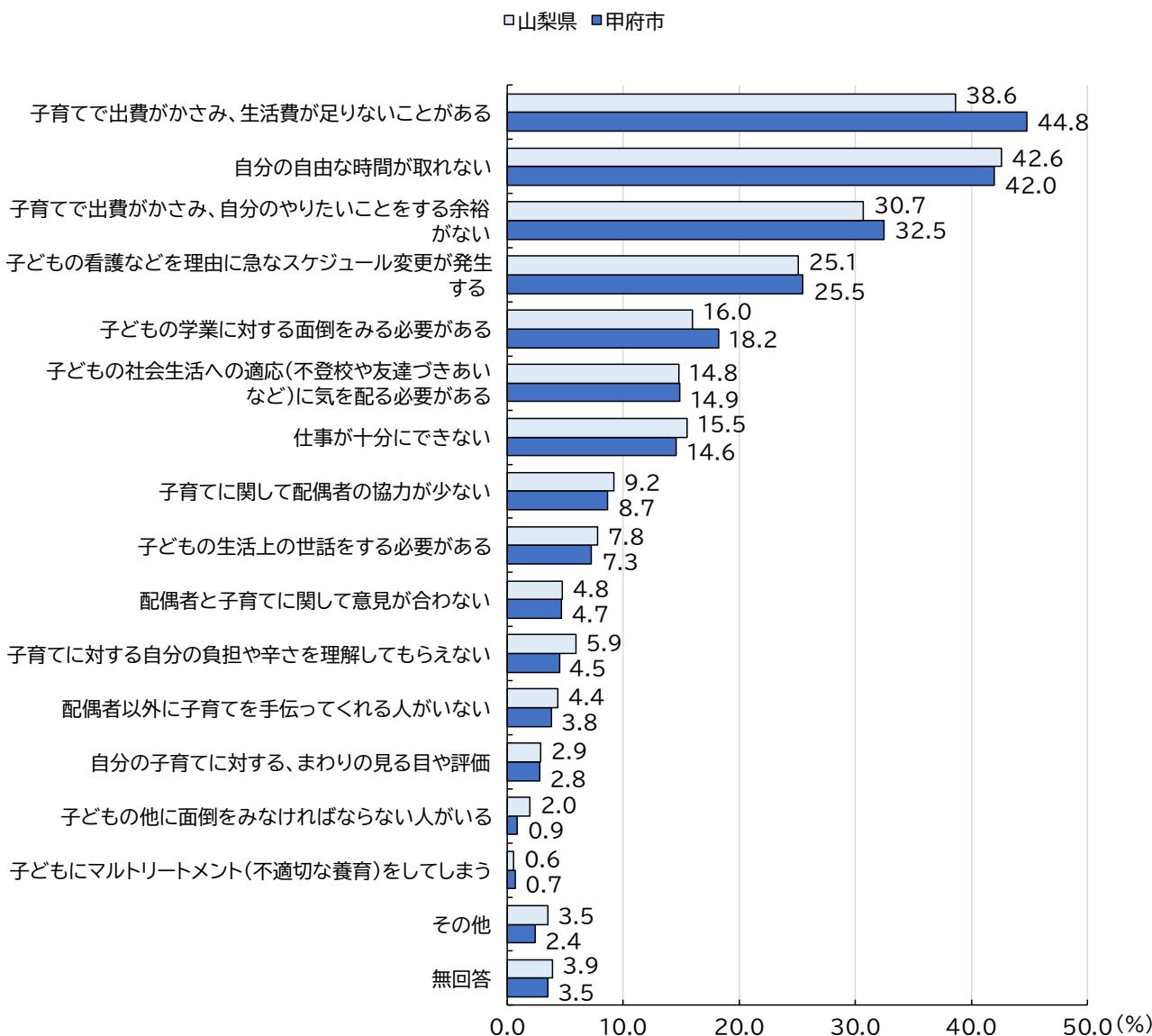
本市で子育てをしにくい点として、「子育てに対する経済的支援」と回答した割合が51.3%、「公園など、子どもの遊び場」と回答した割合が43.0%、「使えるサービス等に関する情報の得やすさ」と回答した割合が30.7%となっており、山梨県全体と比較しても回答の割合が高くなっています。



(資料) 令和5(2023)年度 山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査(ご家族様向け)

子育ての中で感じる負担・辛さの理由(複数回答)

本市の子育ての中で感じる負担・辛さの理由では、「子育てで出費がかさみ、生活費が足りないことがある」と回答した割合が 44.8%と最も高く、次に「自分の自由な時間が取れない」と回答した割合が 42.0%となっています。

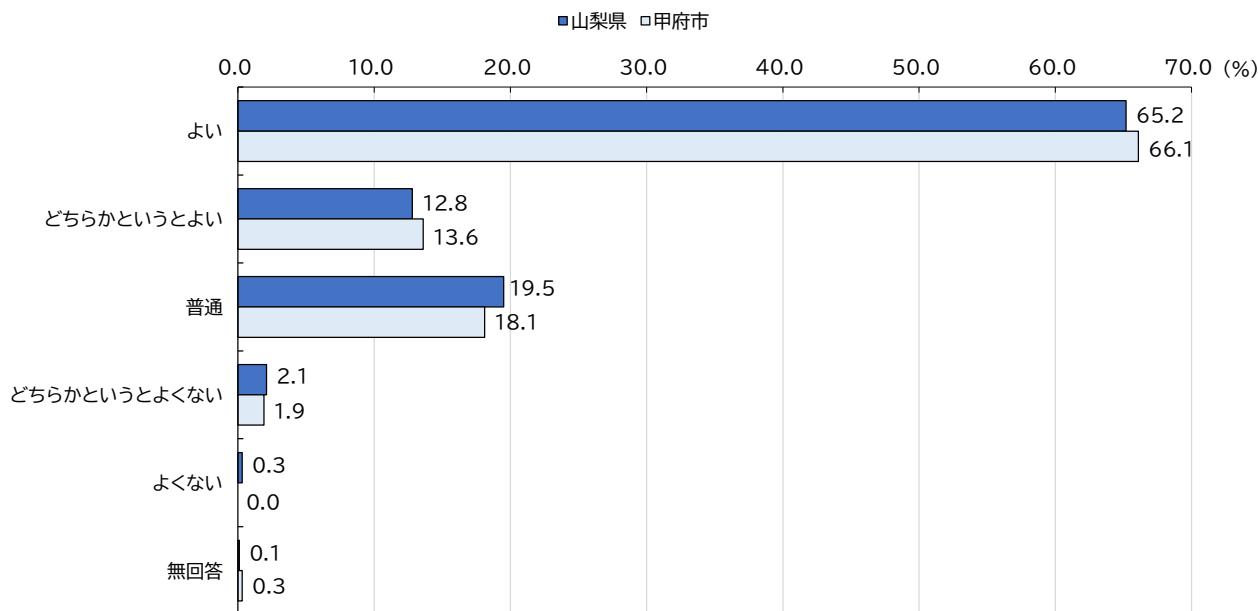


(資料) 令和5(2023)年度 山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査(ご家族様向け)

3 こどもや若者を取り巻く現状

健康状態(単一回答)

本市の子どもの健康状態について、「よい」もしくは「どちらかというとよい」と回答した子どもの割合は 79.7% となっています。



(資料) 令和 5(2023)年度 山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査(お子様向け)



こどもコラム

朝食と健康

朝食を食べないとどうなる？

私たちは寝ている間もエネルギーを使っています。特に脳は寝ている間も働いているため、朝起きた時には脳も体もエネルギーが不足しています。朝食でいろいろな栄養をとらなければ、日中に力が出せなくなってしまうのです。

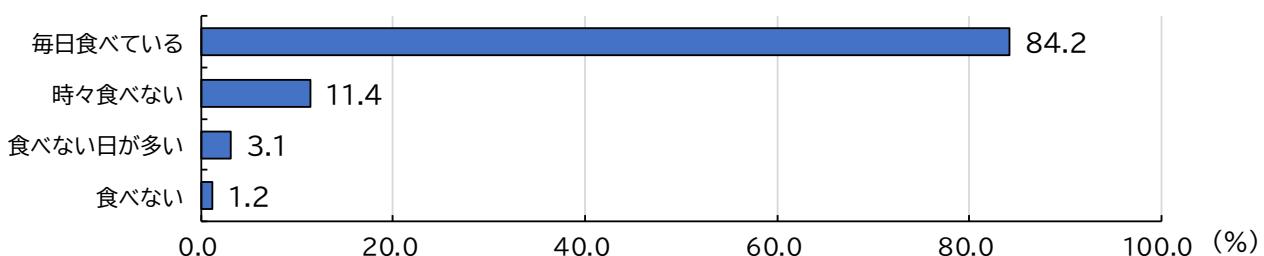
朝食のいいところ

朝食を食べると良いことがあります。例えば、朝食をしっかり噛んで食べれば、脳や胃腸が目覚めるため頭やおなかがすっきりします。これにより早寝早起きのリズムをつくることもできます。また、朝食を食べると胃腸が働いて体が温かくなるため、勉強や運動にしっかり取り組むことができます。朝食を食べて生活リズムを整え、楽しい毎日を過ごしましょう。

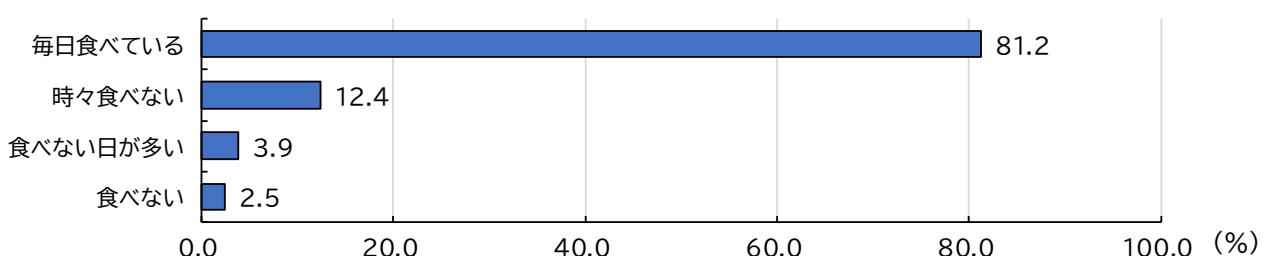
世代別の朝食の摂取状況(単一回答)

健康状態に大きくかかわる朝食について、「毎日食べている」と回答した小学生の割合は84.2%、中学生の割合は81.2%となっています。「ほとんど毎日食べる」と回答した高校生の割合は74.9%、大学生・専門学校生の割合は54.0%となっており、進級するにつれて朝食を食べなくなる傾向がみられます。

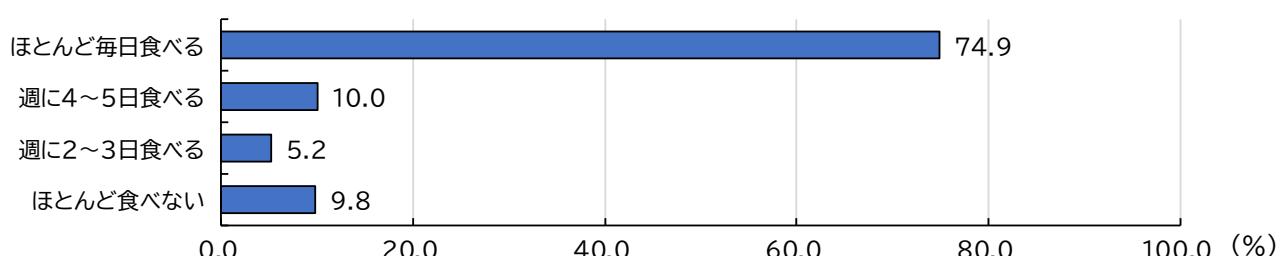
小学生



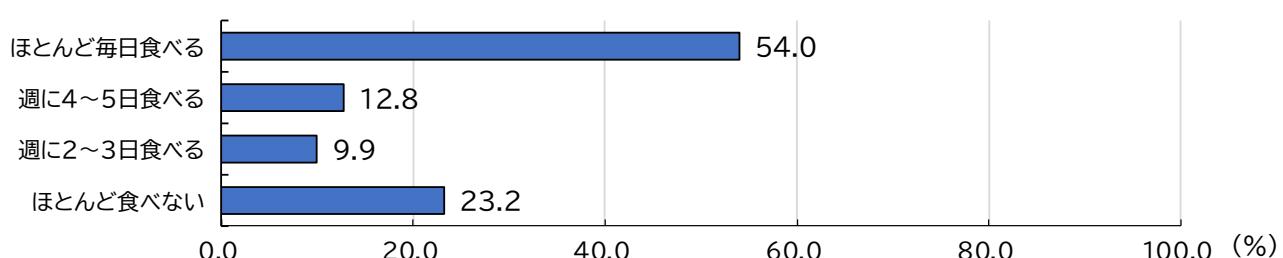
中学生



高校生



大学生・専門学校生



(資料) 小中学生のデータ:令和5(2023)年度 学校給食アンケート

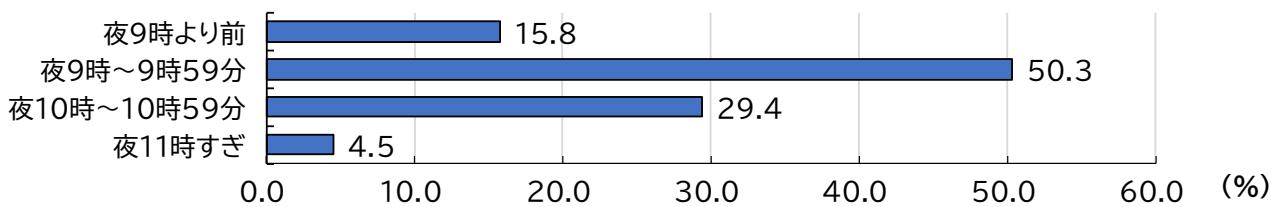
(資料) 高校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(高校生向け)

(資料) 大学生・専門学校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)

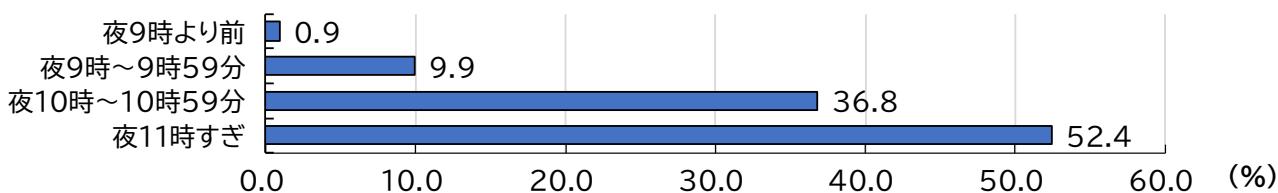
世代別の就寝時間の状況(単一回答)

本市のこどもや若者の就寝時間について、小学生では「夜9時～9時59分」と回答した割合が50.3%と最も高く、中学生では「夜11時すぎ」と回答した割合が52.4%と最も高くなっています。高校生では「午後11時～11時59分」と回答した割合が37.1%と最も高く、大学生・専門学校生では「午前0時～0時59分」と回答した割合が42.0%と最も高くなっています。進級するにつれて就寝時間が遅くなる傾向がみられます。

小学生



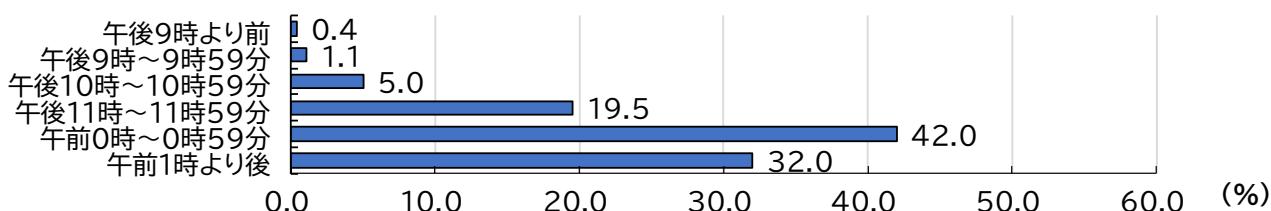
中学生



高校生



大学生・専門学校生



(資料) 小中学生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)

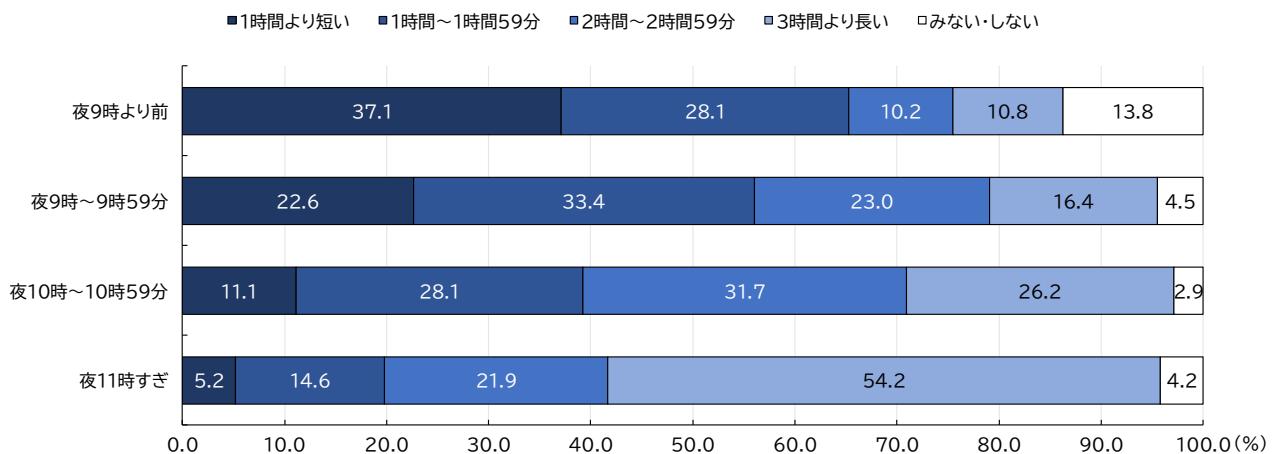
(資料) 高校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(高校生向け)

(資料) 大学生・専門学校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)

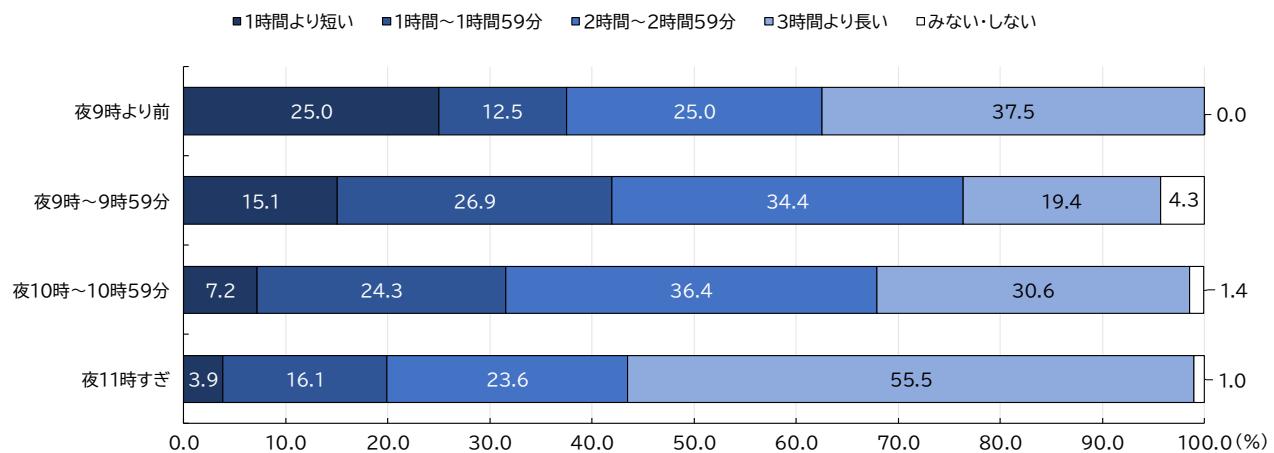
インターネット・SNS の利用状況と就寝時間の関係性

小学生・中学生のうち「夜11時すぎ」に寝ている子どもの約55%が3時間以上SNSやゲームを利用しています。また、高校生、大学生・専門学校生のうち「午前1時より後」に寝ている若者の約60%が4時間以上SNSやゲームを利用しています。このことから、SNS・ゲームの利用時間が長いほど就寝時間が遅くなる傾向がみられます。

小学生



中学生



(資料) 小中学生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)

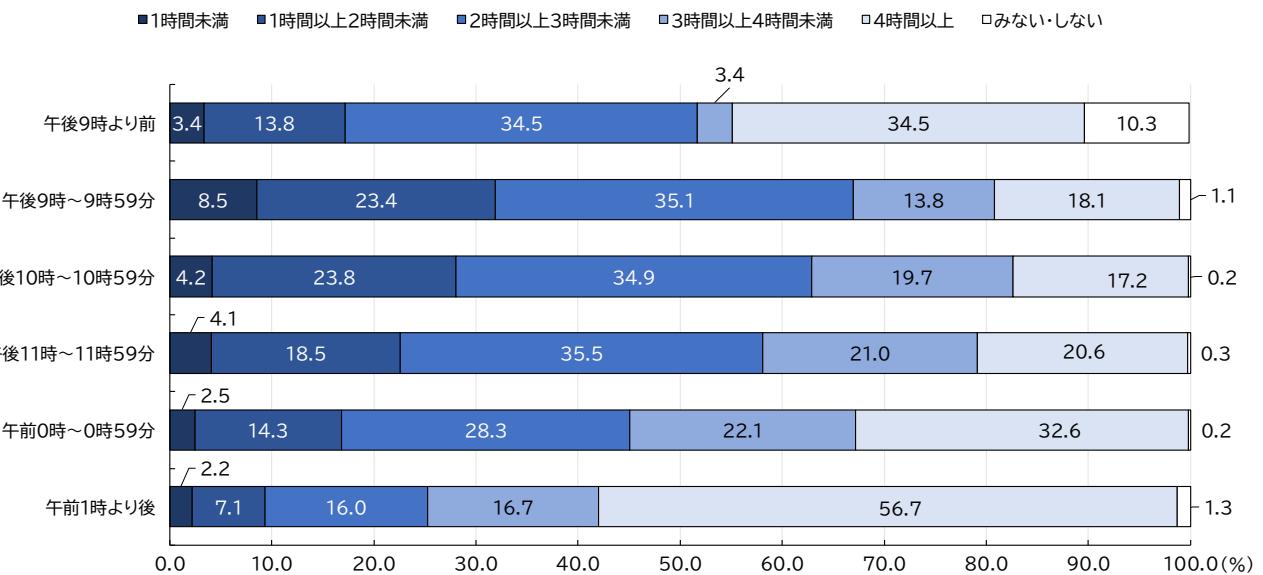


こどもコラム

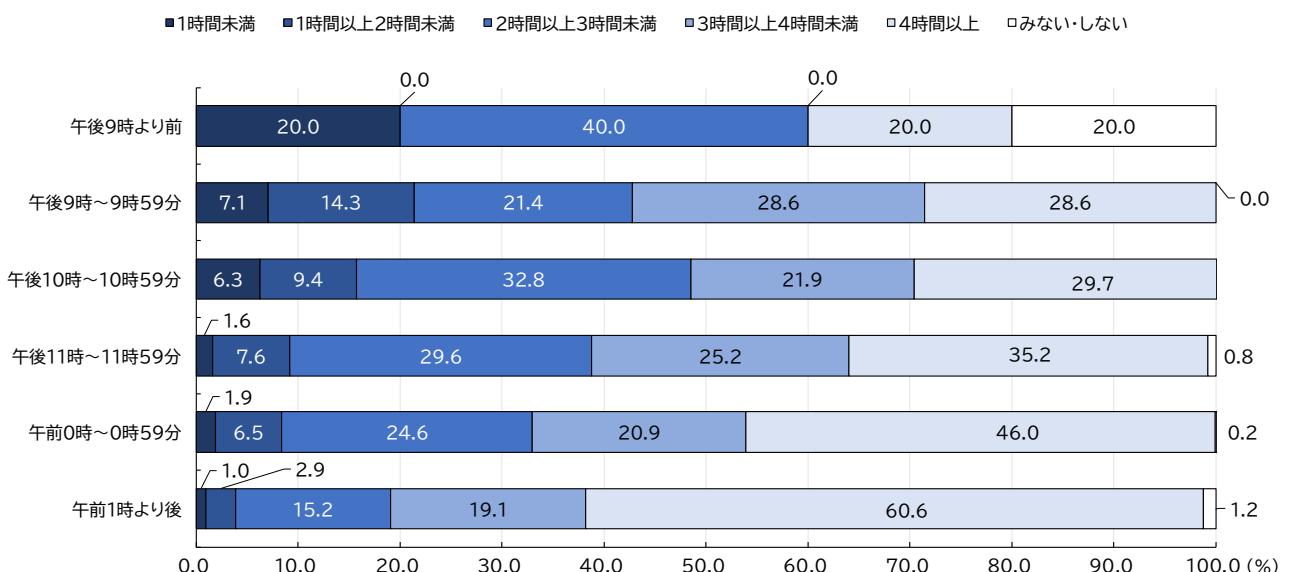
SNSの危ないところ

SNSは知らない人と話せたり、おもしろい動画を見たりできるなど、世界中のひとつながることができるとしても便利なツールです。しかし、見た人が悲しくなる言葉や、自分の写真を使った投稿など、軽い気持ちで行った投稿が多くの人を傷つけたり、犯罪につながってしまう危ない一面もあります。簡単に使えるからこそ、SNSの正しい使い方を学びましょう。困ったことが起きたら、まわりの人に相談してみましょう。

高校生



大学生・専門学校生



(資料) 高校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(高校生向け)

(資料) 大学生・専門学校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)



こどもコラム

SNSの便利なところ

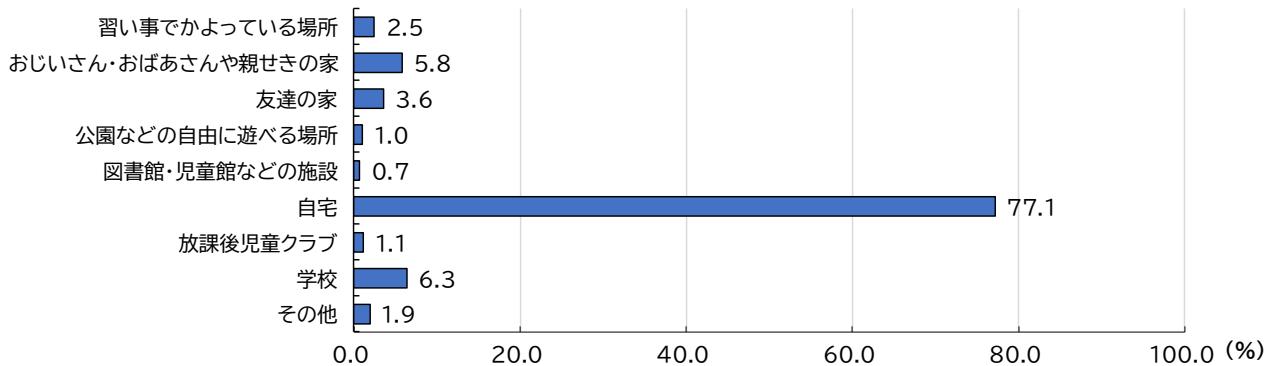
SNSでは知らない人や言語の違う国の人とも簡単に会話ができるため、同じ趣味を持った新しい友達をつくることができます。また、興味があることや好きなことについての情報をたくさん見つけることができるため、楽しく学ぶことにもつながります。

SNSは危ないところもありますが、正しい使い方を覚えることで、とても便利なツールとなります。

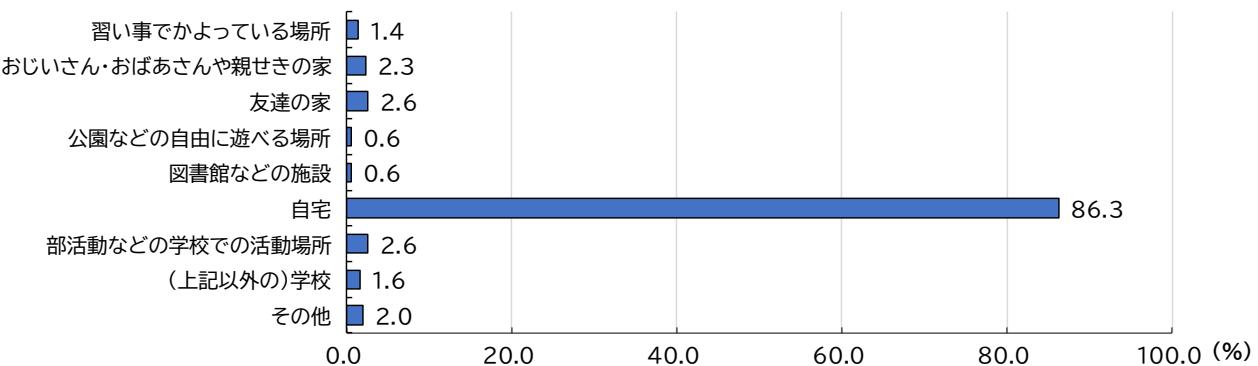
一番安心できる場所(単一回答)

一番安心できる場所として、「自宅」と回答した割合がすべての世代のこどもや若者で最も高く、その割合は、小学生で 77.1%、中学生で 86.3%、高校生で 86.3%、大学生・専門学校生で 88.8% となっています。

小学生(小学3年生と小学5年生の平均)

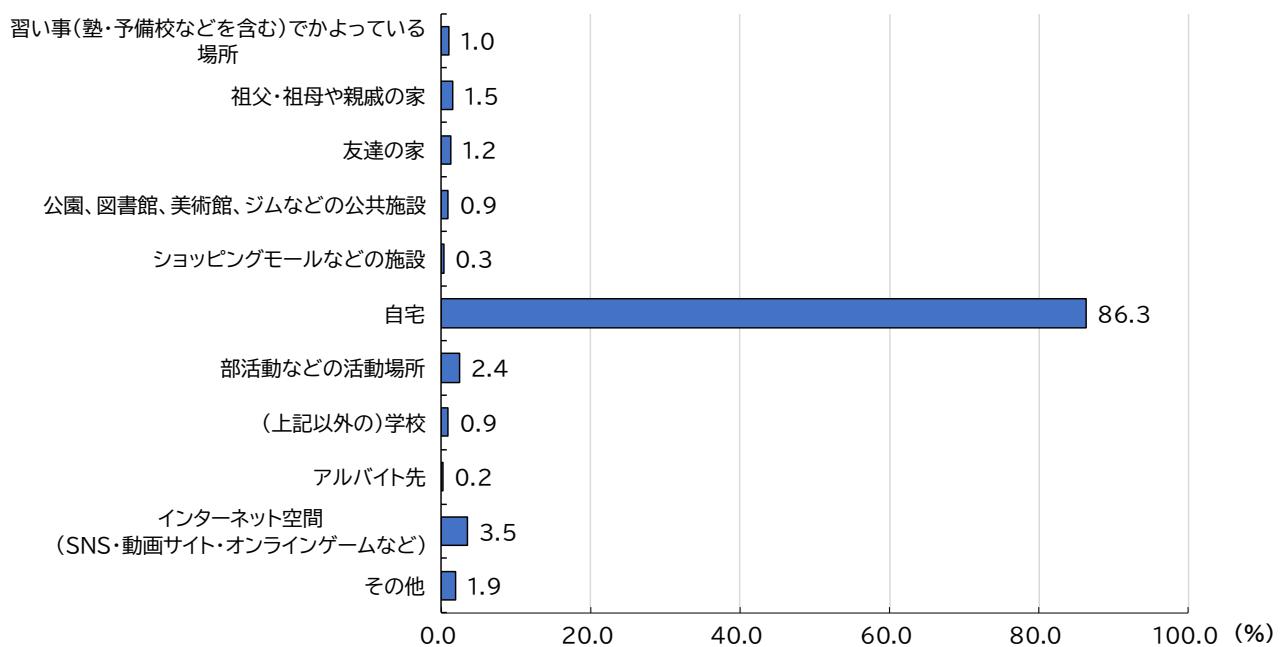


中学生

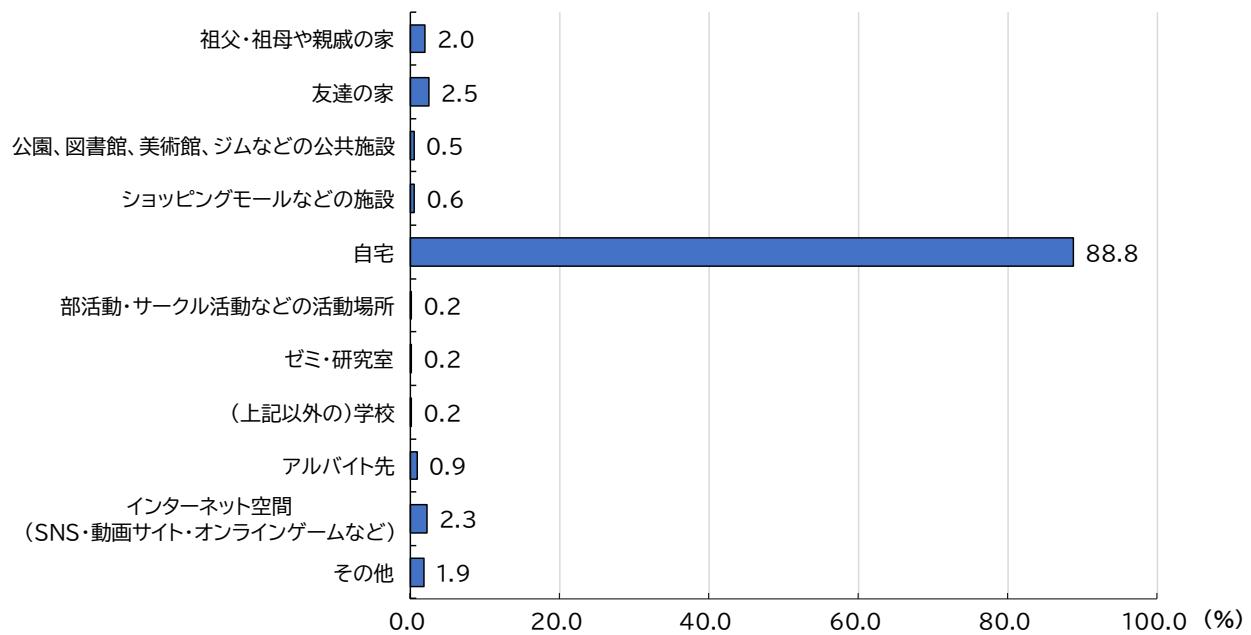


(資料) 小中学生のデータ:令和 6(2024)年度 甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)

高校生



大学生・専門学校生



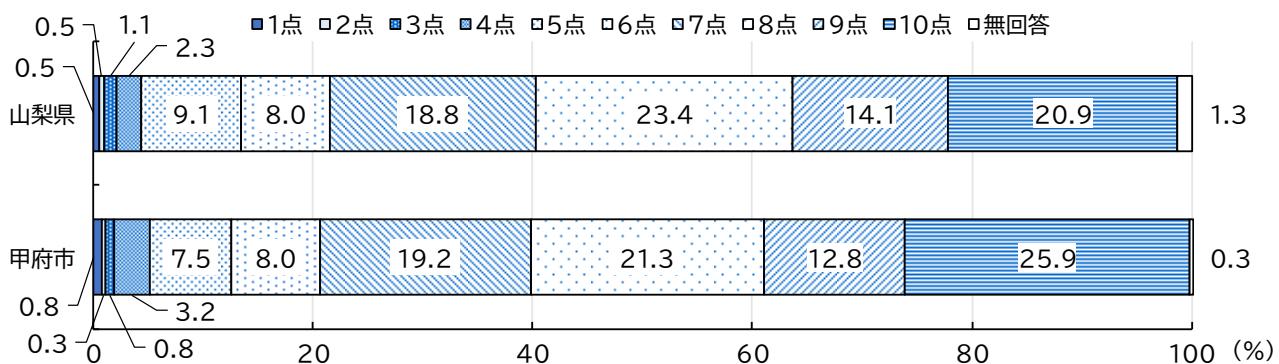
(資料) 高校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(高校生向け)

(資料) 大学生・専門学校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)

現在の生活に対する満足度

現在の生活に対する満足度の評価について、「8点」の割合が山梨県全体で 23.4%、「10点」の割合が本市で 25.9%と最も高くなっています。

一方、評価の平均点は、山梨県全体が 7.8 点、本市が 7.6 点となっています。



(資料) 令和 5(2023)年度 山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査(お子様向け)

愛着(单一回答)

本市への愛着について、「どちらとも言えない」と回答した割合は、高校生で 40.9%、大学生・専門学校生で 43.5%と最も多くなっています。また、「愛着がある」と回答した割合は高校生で 27.0%、大学生・専門学校生で 24.2%となっています。



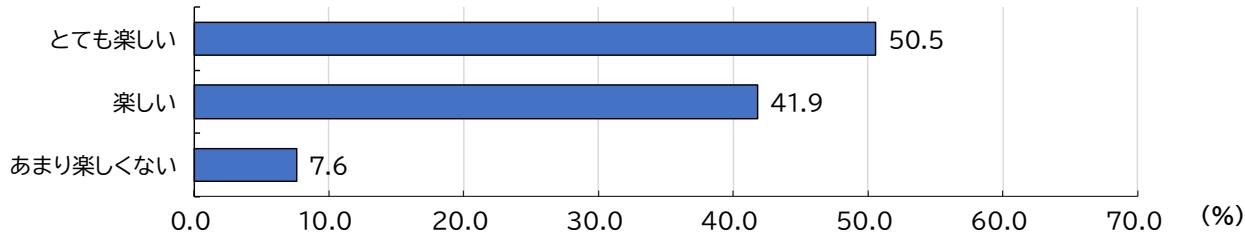
(資料) 高校生のデータ:令和 6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(高校生向け)

(資料) 大学生・専門学校生のデータ:令和 6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)

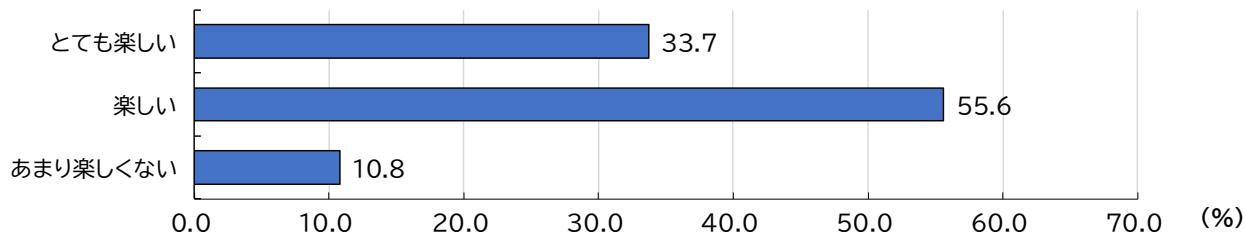
学校への満足度(単一回答)

学校が楽しいと感じる割合について、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせて、小学生で92.4%、中学生で89.3%、高校生で89.5%、大学生・専門学校生で82.2%となっています。

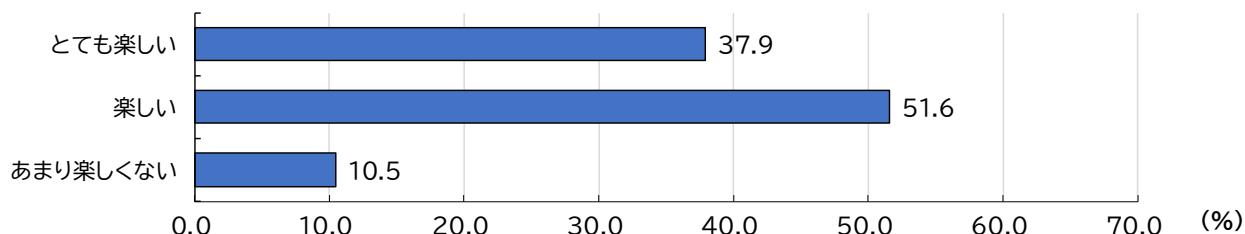
小学生(小学3年生と小学5年生の平均)



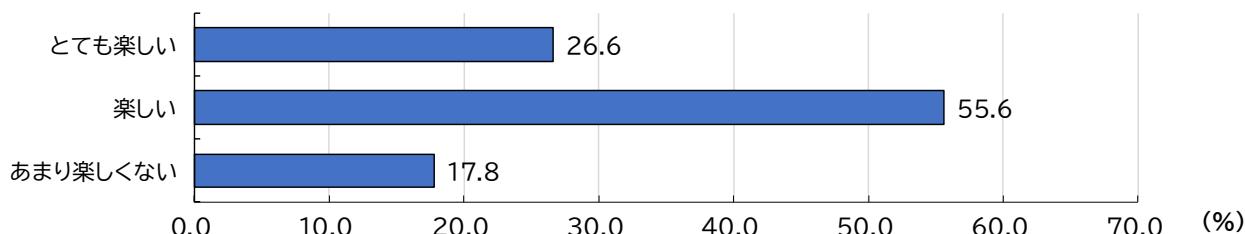
中学生



高校生



大学生・専門学校生



(資料) 小中学生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)

(資料) 高校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(高校生向け)

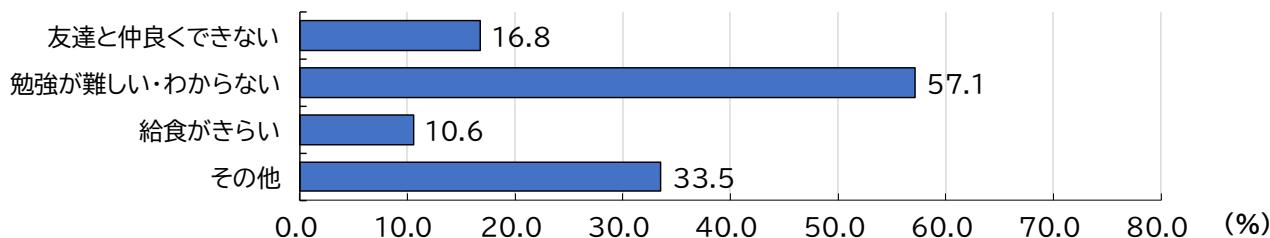
(資料) 大学生・専門学校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)

学校が楽しくない理由(複数回答)

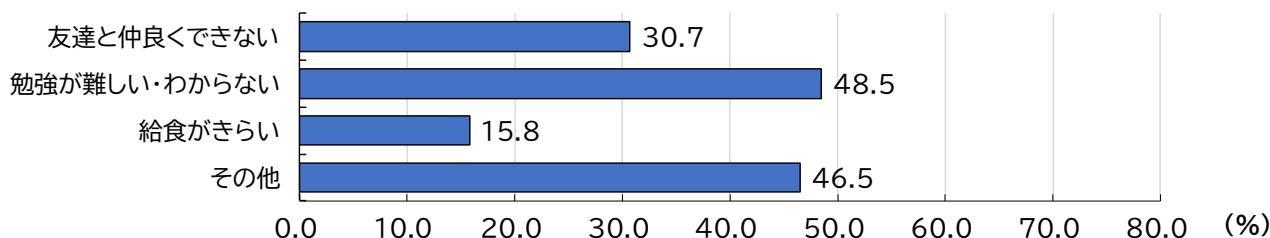
<回答対象者:学校が「あまり楽しくない」と回答した人>

すべての世代のこどもや若者において、学校があまり楽しくない理由を「勉強が難しい・わからない」、「勉強」、「勉強・研究」と回答した割合が最も高く、小学生で 57.1%、中学生で 48.5%、高校生で 64.7%、大学生・専門学校生で 71.5%となっています。

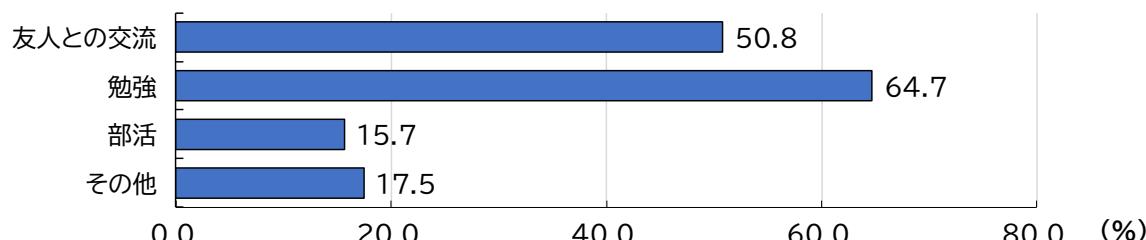
小学生(小学3年生と小学5年生の平均)



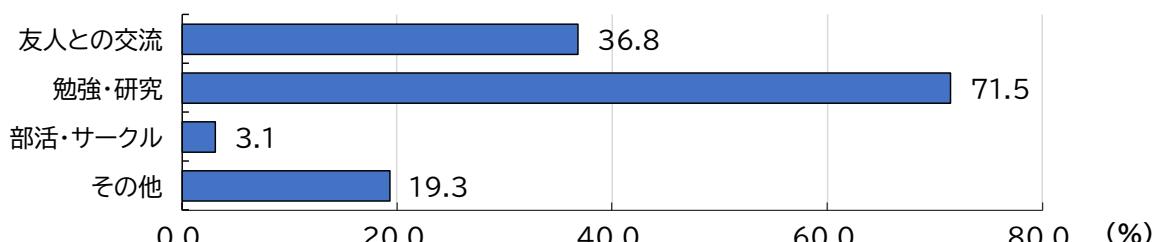
中学生



高校生



大学生・専門学校生



(資料) 小中学生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)

(資料) 高校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(高校生向け)

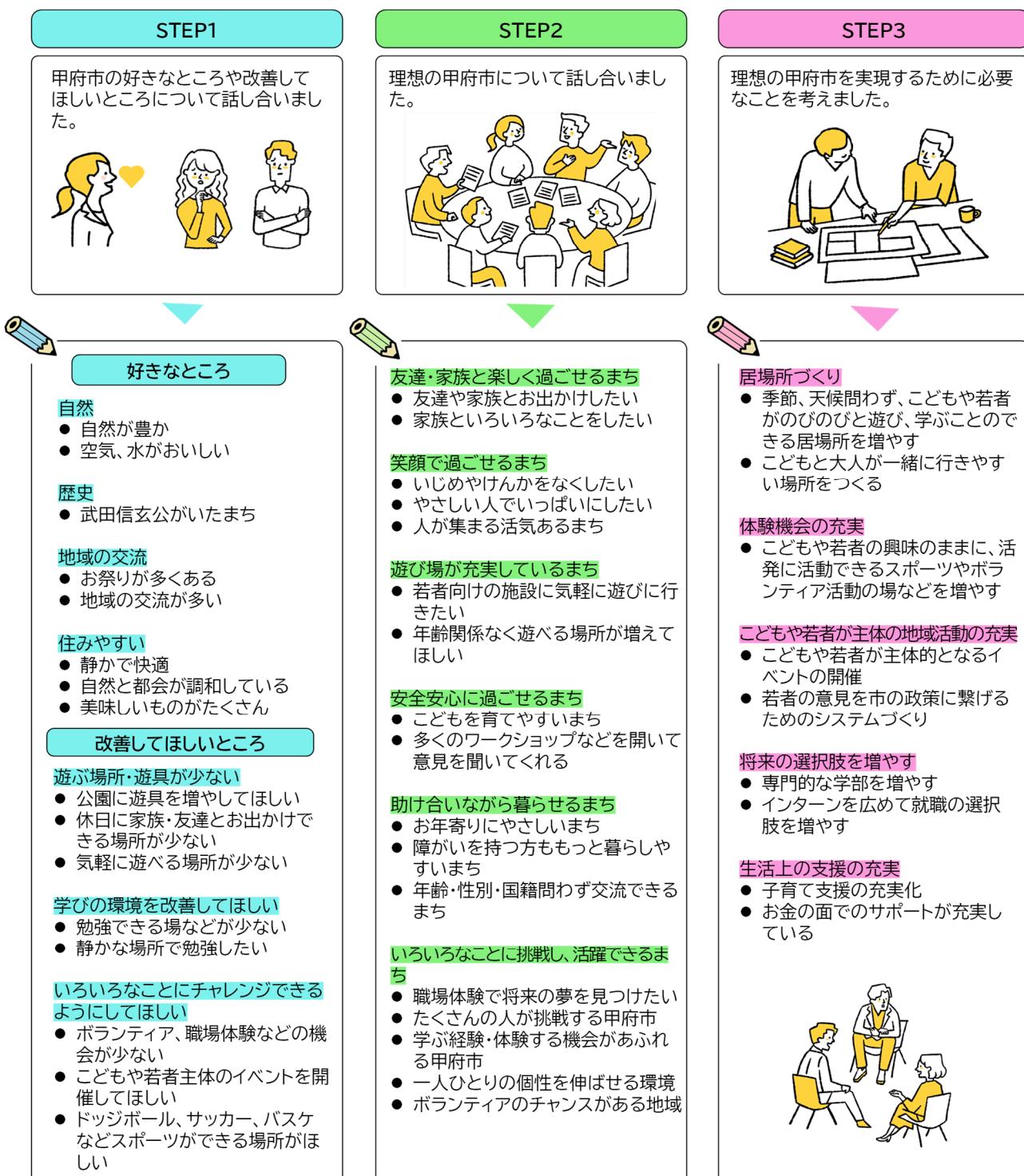
(資料) 大学生・専門学校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)

こどもや若者における甲府市についての意識(ワークショップ結果)

本市の好きなところとして、自然が豊かであることや、地域とのつながりを感じられることが挙げられています。

一方、気軽に遊べる場所や勉強できるスペースが不足しているという声や、職場体験・スポーツ体験などの将来の自身の選択肢を広げられるような体験機会が少ない、といった声も挙げられています。

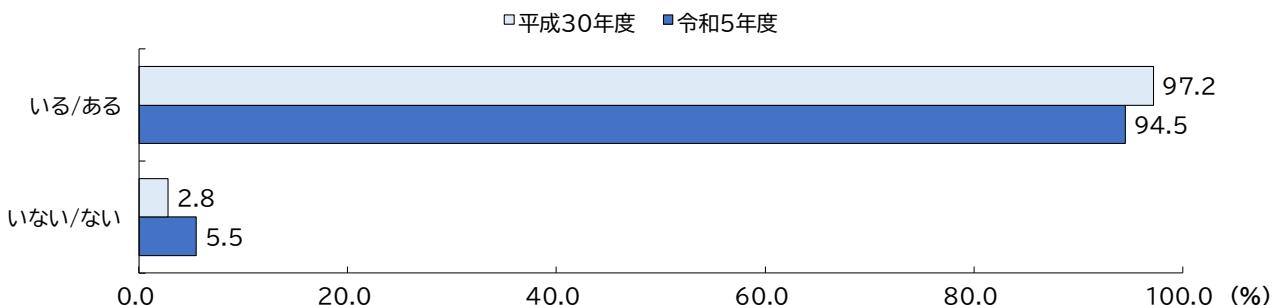
本市の魅力を伸ばしつつ、遊び場の充実や体験活動の活発化のほか、地域イベントの開催などに取り組んでいくことが、こどもや若者の理想の甲府市の姿につながっています。



4 困難を抱えるこどもや若者とその家庭を取り巻く現状

子育て(教育を含む)について気軽に相談できる相手・場所の有無(単一回答)

子育てについて気軽に相談できる相手・場所が「いる/ある」と回答した就学前のこどもを持つ保護者の割合は94.5%となっており、本市では、多くの保護者が相談先を有している一方で、5.5%の保護者は相談先を有していない状況です。



(資料) 平成30(2018)年度 甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査
令和5(2023)年度 甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査



こどもコラム

子育てに関する相談先

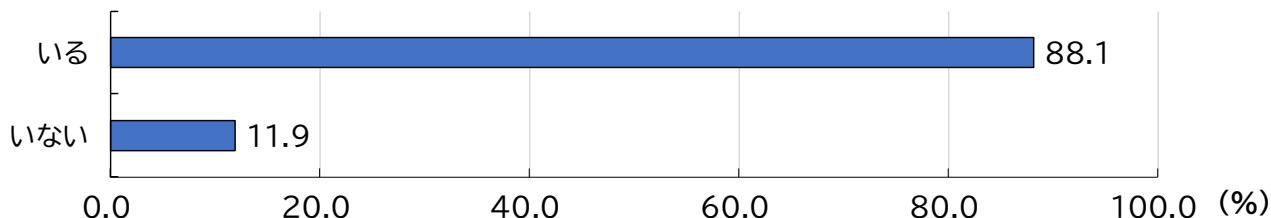
子育てに関して相談できるよう、たくさんの窓口を用意しています。
不安や心配事は一人で抱えず、気軽に相談してみましょう。

名称	内容	日時	連絡先
育児・子育て相談			
こども家庭センター	妊娠・出産・育児・子育てに関する相談 保育所や放課後児童クラブ等の利用に関する相談	月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:15	母子保健課 055-237-8950 子ども保育課 055-298-4473
子育て支援施設（幼児教育センター、地域子育て支援センター、児童館等）	育児・子育てに関する相談	日時や連絡先などの詳細は甲府市ホームページをご確認ください。幼児教育センター、地域子育て支援センターの一覧はP100に掲載しています。	
心の健康相談			
甲府市健康支援センター（甲府市保健所）	心の健康に関する相談	月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:15	055-237-5741
教育・いじめ相談			
児童生徒支援センター「すてっぷ」	不登校、いじめ、特別支援教育*等に関する相談	月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 9:00～16:30	お問合せ 055-232-8019 フリーダイヤル 0120-078-070
子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」	ヤングケアラー*、子どもの権利擁護、青少年に関する相談（学校生活、友人関係、進路等）	月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:15	こども専用ダイヤル 0120-743-011 直通 055-221-3011
子ども・青少年総合相談センター「おひさま」	子育て支援制度、養護に関する相談（家庭での養育困難、児童の虐待等）	月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:15	055-237-5917

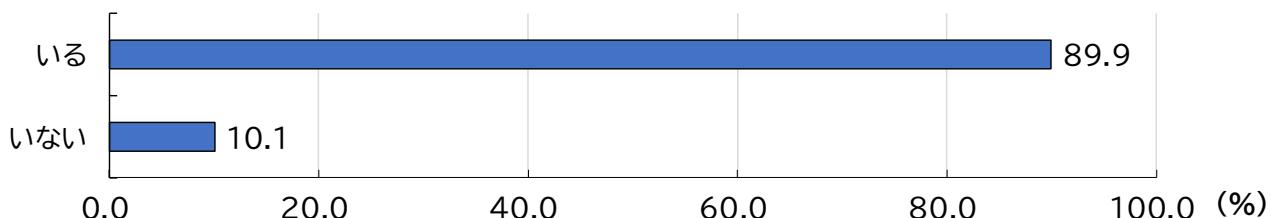
困ったり悩んだりしたときに相談できる人の有無(単一回答)

困ったり悩んだりしたときに相談できる相手・場所が「いる」・「ある」と回答した割合は小学生で 88.1%、中学生で 89.9%、高校生で 89.5%、大学生・専門学校生で 89.8%となっており、本市では、多くのこどもや若者が相談先を有している一方で、約 10%のこどもや若者は相談先を有していない状況です。

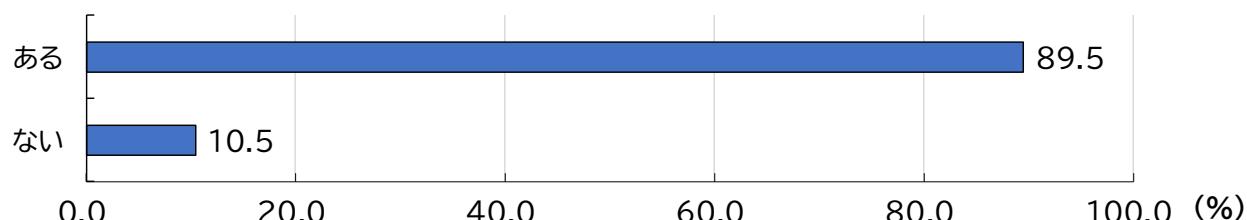
小学生(小学3年生と小学5年生の平均)



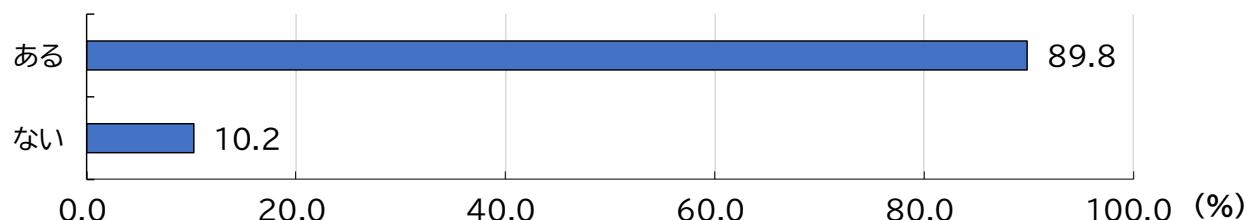
中学生



高校生



大学生・専門学校生



(資料) 小中学生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)

(資料) 高校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(高校生向け)

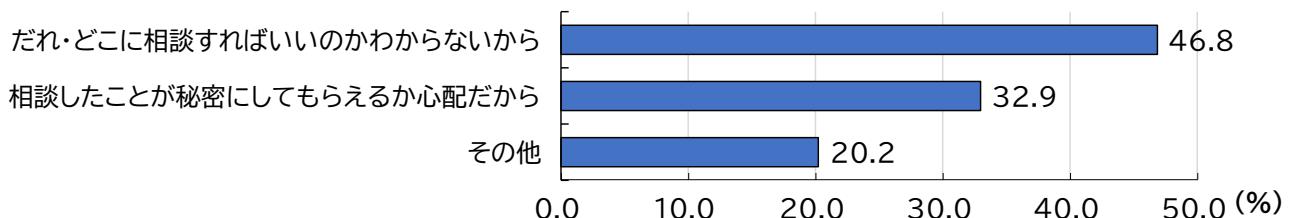
(資料) 大学生・専門学校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)

相談できる人がいない理由(単一回答)

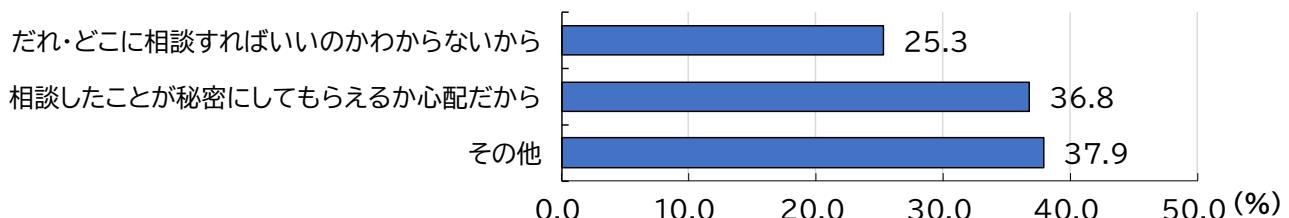
<回答対象者:相談できる人が「いない」と回答した人>

相談できる人がいない理由として「だれ・どこに相談すればいいのかわからないから」と回答した割合が最も高く、小学生で 46.8%、高校生で 45.2%、大学生・専門学校生で 45.8%となっています。一方、中学生では「相談したことが秘密にしてもらえるか心配だから」と回答した割合が「その他」に次いで高く、36.8%となっています。

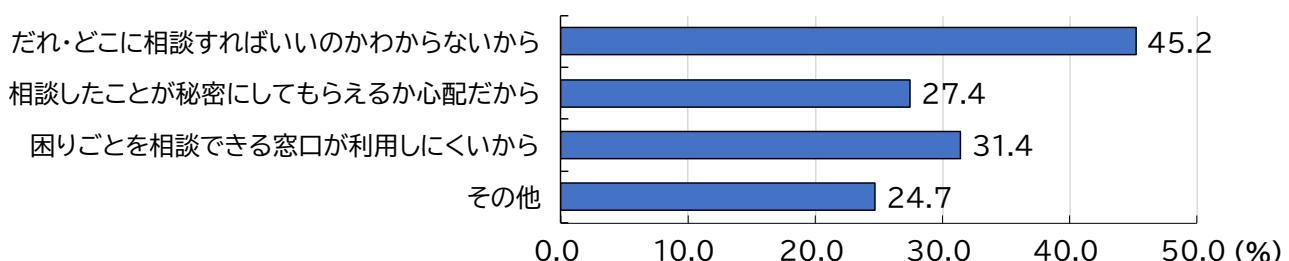
小学生(小学3年生と小学5年生の平均)



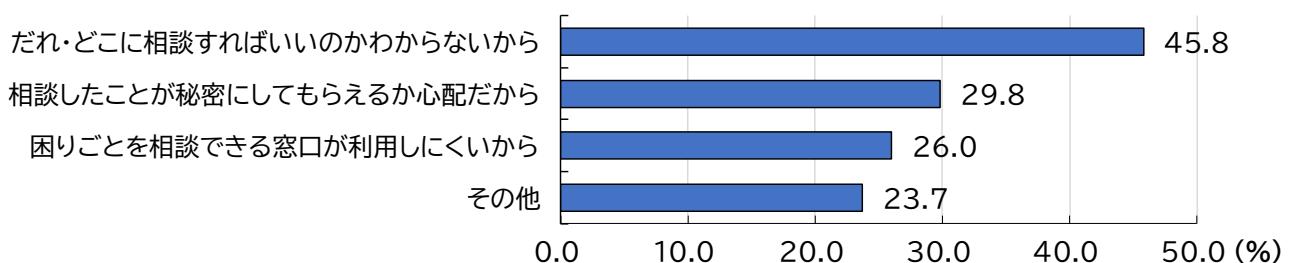
中学生



高校生



大学生・専門学校生



(資料) 小中学生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)

(資料) 高校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(高校生向け)

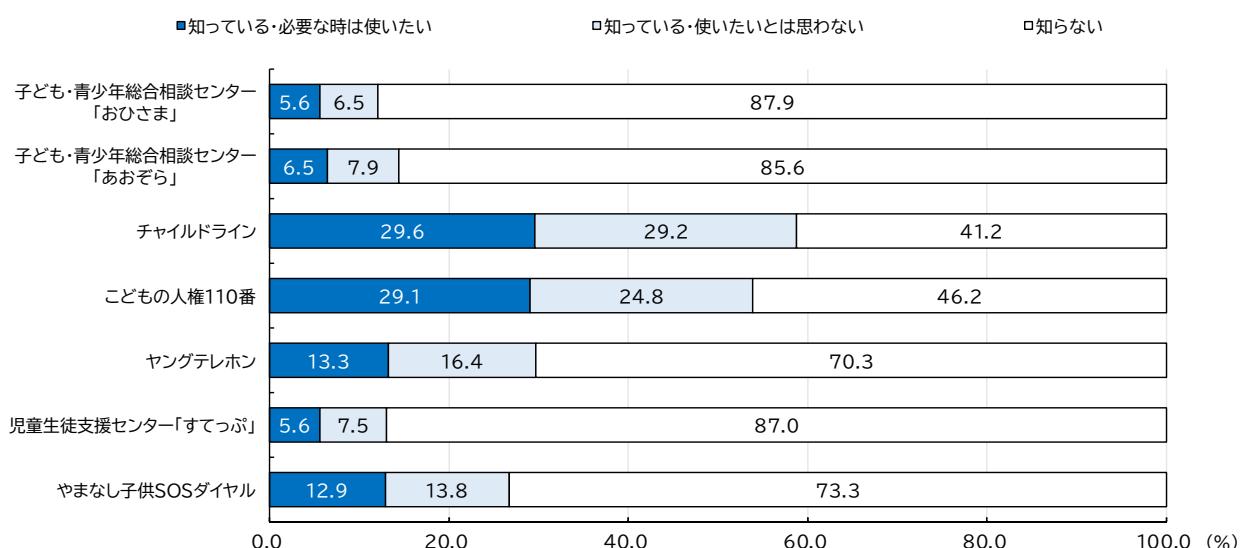
(資料) 大学生・専門学校生のデータ:令和6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)

各相談窓口の認知度(単一回答)

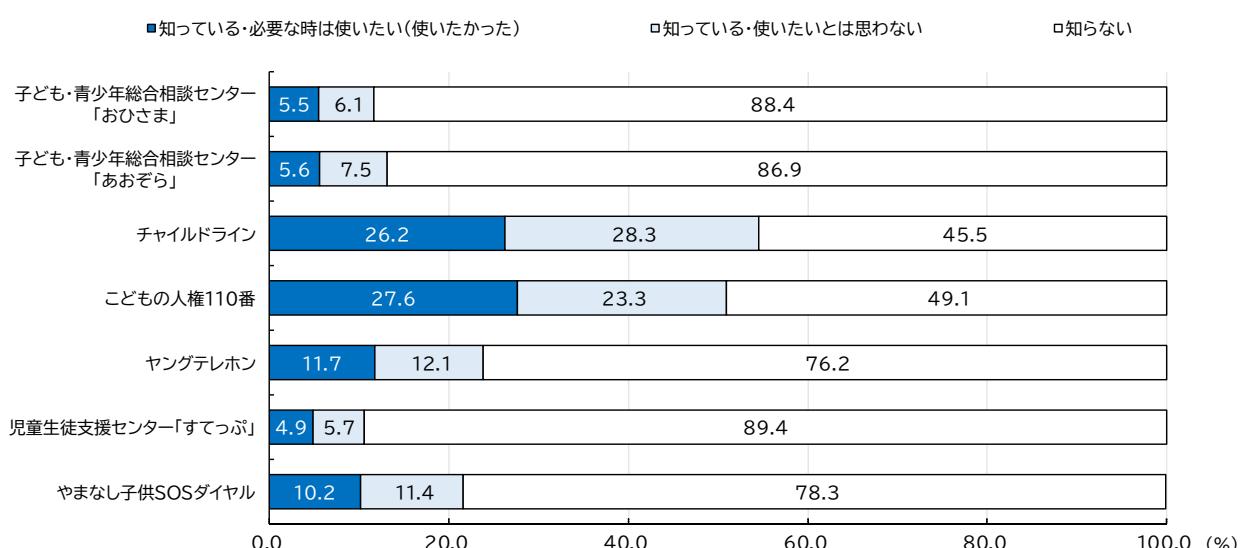
本市のこどもや若者のうち、悩み事や困りごとを相談できる窓口を『知っている(「知っている・必要な時は使いたい」、「知っている・使いたいとは思わない」の合計)』と回答した割合が高いのは、「チャイルドライン」、「子どもの人権 110 番」であり、高校生でそれぞれ 58.8%、53.9%、大学生・専門学校生でそれぞれ 54.5%、50.9%となっています。「チャイルドライン」、「子どもの人権 110 番」を『知っている』と回答した高校生、大学生・専門学校生のうち、約半数が「必要な時は使いたい」と回答しています。

「おひさま」、「あおぞら」、「ヤングテレホン」、「すてっぷ」、「やまなし子供 SOS ダイヤル」の認知度は、高校生と大学生・専門学校生ともに約 10%~30%となっています。

高校生



大学生・専門学校生

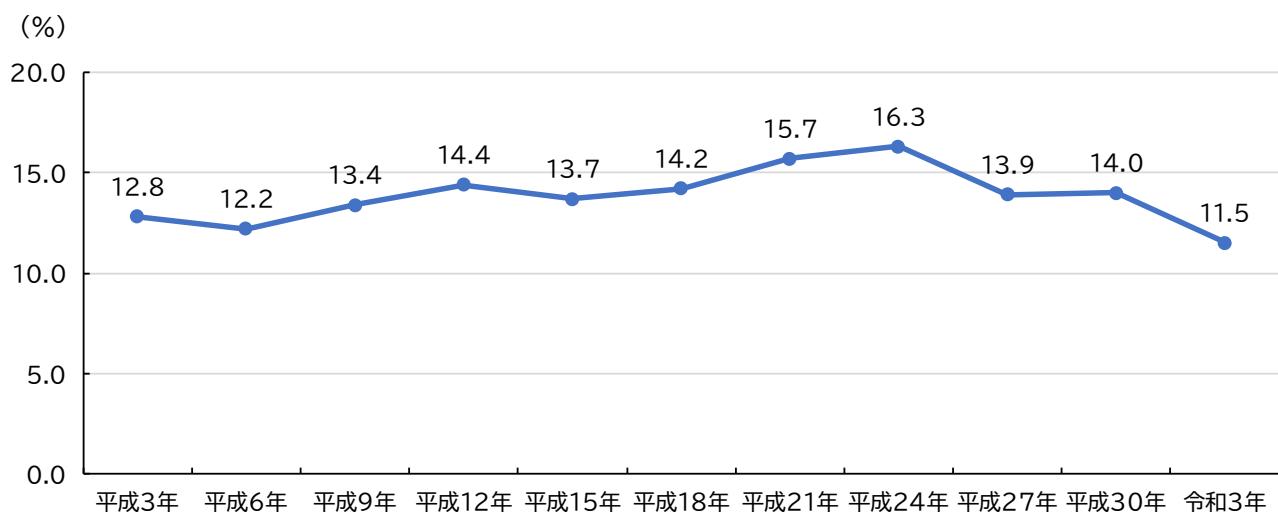


(資料) 高校生のデータ:令和 6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(高校生向け)

(資料) 大学生・専門学校生のデータ:令和 6(2024)年度 甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)

全国のこどもの貧困率

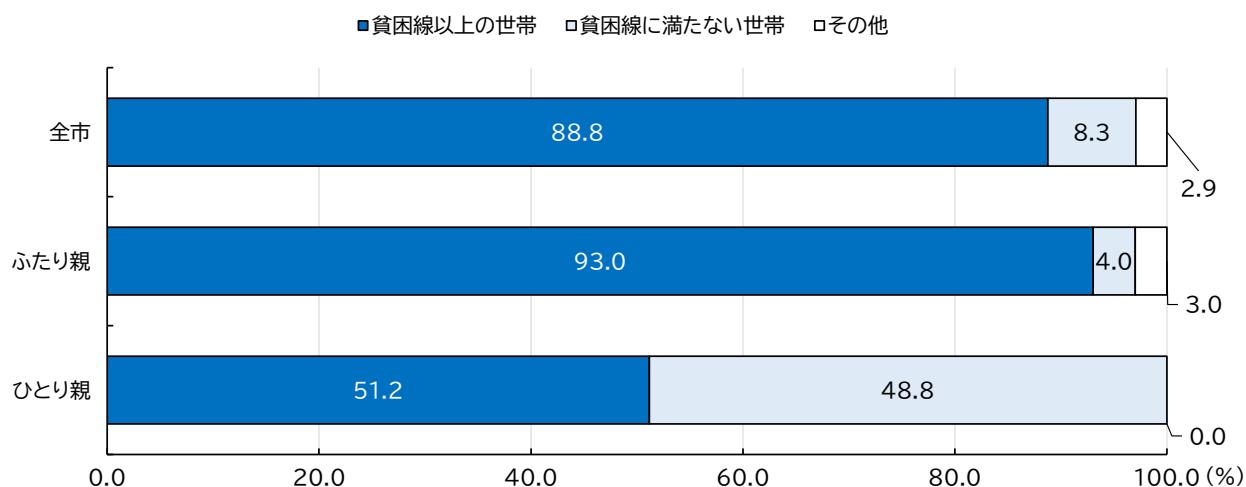
全国的なこどもの貧困率は平成 24(2012)年に 16.3%と過去最高を記録したものの、その後減少傾向にあり、最新の令和 3(2021)年には 11.5%になっています。



(資料) 令和 4(2022)年度 国民生活基礎調査

本市における相対的貧困状況

貧困線(※)に満たない世帯の割合は全市で 8.3%、市内のふたり親家庭で 4.0%、市内のひとり親家庭で 48.8%となっており、ひとり親家庭に貧困世帯が集中しています。



(資料) 令和 5(2023)年度 山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査(ご家族様向け)

※貧困線とは等価可処分所得(世帯の年間可処分所得(手取り収入)を世帯人員で調整したもの)の中央値の半分の額のことであり、調査においては 156.5 万円を貧困線として定義している。

5 前回計画の取組と評価

「甲府市子ども・子育て支援計画(第2期)」の達成状況の評価をしたところ、次の結果を得ています。

数値目標の達成状況

前回計画の数値目標は、概ね達成できている一方で、特に「養育支援訪問」の利用者数に関する目標の達成率が低くなっています。その背景として、育児に対して不安を抱えている妊娠期から乳幼児期のこどもを持つ家庭に対し適切な養育を行うことができるよう、サービスの提供体制は確保しましたが、コロナ禍による利用控え等により、利用実績が低くなつたと考えられます。

数値目標の達成状況

評価	達成率	項目数	割合
A	90%以上	17	63.0%
B	70%以上90%未満	5	18.5%
C	50%以上70%未満	4	14.8%
D	50%未満	1	3.7%
合計		27	100.0%

目標別の達成状況

No	目標名	単位	評価年度	目標値	実績値	達成率	評価
1	スポーツ少年団の活動支援	団数(団)	令和5年度	82	83	101.2%	A
		団員数(人)		1,416	1,583	111.8%	A
2	親子による交流・体験学習の開催	参加者数(人/年)	令和5年度	1,300	988	76.0%	B
		講座数(回/年)		20	27	135.0%	A
3	家庭教育講座の開催	参加者数(人/年)	令和5年度	300	322	107.3%	A
		講座数(回/年)		30	30	100.0%	A
4	家庭教育学級の運営	参加者数(人/年)	令和5年度	800	694	86.8%	B
		学級数(学級/年)		60	72	120.0%	A
5	放課後子供教室の開設	箇所数(箇所/年)	令和5年度	15	14	93.3%	A
		内一体型の箇所数(箇所/年)		6	6	100.0%	A
		延べ参加人数(人/年)		7,500	5,871	78.3%	B
6	意識啓発のための講座や研修会等の開催	延べ参加数(人/年)	令和5年度	30	47	156.7%	A
7	幼児期の学校教育・保育	1号		3,079	3,256	105.7%	A
		2号		3,167	3,256	102.8%	A
		3号		2,620	3,182	121.5%	A
8	地域子育て支援拠点事業の運営	確保量(人回/月)		4,000	4,366	109.2%	A
9	妊娠一般健康診査	確保量(人)		2,550	1,800	70.6%	B
10	乳児家庭全戸訪問(新生児訪問を含む)	確保量(人)		1,000	742	74.2%	B
11	養育支援訪問	確保量(人)		1,000	489	48.9%	D
12	ショートステイの確保と給付	確保量(人日/年)		20	103	515.0%	A
13	ファミリー・サポート・センターの運営	確保量(人日/年)		400	453	113.3%	A
14	一時預かりの確保と給付	在園児		35,000	42,460	121.3%	A
		非在園児		5,500	2,935	53.4%	C
15	延長保育の確保と給付	確保量(人/月)	令和5年度	400	228	57.0%	C
16	病児保育の確保と提供	病児対応型・ 病後児対応型		3,500	1,951	55.7%	C
		体調不良児対応型		7,000	3,822	54.6%	C
17	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブの整備・運営)	確保量(人)		2,010	1,950	97.0%	A

6 現状からみえる主な課題

遊び・体験活動の充実化

- 甲府市の魅力的な部分として、「お祭りなどの地域イベントが多い」、「地域での交流が盛ん」などの声がこどもや若者から挙げられています。しかし、甲府市に愛着を感じている割合は3割以下であり、「どちらともいえない」、「わからない」が5割を占めていることから、“こうふ愛”的な醸成を育むには、より日常に近いところで本市の魅力を感じられるように取り組む必要があります。
- 「放課後・休日に過ごすことができる遊び場や、勉強できるスペースが不足している」との声がこどもや若者から挙げられています。こうした意見を踏まえ、こどもや若者が学校や自宅以外の場所で遊びや学び、体験活動ができる環境の充実を進めていく必要があります。
- 「職場体験やボランティア活動などの体験機会を増やしてほしい」との声が、こどもや若者から多く挙げられています。こうした意見を踏まえ、こどもや若者が早い段階から職場体験やボランティア活動など、様々な経験や体験ができるよう機会を充実させていく必要があります。

困難を抱えるこどもや若者、その家庭への支援

- 貧困等により、こどもや若者の健やかな成長と学びや体験の機会が閉ざされることのないよう、ひとり親家庭をはじめ、ヤングケアラー*などへの支援を充実させていく必要があります。
- こどもや若者の各世代において、相談窓口の認知度が低い状況にあります。そのため、窓口の周知をはじめ、気軽に相談できる環境の充実に取り組んでいく必要があります。

こどもや若者の健康づくり

- こどもや若者の就寝時間とSNS等の利用状況には、大きな関係があります。また、高校生・大学生・専門学校生の朝食を欠食している割合は、小中学生と比較して高い水準にあります。睡眠不足や朝食を摂取しないことによる健康課題が大きくならないよう、引き続き、SNS等のリテラシー教育や健康相談・健康教育等の取組を行っていく必要があります。

こどもや若者の居場所づくり

- 家庭はこどもや若者にとって最も身近で大切な居場所であることから、こどもや若者にとって居心地の良い家庭環境を築いていく必要があります。
- 公園における遊具の設置や図書館、公民館等の既存施設の活用により、こどもや若者世代にとって安全で安心な居場所の充実を進めていく必要があります。

子どもの育ちを支える環境の整備

- こどもや若者の学校生活の満足度は非常に高いものとなっています。一方で、人間関係や勉強が楽しくない・わからないと感じているこどもや若者も一定数います。こうしたこどもや若者にも学びの機会を保障するため、心と学びの支援に引き続き取り組んでいく必要があります。

こどもたちの将来を描くための支援

- 若者の就職をはじめとした将来への不安や悩みの解消に向けて、県内企業をより広く知る機会や広域的な就職ガイダンスの開催など、情報提供や相談支援の充実を図る必要があります。
- 自身の希望に応じた将来を選択することができるよう、職場体験やインターンシップなどの体験機会の創出を進めていく必要があります。

子育て家庭への支援

- 山梨県が実施したアンケート調査では、子育てに関する支援の評価が山梨県全体の平均 5.2 点に対し、本市は 4.7 点と少し低い水準にあります。そのため、子育てに対する負担への軽減、こどもの遊び場の整備、サービスに関する充実した情報の発信など、さらにバランスの良い子育て施策に取り組んでいく必要があります。
- 就学前のこどもが日常的に過ごす場所が家庭から幼稚園・認定こども園*等に移っていることや、母親の就労割合が増加していることから、保育ニーズが高まっていることがうかがえます。また、就労形態も多様であることから、様々な状況に応じた保育環境の充実を図る必要があります。
- 子育て中の保護者が感じる負担や辛さは、「経済的負担」のみならず「自分の時間が取れない」など、時間的ゆとりが少ないとによる「心理的負担」も大きな要因となっています。子育てへの充実感を高めるためには、こうした状況を軽減していく必要があります。

第3章 計画目標と施策体系

1 計画目標

こどもや若者は、次代を担う貴重な存在であり、自立した個人として、ひとしく健やかに成長していくことは、子育てをする当事者だけでなく社会全体の喜びでもあります。女性が働きやすい環境の整備が進み、共働き世帯の増加はもとより、コロナ禍で加速した働き方の多様化や生活様式の変化により、人とのかかわりが希薄化するなど、こどもや若者を取り巻く環境も大きく変化しました。また、こどもや若者が直面する課題が複雑かつ複合化していく中、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、こどもや若者の権利がひとしく守られるよう、こどもを「権利の主体」と捉えた社会環境の整備が求められています。

本市では、令和2(2020)年に、これまで以上にこどもへの支援を充実・強化させるため、「子育ち応援*」の施策を推進することを新たに計画目標に位置づけ、また、同年に制定した「甲府市子ども未来応援条例*」の目的や基本理念を踏まえた「甲府市子ども・子育て支援計画(第2期)」を策定し、「子育て支援*」と「子育ち応援*」を両輪として、子ども・子育て支援をさらに充実させながら、本市の施策及び事業を総合的かつ計画的に推進してきました。

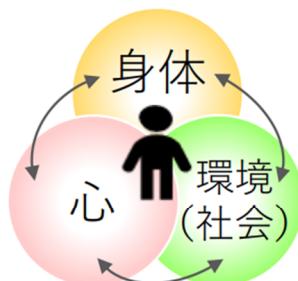
本計画は、これらの取組を継承しながら、国が制定した「こども基本法」や「こども大綱*」に掲げられた「こどもまんなか社会*」の実現に向け、すべてのこどもや若者がひとしく健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活できることを目指し、こどもや若者、子育て当事者のそれぞれのライフステージに合わせた5つの計画目標を設定します。



こどもコラム

ウェルビーイングとは？

ウェルビーイングとは、身体、心、それを取り巻く環境・社会が自分にとってすべて良い状態にあり、今も将来もずっと幸せに生きられることです。例えば、学校で友達と遊んだり、家族とコミュニケーションを取ってほつとしたり、夢や目標を持っていろいろなことに挑戦することもウェルビーイングの一部です。



「身体」「心」「環境・社会」の良い状態を保つことは、すべての人のウェルビーイング向上につながります。

出典:こども家庭庁 幼児期までこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)

● 計画目標

計画目標1 こどもや若者の育ちを応援し、みんなが活躍できる「こどもまんなか」社会をつくる

対象:全世代のこどもや若者

こどもや若者はそれぞれ多様な背景を持っており、成長の過程で、置かれる環境や心身の状況も大きく変化していきます。本市の将来を担う貴重な存在であるこどもや若者が、安全安心な生活を送りながら、それぞれの権利が守られ、状況に応じた支援を受けることができる体制を整備します。また、こどもや若者が自己肯定感や自己有用感を高め、社会とのかかわりを強く持てるよう、地域全体でこどもや若者の育ちを応援する機運を醸成し、様々な体験機会の創出を推進していきます。

計画目標2 きめ細かな子育て支援で、こどもたちが健やかに育まれる環境をつくる

対象:誕生前・乳幼児期のこども

乳幼児期のこどもは、多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、育ちの環境は多様となります。親子への切れ目のない保健と医療の提供のみならず、子どもの愛着形成や他者とのかかわりによる健やかな育ちを支える環境づくりを推進していきます。

計画目標3 新時代の学びや居場所を充実し、こどもたちが健やかに成長できる環境をつくる

対象:学童期・思春期のこども

学童期となる小学生から思春期の中学生・高校生は、心身の急速な成長の過程にあり、また、変化をしていく学習環境の中で、不安を抱きながら成長していきます。すべての子どもの学力と社会性を培う機会がひとしく保障されるよう、安全安心な子どもの居場所づくりや教育環境の整備を推進していきます。

計画目標4 若者のチャレンジを応援し、自分らしさを築ける環境をつくる

対象:青年期の若者

大学生や専門学校生などの若者は、自身の成長とともに将来を強く意識しながら、日々を過ごしています。若者が夢を持ち、様々な選択肢の中から、自分が描いた未来を築いていき、前を向いて挑戦できる環境づくりを推進していきます。

計画目標5 ともに支え合い、人生を楽しみながら子育てできる環境をつくる

対象:子育て当事者

保護者でもある子育て当事者は、こどもや若者の成長に最も影響のある存在です。その当事者が経済的な不安や孤立感、過度な使命感などを抱くことなく、自己肯定感とゆとりを持って子育てできるよう、心理的負担や経済的負担を軽減するための支援や地域全体で支える体制を充実していきます。

2 基本施策

計画目標を達成するため、各目標には、具体的な取組となる基本施策を以下のとおり設定します。

計画目標1 こどもや若者の育ちを応援し、みんなが活躍できる「こどもまんなか」社会をつくる

基本施策1 多様な遊びや体験の充実と社会参画への機会の創出

こどもや若者が自己肯定感や自己有用感を培い、社会参画への主体性を高めることができるよう、自然体験や職業体験、文化芸術体験などの多様な体験機会の創出のほか、様々な団体と協力して生活習慣の形成に取り組みます。

また、遊びや本市ならではの体験を通して、“こうふ愛”の醸成を図るとともに、だれもが活躍できる体験型イベントの開催などにも取り組みます。

基本施策2 こどもや若者の権利をまもる支援の強化

こどもや若者及びその家庭が抱える様々な困難から、こどもや若者の権利を守り、安全安心な暮らしができるよう、切れ目のない保健や医療の提供に取り組みます。

また、こどもや若者の貧困対策や児童虐待の防止・ヤングケアラー*への支援、障がい児・医療的ケア児*への支援などにも取り組みます。

計画目標2 きめ細かな子育て支援で、こどもたちが健やかに育まれる環境をつくる

基本施策3 親子の絆を大切にする切れ目のない支援の充実

妊娠前から出産後の育児に対する不安を軽減できるよう、切れ目のない支援を行います。また、親子の安定した愛着(アタッチメント*)を育み、こどもの健やかな成長が実感できるよう、地域子育て支援センターなどを拠点に、親子ふれあい遊びの充実や保護者同士の交流機会の創出などに取り組みます。

また、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じた教育・保育の環境整備にも取り組みます。

計画目標3 新時代の学びや居場所を充実し、こどもたちが健やかに成長できる環境をつくる

基本施策4 安心できる子どもの居場所づくり

子どもが安全で安心して過ごすことができ、地域や人とのつながりが持て、自分らしさを発見できる多様な居場所づくりに、こどもや若者の声を聴きながら取り組みます。

基本施策5 一人ひとりに寄り添った教育環境の整備

子ども一人ひとりが可能性を伸ばしながら成長できるよう、学校や地域で子どもの学びを保障するとともに、きめ細かな学習支援や心理的安全性の確保に取り組みます。

計画目標4 若者のチャレンジを応援し、自分らしさを築ける環境をつくる

基本施策6 ライフデザインを描くための支援の充実

様々な角度から社会を見つめ、自分らしい未来を描き、その実現に向かって進めるよう、多様な働き方の中で、自立した生活への一歩を踏み出していくための支援や結婚を希望する若者への支援などに取り組みます。

また、早い段階から「県央ネットやまなし」圏域内の企業に関する情報を得る機会を提供するなど、本市をはじめとした圏域内での就労や定住を支援・促進します。

計画目標5 ともに支え合い、人生を楽しみながら子育てできる環境をつくる

基本施策7 子育てへの心理的負担と経済的負担の軽減

こどもや若者を支える家庭(子育て当事者)が不安や孤立感を抱くことなく子育てができるよう、様々な相談などの支援や子育てにかかる費用への助成に取り組みます。

また、子育て当事者が子育てと仕事を両立できる環境づくりにも取り組みます。

基本施策8 地域で子育て家庭を支える体制の充実

家庭内の良好な子育て環境が保てるよう、こども家庭センター・ファミリー・サポート・センターのほか、愛育会の活動などにより、地域の中で子育て家庭を支えるとともに、地域子育て支援センターなどで、子育てに関する相談や学びができるよう、地域密着型の子育て支援にも取り組みます。

基本施策9 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭で育つ子どもの権利が守られるよう、手当等の支給や自立に向けた支援に加え、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、安全で安心な暮らしができるよう、当事者に寄り添った相談支援や生活支援などに取り組みます。

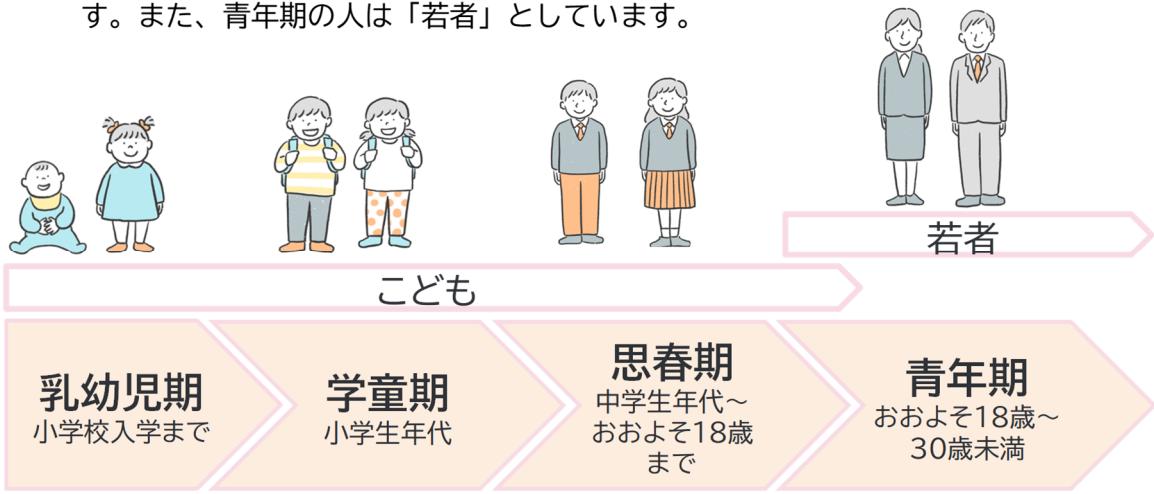


こどもコラム

「こども」と「若者」の区分について

こどもから若者に成長していくステップは、小学校入学までの「乳幼児期」、小学生年代の「学童期」、中学生年代からおおよそ18歳までの「思春期」、おおよそ18歳から30歳未満の「青年期」に分けられることが多いです。

この計画では、乳幼児期から学童期、思春期までの人を「こども」としています。また、青年期の人は「若者」としています。



3 施策の体系

計画目標1

こどもや若者の育ちを応援し、みんなが活躍できる「こどもまんなか」社会をつくる

基本施策1

多様な遊びや体験の充実と社会参画への機会の創出

基本施策2

こどもや若者の権利をまもる支援の強化

計画目標2

きめ細かな子育て支援で、こどもたちが健やかに育まれる環境をつくる

基本施策3

親子の絆を大切にする切れ目のない支援の充実

計画目標3

新時代の学びや居場所を充実し、こどもたちが健やかに成長できる環境をつくる

基本施策4

安心できる子どもの居場所づくり

基本施策5

一人ひとりに寄り添った教育環境の整備

計画目標4

若者のチャレンジを応援し、自分らしさを築ける環境をつくる

基本施策6

ライフデザインを描くための支援の充実

計画目標5

ともに支え合い、人生を楽しみながら子育てできる環境をつくる

基本施策7

子育てへの心理的負担と経済的負担の軽減

基本施策8

地域で子育て家庭を支える体制の充実

基本施策9

ひとり親家庭への支援の充実

4 本計画の評価指標

本計画の進捗・達成状況を把握・評価するための調査方法

本計画の進捗・達成状況を把握・評価するために、「市民が効果を実感しているか」という視点で、定性的な情報を可視化して、客観的に評価できるよう指標を設定します。評価については、以下の調査を行い、市民が考える満足度・実感度等を収集していきます。

調査概要	対象	調査項目
甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)		
子どもの日常生活や学校生活の状況(健康状態、安心できる居場所、困ったときの相談先など)のほか、自分の将来の夢についてのアンケート調査を実施	<ul style="list-style-type: none"> 小学生 (3年生・5年生) 中学生 (2年生) 	<ul style="list-style-type: none"> 今の生活への満足度 学校生活の充実度 悩みや不安などを相談する相手の有無 など
甲府市若者の意識調査(高校・大学・専門学校生向け)		
若者の日常生活や学校生活の状況(健康状態、安心できる居場所、困ったときの相談先など)のほか、自分の将来や理想とする甲府市の姿などについてのアンケート調査を実施	<ul style="list-style-type: none"> 高校生 大学生 専門学校生 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活の充実度 悩みや不安などを相談する相手の有無 本市への愛着度 本市への将来的な居住希望など
甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査		
保護者及びその子どもの状況(子どもが普段過ごす場所、困ったときの相談先、保護者の就労状況など)のほか、各サービスの利用状況・利用希望、子育てに対する意識などのアンケート調査を実施	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童の保護者 小学生の保護者 	<ul style="list-style-type: none"> 地域や社会に支えられた中で、子育てができていることへの実感度 子育ての悩みや不安などを相談する相手の有無 など
甲府市市民実感度調査		
甲府市総合計画に位置づけられている各施策に対する市民(年代別)の実感についてのアンケート調査を実施 ※実感度については、「そう思う」、「ややそう思う」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」の選択肢を4点～1点にて評価	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上の市民 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援施策に対する充足度 など

本計画の進捗・達成状況の評価指標

評価指標については、「こども大綱*」で設定する数値目標を参考に「生活」「安心」「将来」の3つの視点から、指標を設定します。

生活の視点

指標1

「今の生活に満足している」と回答する子どもの割合
こどもまんなか社会*の当事者であるこどもが、自身の生活に満足できているかどうかを測定
【測定方法】甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)

現状値
(令和6(2024)年度) (令和11(2029)年度)

【小3】92.8%
【小5】90.5%
【中2】81.4%

目標値
【小3】【小5】現状維持
【中2】90%以上

指標2

「学校はとても楽しい」「学校は楽しい」と回答する子どもや若者の割合
こどもや若者が最も多くの時間を過ごす学校生活に対する「楽しさ」という尺度から、こどもや若者の生活に対する充実感を測定
【測定方法】甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)、甲府市若者の意識調査(高校・大学・専門学校生向け)

【小3】92.5%
【小5】92.3%
【中2】89.3%
【高校】89.5%
【大学・専門学校】82.2%

【小3】【小5】現状維持
【中2】【高校】【大学・専門学校】90%以上

指標3

「子ども・子育てへの支援が充実している」と回答する10代～50代の割合
本市の子ども・子育て支援サービスに対する年代ごとの充足感を測定
【測定方法】甲府市市民実感度調査

【10代】2.44点
【20代】2.21点
【30代】2.10点
【40代】2.37点
【50代】2.62点

各年代において3.00点以上

指標4

「子育てについて、地域の人や社会に支えられていると感じる」と回答する保護者の割合
子育てをしている保護者が孤立せず、地域や社会から支えられていることへの実感度を測定
【測定方法】甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

【就学前】74.5%
【小学生】59.9%

【就学前】80%以上
【小学生】65%以上

安心の視点

指標5

「困ったり悩んだりしたときに相談できる人がいる」と回答する子どもや若者の割合
悩み事や不安などを相談できる人の有無から、本市での日常生活における安心感を測定
【測定方法】甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)、甲府市若者の意識調査(高校・大学・専門学校生向け)

現状値
(令和6(2024)年度) (令和11(2029)年度)

【小3】86.0%
【小5】90.3%
【中2】89.9%
【高校】89.5%
【大学・専門学校】89.8%

全調査において90%以上
(小5は現状維持)

指標6

「子育て(教育を含む)について気軽に相談できる相手・場所がいる／ある」と回答する保護者の割合
子育て時に生じる悩みを気軽に相談できる相手・場所の有無から、子育てにおける安心感を測定
【測定方法】甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

【就学前】94.5%

【就学前】現状維持

将来の視点		現状値 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標7	「甲府市に愛着を感じている」と回答する子どもや若者の割合 本市への愛着(本市が好きかどうか)度から、本市に対する将来への期待値を測定 【測定方法】甲府市若者の意識調査(高校・大学・専門学校生向け)	【高校】 27.0% 【大学・専門学校】 24.2%	【高校】 37.0% 【大学・専門学校】 34.2%
指標8	「将来甲府市に住みたいと思う」と回答する子どもや若者の割合 将来本市に住みたいという希望から、本市に対する将来への期待値を測定 【測定方法】甲府市若者の意識調査(高校・大学・専門学校生向け)	【高校】 15.2% 【大学・専門学校】 21.0%	【高校】 25.2% 【大学・専門学校】 31.0%



こどもコラム

国が示す数値目標

この計画と同じように、「こどもまんなか社会*」の実現を目指す「こども大綱*」の中に、いろいろな取組が上手くいっているか評価するための目標を、国でも設定しています。目標は、こどもや若者、そして子育てをしているおとなの目標に立ったものとなっています。

こども大綱*で設定されている数値目標(例)	目標値
「こどもまんなか社会*の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思う子どもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	70%
社会的スキルを身につけている子どもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	現状維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う子ども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらっている」と思う子ども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思う子ども・若者の割合	55%
「結婚・妊娠・こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

これらの数値目標を設定し、目指していく社会とは？

「こどもまんなか社会*」

～すべてのこどもや若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会～

第4章 施策の展開

計画目標1

こどもや若者の育ちを応援し、みんなが活躍できる「こどもまんなか」社会をつくる

本市の現状と課題

- ・ こどもや若者向けのアンケート結果やワークショップにて、本市の改善してもらいたいところとして、遊び場や放課後・休日に過ごせる場所や勉強できるスペースが不足しているとの声のほか、こどもや若者が主体となるような体験活動を増やしてほしいとの声が挙がっています。また、保護者向けのアンケートにおいても、子育てをしにくい点として、「公園などの子どもの遊び場が不足している」が挙げられています。こうした状況を踏まえ、こどもや若者が気軽に集まり、勉強や遊ぶことができる環境づくりを行っていく必要があります。
- ・ こどもや若者向けのアンケート結果において、本市に愛着を持っていることのこどもや若者の割合は3割以下であり、「どちらともいえない」、「わからない」が5割を占めています。一方で、こどもや若者向けのワークショップでは、本市の好きなところとして「地域のイベントが多い」・「地域での交流が盛ん」などの声が挙げられているため、こうした魅力的な部分をより日常に近いところで感じられるように取り組むことで、“こうふ愛”的な醸成を図っていく必要があります。
- ・ 全国的な子どもの貧困率は令和3(2021)年には11.5%となっており、若干の改善傾向にあるものの、こどもや若者の権利を保障し、だれ一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しできるよう、子どもの貧困の解消のための経済的な支援をはじめとした取組を継続していく必要があります。
- ・ こどもや若者向けのアンケート結果において、各相談窓口の認知度は低い状況にあります。そのため、窓口の周知をはじめ、気軽に相談できる環境づくりに取り組む必要があります。
- ・ こどもや若者及びその家庭を取り巻く困難な状況は、貧困、児童虐待、ヤングケアラー*、障がい児・医療的ケア児*、外国につながる親子など多岐にわたることから、こどもや若者及びその家庭が置かれた状況に左右されることのないように、様々な状況に応じたきめ細かな支援をより充実させていく必要があります。

本市の取組方針

- 本市では、「甲府市子ども未来応援条例*」が目的とする「未来を担っていく子どもの成長を応援する社会の実現」を目指して、子どもの権利が尊重され、一人ひとりが夢や希望を持ち、社会性や自立心、たくましさや優しさを養うことができるよう、地域社会全体で連携・協働*することにより、子どもの成長を応援していきます。
- 子どもが権利の主体となる「子どもまんなか」社会の実現に向け、子どもや若者の社会参画の機会を創出し、様々な場面に、子どもや若者の意見を反映させていきます。
- 本市の将来を担う貴重な存在である子どもや若者を取り巻く課題の解決や、ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあること)の実現に向け、子どもや若者のライフステージを通して、状況に応じた支援や、遊びや学び、体験の機会を創出していきます。

目指す姿

- 子どもや若者の積極的な社会参画により、だれもが活躍できる社会を目指します。
- 子どもや若者が様々な遊びや体験活動を通して、自分らしさを発見し、なりたい自分を実現できる社会を目指します。
- 子どもや若者が、置かれている環境や多様な背景に左右されることなく、自分らしく生活できる社会を目指します。
- 子どもや若者の権利が守られ、すべての子どもや若者の育ちが応援される社会を目指します。



こどもコラム

自立について

私たちの生活は、いろいろな社会活動に支えられながら成り立っています。「自立」には、「だれにも頼らずに自分の力で」の意味だけでなく、日々の生活の中で、「自分自身が決める主体である」ということの意味も含まれています。

この計画では、「自立」=「自分の考えを大切に、生活を組み立てること」=「頼ることができる人や相談できる人が側にいる状態」ととらえており、すべての子どもや若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長し、身体、心、それを取り巻く環境・社会が自分にとってすべて良い状態にあり、今も将来もずっと幸せに生活できる社会の実現を目指しています。（参照：子ども大綱*）

基本施策1

多様な遊びや体験の充実と社会参画への機会の創出

施策の概要

子どもや若者が自己肯定感や自己有用感を培い、社会参画への主体性を高めることができるよう、自然体験や職業体験、文化芸術体験などの多様な体験機会の創出のほか、様々な団体と協力して生活習慣の形成に取り組みます。

また、遊びや本市ならではの体験を通して、“こうふ愛”の醸成を図るとともに、だれもが活躍できる体験型イベントの開催などにも取り組みます。

主な取組

体験機会の充実化

- グローバルな視点と多文化共生の意識を養う機会として、国際交流員による出前講座や留学生との交流事業などを行います。
- 子どもの興味や関心を引き出しながら、運動遊びを先導していくプレイリーダー等の人材を育成します。
- スポーツ教室など、子どもの運動機会を充実させていくための場づくりを行います。
- 子どもの生活習慣形成に向け、「健康教育」や「食育*の推進」、「味覚教育」などを行います。
- 次代を担う子どもや若者の意見表明の場や活躍の機会となる「青少年ジュニアリーダーの養成」や「21世紀を考える少年の主張大会」、「甲府ラーニング・スピーチ」などの事業に加え、社会で活躍できる「次世代甲府大使の認定」、「市民・学生レポーターの委嘱」のほか、「こうふドリームキャンパス」事業などを通して、未来に向けたひとつづくり・まちづくりを行います。
- 「こうふはっこうマルシェ」や「ジュエリーツーリズム」のほか、民間企業と連携した「子どもの職業体験フェス」など、様々な遊びや体験イベントを通して、本市の文化や産業の特徴を学び、また、インフラ見学を通して、日常の快適な生活が支えられている仕組みなどを知る機会を創出していきます。

子どもや若者にとって魅力的なイベントの開催

- 「甲府大好きまつり」、「小江戸甲府の夏祭り」、「信玄公祭り」や「こうふ開府の日」など、子どもや若者が郷土愛を育み、多様な世代と交流できる魅力的なイベントを行います。
- 「ちびっこ図書館まつり」をはじめとした、読書や学びに関するイベントを行います。

子どもや若者が遊べる場の充実化

- ・ 子どもが身近な場所で体を動かし遊べる「チビッコ広場」や「児童館」の活用をはじめ、子どもの居場所機能を備えた「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設」の整備を行います。
- ・ 子どもや若者をはじめ、あらゆる世代の賑わいと交流を創出するために、遊亀公園などの公園の整備を行います。

取組を進めるための役割

個人・家庭の役割

- ✓ 積極的に体を動かすなど自分の好きな遊びをしていきましょう。
- ✓ スポーツ教室や職場体験などいろいろな活動に参加していきましょう。
- ✓ 積極的にお祭りなどのイベントに参加してみましょう。

地域社会の役割

- ✓ 子どもや若者が主体的に参加できるイベントを開催しましょう。
- ✓ 子どもや若者が遊びや体験などに集中できる環境づくりに取り組みましょう。
- ✓ 地域イベントを盛り上げ、地域での交流を活発にしていきましょう。

行政の役割

- ✓ 子どもや若者の遊び場の整備や体験機会の創出を実施します。
- ✓ 子どもや若者にとって魅力的なイベントを実施します。
- ✓ 子どもや若者の視点を取り入れた環境づくりを行います。

基本施策2 こどもや若者の権利をまもる支援の強化

施策の概要

こどもや若者及びその家庭が抱える様々な困難から、こどもや若者の権利を守り、安全安心な暮らしができるよう、切れ目のない保健や医療の提供に取り組みます。

また、こどもや若者の貧困対策や児童虐待の防止・ヤングケアラー*への支援、障がい児・医療的ケア児*への支援などにも取り組みます。

主な取組

各種情報の周知

- こどもや若者が適切に各種サービスを受けられるよう、市内の医療機関や各種相談窓口の情報をまとめた「子育てガイドブック」や、子育て支援アプリ「すくすくメモリーズ」などを通して、各種情報の周知を行います。
- こどもの健やかな成長を支援するために、妊娠期の食生活のポイント、簡単なレシピを掲載したリーフレットや動画配信を行い、健康に役立つ正しい情報を発信します。

相談窓口の設置

- 子育て総合相談窓口「おひさま」や青少年等相談窓口「あおぞら」をはじめとした相談窓口により、児童虐待やヤングケアラー*などの早期把握と対応を行います。
- 育児に対する不安や虐待の恐れがある家庭に対し、保健師等による「養育支援訪問」を行い、こどもの安全安心な生活と良好な家庭環境を保持します。

啓発活動の実施

- こころの健康に関する講演会や SOS の出し方に関するデジタル漫画の配信、ゲートキーパー養成講座を通して、自殺対策を行います。
- 安全安心な生活環境を築くため、「子どもBOUSAII教育こうふ」、「親子防災教室」をはじめ、自主防犯ボランティアの育成・支援のほか、市民や関係団体への受動喫煙対策の周知・啓発等を通じた、防災、防犯、健康に関する市民一人ひとりの意識の向上により、こどもの安全を守ります。

貧困世帯への支援

- 貧困により、こどもや若者の学びや体験の機会が失われることがないよう、母子父子寡婦福祉資金の貸付、入学準備金の融資、学習・生活支援などを行います。

障がい児への支援

- ・ 医療的ケア児*に対する保健・医療・福祉・教育等の支援に向け、関係機関や事業所等との継続的な意見交換、情報共有をはじめ、地域の課題について協議し、医療的ケア児*等とその家族を地域で支えていくための対応策を講じていきます。
- ・ 障がい児支援の中核的な施設として、市内には2か所の「児童発達支援センター」があります。発達障がいに対する保護者や幼稚園・保育所などの理解促進に努め、適切な支援ができるよう体制を構築していきます。
- ・ 特別な支援を要する児童生徒が在籍する学校に特別支援教育*支援員を配置し、学校生活における安全確保と、生活する上で必要な力の育成、こども一人ひとりの状況に合わせた学習支援を行います。

取組を進めるための役割

個人・家庭の役割

- ✓ 悩みや不安を抱えたときは一人で抱え込まず、身近な人や地域の相談先に気軽に相談してみましょう。
- ✓ 安全安心な環境づくりのために、防災、防犯など一人ひとりが意識をもって行動しましょう。

地域社会の役割

- ✓ いろいろな背景を抱えるこどもや若者がいることを理解しましょう。
- ✓ こどもや若者が気軽に相談しやすい環境づくりに配慮しましょう。

行政の役割

- ✓ 各種相談窓口の運営に加えて、積極的に情報を周知します。
- ✓ 一人ひとりの状況に合わせた支援を実施します。
- ✓ 市民一人ひとりの意識醸成のために、各種啓発活動を実施します。

計画目標2

きめ細かな子育て支援で、こどもたちが健やかに育まれる環境をつくる

本市の現状と課題

- ・ 女性が働きやすい環境の整備が進み、共働き世帯の増加により、働きながら子育てをする保育ニーズが高まっています。働き方も多様化していることから、ニーズに合わせた体制を整備していく必要があります。
- ・ 乳幼児期のこどもは、多くの時間を家庭や地域の中で過ごすとともに、育ちの環境は多様であることから、親子への切れ目のない保健と医療を提供していく必要があります。
- ・ 保護者向けのアンケート結果において、子育てにおいて特に求められている支援として、「経済的支援」・「子どもの遊び場の整備」・「サービスについての情報発信」が挙げられているため、こどもが健やかに成長できる環境をバランスよく整備する必要があります。

本市の取組方針

- ・ こどもを産み育てる良好な環境に向けた出産・子育てまでのきめ細かな支援を行っていきます。
- ・ 権利の主体である子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を養い、健やかな成長を支えていきます。

目指す姿

- ・ 母親が、不安を抱えながらも様々なサポートを受けながら、安心して出産し、親子が笑顔で子育て・子育ちできる環境を目指します。
- ・ 親子のふれあいや子どもの他者とのかかわりの中で育まれる愛着形成により、一人ひとりが自己肯定感を持って成長できる環境を目指します。



こどもコラム

子育て支援情報の発信について

子育てガイドブック

手当(お金によるサポート)や子育てを支えるサービス、困ったときの相談先など、こどもたちや子育て家庭にとって役立つ情報をひとつにまとめた「子育てガイドブック」を配っています。

電子データはもちろん、市役所本庁舎、南庁舎(健康支援センター)、公民館など各窓口に置いてありますので、ご覧ください。

以下の2次元コードから甲府市ホームページ内「子育てガイドブック」にアクセスできます。

子育て支援アプリ「すくすくメモリーズ」

スマートフォンやタブレットで使えるアプリ「すくすくメモリーズ」を無料で配信しています。

このアプリでは、子育てを支えるサービスやイベントの情報、子育てに関する施設の案内を見ることができます。

また、予防接種の予定や子どもの成長記録など、子育てを楽しむための便利な機能が備わっています。ぜひご利用ください。

以下の2次元コードから甲府市ホームページ内「すくすくメモリーズ」にアクセスできます。

予防接種も!
成長記録も!
市の子育て情報も!

妊娠から出産、
子育てまでを
フルサポート



▲ 子育てガイドブックはこちら



▲ すくすくメモリーズはこちら

基本施策3 親子の絆を大切にする切れ目のない支援の充実

施策の概要

妊娠前から出産後の育児に対する不安を軽減できるよう、切れ目のない支援を行います。また、親子の安定した愛着(アタッチメント*)を育み、子どもの健やかな成長が実感できるよう、地域子育て支援センターなどを拠点に、親子ふれあい遊びの充実や保護者同士の交流などに取り組みます。

また、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じた教育・保育の環境整備にも取り組みます。

主な取組

こどもを望む男女への支援

- ・ こどもを望む男女の経済的な負担の軽減を目的として、不妊治療費、不育症検査(先進医療)、不育症治療の助成を行います。
- ・ 「女性の健康相談窓口」において、保健師等の専門職が不妊等の相談に応じます。

親子の健康づくりの推進

- ・ こども家庭センターでは、妊婦や乳幼児を育てる保護者に対し「子育て相談」や「ペアレント相談」、「妊婦・乳幼児健康相談」などを通して、総合的な相談支援を行います。また、母子保健コーディネーターや子育て支援コーディネーター、マイ保健師が連携し、ケアプランの作成や情報提供等を行います。
- ・ 母親の健康を守るために、「妊婦一般健康診査」や「産婦健康診査」をはじめとする各種健康診査を行います。
- ・ 「乳幼児健康診査」、「未熟児養育医療の給付」、「新生児聴覚検査費用の助成」を通して、子どもの健全な発育・発達における支援を行います。また、1か月児健診と5歳児健診の実施に向けた検討をしていきます。
- ・ 「養育支援訪問」、「乳児家庭全戸訪問」などにより、育児の状況や養育環境の把握に努め、子どもの良好な育成環境を保ちます。また、産婦が抱く育児への不安や負担感を軽減するため、「産後ケア事業(宿泊型・日帰り型・訪問型)」を通して、助産師が母体のケア・心のケアをはじめ、育児や乳児のケアを行います。
- ・ 「体験型♪パパママクラス」、「パパの家事・育児スキルアップ講座」、「育児離乳食教室」、「後期・完了期離乳食教室」、「ブックスタート」をはじめとする育児に関する情報発信や教室を開講し、子どもの健やかな育ちを支えるための学びの機会を提供します。

遊び場の整備

- ・ 子ども屋内運動遊び場「おしろらんど」など、屋内で運動ができる遊び場の管理・運営や、既存施設を活用した遊び場の提供を行います。

教育・保育の環境整備

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園*等の運営と給付を行います。
- ・ 「延長保育」、「病児保育」、「一時預かり」に加え、「こども誰でも通園制度」をはじめとした新たなサービスの実施を通して、保護者の多様なニーズへの対応とこどもの健やかな育ちを支援する環境を整備します。
- ・ 近年、幼稚園、保育所、認定こども園*等による教育・保育の量の確保や質の向上が求められていることから、人材の確保と育成に取り組むとともに、地域に根差した子育て支援拠点としての強化も図ります。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園*等の質の確保のために、事業者として遵守すべき事項について、施設へ立入り確認を行い、適切な指導を行います。
- ・ 外国につながるこども及びその保護者が安心して施設を利用できるように、外国につながるこどもを預かる保育所等を対象に、通訳者の派遣や文書の翻訳を行います。

取組を進めるための役割

個人・家庭の役割

- ✓ こどもの健康診査は必ず受けましょう。
- ✓ 妊婦・出産・子育てに関する不安や心配なことは、一人で抱え込まず身近な人や地域の相談先に相談してみましょう。
- ✓ 積極的に教育・保育のサービスを活用しましょう。

地域社会の役割

- ✓ 妊婦健診や乳幼児健診の受診機会の確保、産休・育休を取りやすい雰囲気づくりなど、働きながら妊娠、出産、子育てができる環境をつくりましょう。
- ✓ 親子が交流できる機会・場所をつくりましょう。

行政の役割

- ✓ 母子が心身ともに健康に過ごせるように取り組みます。
- ✓ 教育・保育の提供体制を充実させるように取り組みます。
- ✓ 乳幼児期のこどもが健やかに育まれるように環境づくりをします。

計画目標3

新時代の学びや居場所を充実し、子どもたちが健やかに成長できる環境をつくる

本市の現状と課題

- ・ 学童期・思春期向けのアンケート結果において、子どもたちが安心できる居場所として、「自宅」が最も多く挙げられており、子どもや若者向けのワークショップにおいても、家で楽しく過ごしたいという声も多く挙げられたことから、家庭は子どもにとって最も身近で大切な居場所となります。そのため、子どもにとって居心地の良い家庭環境を築いていく必要があります。
- ・ 子どもや若者向けのワークショップでは、放課後・休日に過ごせる場所や勉強できるスペースなどが不足しており、気軽に過ごせる居場所がほしいとの声が挙がっています。そのため、既存施設を活用した、子どもの安全で安心な居場所づくりを進める必要があります。
- ・ 学童期・思春期向けのアンケート結果では、学校生活における満足度は高い傾向にあります。しかし、学校が楽しくない子どもの多くは勉強が楽しくない・わからないと感じている状況にあります。こうした子どもへのサポートなどにも取り組み、すべての子どもの学びの機会を保障していく必要があります。
- ・ 学校は学ぶだけの場ではなく、安全で安心して過ごしながら他者とのかかわりを持つ、重要な居場所です。いじめ・不登校など、学校や家庭だけでは対応が困難な課題に対しては、関係機関が連携し対応していく必要があります。
- ・ ICT*を活用した学習支援など、新時代の学びに対応した学習内容や学校環境を充実していく必要があります。
- ・ 学童期・思春期の子どもが社会の中で自立し、他者と連携・協働*しながら、複雑・多様化した社会で活躍していくための教育を進めていく必要があります。
- ・ 学童期・思春期の子どもが安心して医療を受けられる環境づくりを進めていく必要があります。

本市の取組方針

- ・ 学童期・思春期のこどもが、安全安心のもと他者とかかわりを持ちながら成長していく学校等において、ICT*を活用した学びの支援をはじめ、多様で質の高い学校教育の充実に努めていきます。
- ・ いじめや不登校などによって学びの機会が失われることがないよう、学びの多様化やこころのケアを充実させ、一人ひとりに寄り添った支援を行っていきます。
- ・ こどもが気軽に立ち寄れ、安心して自由に過ごせる多様な居場所づくりを、こどもの声を聴きながら進めています。

目指す姿

- ・ 学童期・思春期のこどもが学校を中心とした多様な学びの環境の中で、自己肯定感を持ちながら、社会性や道徳性を育み、社会の一員として健やかに成長していく環境を目指します。
- ・ 学童期・思春期のこどもが安全で安心して過ごせる居場所の中で、地域や人とのつながりを感じ、様々な体験や活動ができる環境を目指します。

基本施策4 安心できることの居場所づくり

施策の概要

子どもが安全で安心して過ごすことができ、地域や人とのつながりが持て、自分らしさを発見できる多様な居場所づくりに、子どもや若者の声を聴きながら取り組みます。

主な取組

学校内における居場所づくり

- ・ 校内教育支援センター「ほっとルーム」を設置し、みんなが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

放課後の居場所づくり

- ・ 就労等で保護者が家庭にいない児童生徒の健全な育成を図るため、「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」により、放課後において遊びや生活の場を提供します。
- ・ 地域の方々の参画を得ながら、多彩な体験活動や学習活動の機会の提供を行う「放課後子供教室」の拡充により、子どもたちが安全で安心して「学び体験」ができる居場所づくりを推進します。

地域における居場所づくり

- ・ こどもたちの健全な育成のために、「甲府市子ども応援センター」を中心とした地域の学習支援を兼ねた居場所となる「甲府学びくらぶ」や児童館等を活用することで、こどもたちのための居場所としていきます。

取組を進めるための役割

個人・家庭の役割

- ✓ 居心地の良い家庭環境を築きましょう。
- ✓ 学校に行きたくないと感じたら、一人で抱え込まずに身近な人に気軽に相談してみましょう。
- ✓ いろいろな活動に参加して地域の人とつながりを持ってみましょう。

地域社会の役割

- ✓ 既存の地域資源を生かしながらこどもが安心して過ごせる居場所づくりを進めましょう。

行政の役割

- ✓ 既存の地域資源を生かしながら、放課後や休日にこどもが安心して過ごせる居場所づくりを行います。
- ✓ こどもたちの視点に立った居場所づくりを行います。

基本施策5 一人ひとりに寄り添った教育環境の整備

施策の概要

こども一人ひとりが可能性を伸ばしながら成長できるよう、学校や地域でこどもの学びを保障するとともに、きめ細かな学習支援や心理的安全性の確保に取り組みます。

主な取組

必要な知識の提供

- 「思春期保健事業」や「学校保健」、「エイズ及び性感染症に関する知識普及啓発講習会」、「思春期食育*推進事業」を通して、健康、性に関する正しい知識を提供します。
- 「環境教育」や「道徳教育」の推進、「がん教育事業」など、多様なテーマにおいて理解を深め、知識を広げる学びの機会を充実します。

児童・生徒へのサポート体制の整備

- 「スクールカウンセラー」、「自立支援カウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」による相談体制を整備し、悩みを持つ児童・生徒・保護者への支援を行います。
- 「スクールソーター」や「生徒指導アドバイザー」を派遣し、こどもの教育環境の充実に向けた支援を行います。
- 甲府市教育支援センター「あすなろ」や校内教育支援センター「ほっとルーム」の運営により、校内外に児童生徒の居場所を確保します。
- 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的なコミュニケーションを導くための「外国語指導助手(ALT)」を小中高等学校に配置します。
- 大学生や教員OBと連携した「教育支援ボランティア」による支援をはじめ、外国語指導助手(ALT)等による「夏休み子どもわくわく学び塾」により、夏休みの児童生徒の主体的な学習を支援するなど、児童生徒の教育環境の向上に努めていきます。
- 「GIGAスクール構想」の推進を目的とし、児童生徒へのICT*機器の効果的な活用に向けて、ICT*推進専門員を配置し、端末操作等のサポートを行います。

様々な活動機会・体験機会の創出

- ・ こどもや若者のグローバルな視点や、進路・職業選択への関心の醸成のために、「甲府市中高生海外研修」、「職場体験」を行います。
- ・ 「地域課題探究コンペティション」をはじめとする若者の郷土愛の醸成と、「県央ネットやまなし」の魅力を再発見する機会づくりを行います。

取組を進めるための役割

個人・家庭の役割

- ✓ いろいろなことに興味を持ち、トライしたいと思ったことには積極的にチャレンジしていきましょう。
- ✓ 困ったり悩んだりしたときに頼ることのできる相談先を知っておきましょう。

地域社会の役割

- ✓ こどもが抱える悩みの解消に向け、地域でも協力をして取り組んでいきましょう。
- ✓ こどもが持つ興味・関心を育て伸ばしていくことのできる環境を作りましょう。

行政の役割

- ✓ こどもにとって必要な知識を正しく身に着けられる取組を実施します。
- ✓ 児童生徒の抱える困りごとを解消できるサポート体制を整備します。
- ✓ こどもがいろいろなことに興味を持ち、実りある経験ができる環境を整備します。

計画目標4

若者のチャレンジを応援し、自分らしさを築ける環境をつくる

本市の現状と課題

- ・青年期の若者を対象としたアンケートにおいて、将来への不安として就職についての不安が最も多く挙げられています。そのほかにも勉強、資格試験、今後の生活など様々なことについて若者が不安を抱えている状況にあります。こうした不安の解消のために、就職などに関する相談支援や情報提供などを行っていく必要があります。
- ・本市に将来住みたいと思うと回答した割合は約2割にとどまっており、Uターンを含め本市に住み続けたいと思う若者が少ない状況にあります。そのため、青年期の若者がUターンを含め、今後も、本市に住み続けたいと思える施策・支援を進めていく必要があります。
- ・こどもや若者向けのワークショップでは、より幅広いことが学べるような環境づくりをしてほしい、職場体験やインターンシップのような体験機会を増やしてほしいなどの意見が挙がり、将来における選択肢を増やす環境づくりが求められています。そのため、就職等のライフイベントにおいて、自身の希望に応じた将来を選択できるように、インターンシップなどの体験機会の創出を進めていく必要があります。



こどもコラム

「県央ネットやまなし」とは

甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町の12市町からなる「やまなし県央連携中枢都市圏」の愛称です。少子化でまちの人口が減ると、それぞれのまちでの快適な生活を保つことが難しくなってしまいます。そのようなことを防ぐために、地域の強みを生かしてみんなが快適に暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

例えば、鉄道や水道など、みんなが毎日使うもの(インフラ)をよりよくするための取組や、自然やおいしい食べ物を使ってたくさんの人に地域の良さを伝える取組を行っています。

また、12市町が一緒に会社の説明会を開いて、県央ネットやまなしの圏域内で働きたい人が仕事を見つけられるような取組なども行っています。

このように、12市町で協力し、だれもが元気に過ごせる地域づくりに取り組んでいます。

本市の取組方針

- ・青年期の若者が、現在の状況や家庭環境等に左右されず、将来に向かって挑戦できる機会の充実をはじめ、自分らしい未来を描くための支援を行っていきます。
- ・青年期の若者の多様な働き方を応援していきます。
- ・青年期の若者が就業や進学など、ライフイベントに係る自分らしい選択ができるよう支援を行っていきます。

目指す姿

- ・青年期の若者が自身の将来を描くために必要な知識や経験を得て、自分らしさを活かし、社会で活躍できる環境を目指します。
- ・将来本市に住みたい、本市で働きたいと思う若者が安心して生活できる環境を目指します。



こどもコラム

結婚やこどもを持つことについて若者が抱える不安

若者の中には、いろいろな不安を感じて結婚やこどもを持つことをあきらめてしまう人がいます。特に解決したい若者の不安とその不安に対して国が行っている対策は下に記載した3つです。

①お金についての不安

「こどもを生んでも育てるお金が足りるか分からない」、「今の仕事が急になくなってしまうかもしれない」といった不安から、結婚しない・こどもを持たないと考える若者がいます。国はこの不安を無くすために、子どもの教育や出産、生活のためのお金についてサポートしています。

②子育てと仕事の両立についての不安

「会社や家庭の都合で子育てのためのお休みがとれず、仕事と子育てを両立できないかもしれない」といった不安から、こどもを持つことをあきらめてしまう若者がいます。国はこの不安を無くすために、だれもが子育てしやすい職場づくりを応援し、希望するすべての子どもが保育所に行けるようサポートしています。

③子育ての負担についての不安

「子育ての悩みや不安を話せる人がいないかもしれない」、「子育てる人に冷たい人がいるかもしれない」など、子育てに良くないイメージをもってしまうことで、こどもを持つことをあきらめてしまう若者がいます。国はこの不安を無くすために、こどもを持とうとする人が安心してこどもを持てる社会をつくるサポートをしています。

このように、国では若者が結婚したいときに結婚でき、こどもを持ちたい人が安心して子育てできる社会の実現のために取組を進めています。

基本施策6 ライフデザインを描くための支援の充実

施策の概要

様々な角度から社会を見つめ、自分らしい未来を描き、その実現に向かって進めるよう、多様な働き方の中で、自立した生活への一歩を踏み出していくための支援や結婚を希望する若者への支援などに取り組みます。

また、早い段階から「県央ネットやまなし」圏域内の企業に関する情報を得る機会を提供するなど、本市をはじめとした圏域内での就労や定住を支援・促進します。

主な取組

移住・定住への支援

- 「結婚新生活支援事業補助金」の交付により、婚姻に伴う新生活への経済的支援を行います。
- 東京圏から本市へ移住し、就職又は起業等をした方に向けて、「地方就職支援金」や「移住支援金」を交付し、経済的な支援を行います。
- 若者のUIJターン*や定住を促進するため、東京圏に進学した大学生等を対象に、「県央ネットやまなし」圏域内の企業や魅力を体感する「MIRAITO やまなし将来発見バスツアー」等を開催します。

就職への支援

- 企業と求職者とのマッチングを行うため、「県央ネットやまなし合同企業説明会」等を開催します。
- 「甲府市就職応援サイト」や「はたらく者のサポートガイド」、「地元企業オンライン紹介事業」などにより、市内企業の仕事内容、技術・製品等について理解を深め、市内企業への関心と就業機運の醸成を図ります。
- 人材確保と若者の地元定着を図る市内の中小企業に対して、「甲府市インターンシップ受入助成金」を交付します。

多様な地域活動に向けた支援

- ・ 学生のボランティア精神を育てるために、「地域貢献活動」を幅広く展開します。
- ・ 創業間もない方や店舗を持たない方などに向けて、「ソライチ With」などの活躍の場を設け、若者のチャレンジを応援します。
- ・ 「中心市街地空き店舗活用事業」により、中心市街地に新規出店する方の店舗改装費や家賃の助成を行い、若者のチャレンジを応援します。

取組を進めるための役割

個人・家庭の役割

- ✓ 自身の興味・関心を大切にしながら、目指す姿に近づくための体験・経験を積んでいきましょう。
- ✓ 就職などで感じる不安や悩みは一人で抱え込まずに、身近な人に気軽に相談してみましょう。

地域社会の役割

- ✓ 若者が夢に向かって挑戦することを応援できる環境づくりに取り組んでいきましょう。
- ✓ 市内に移住・定住する方が安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいきましょう。

行政の役割

- ✓ 本市に移住・定住しようとする青年期の若者への支援を実施します。
- ✓ 若者が自身の選択肢を広げていけるように就職活動への支援を実施します。
- ✓ 地域課題の解決に向けた取組やボランティア活動など、多様な地域活動への支援を実施します。

計画目標5

ともに支え合い、人生を楽しみながら子育てできる環境をつくる

本市の現状と課題

- ・ 保護者向けのアンケート結果において、子育てについて悩みを感じている人の割合は8割以上となっており、子育て当事者の多くは子育てに対して悩み・不安を抱えている状況にあります。さらにその理由として、「子育てに対する経済的な負担」と「自分の自由な時間がつくれない」が非常に多いことから、子育て当事者が抱える負担を軽減するために、相談支援や各種費用の助成などの両面で支援を進めていく必要があります。
- ・ 女性の就業者数が増加する中、フルタイム就業の増加も進み、子育て当事者が働きながら子育てがしやすい環境づくりに向けた社会全体の意識改革に取り組む必要があります。
- ・ 1世帯あたりの人数の減少や核家族*世帯の増加傾向により、子育て家庭が孤立しやすい状況にあります。そのため、地域活動の活性化や子育て家庭の交流機会を創出するなど、地域が一体となって子育て家庭を支えていく必要があります。
- ・ 保護者向けのアンケート結果において、子育てについて地域の人や社会に支えられていると感じる人の割合は、小学生のこどもを持つ保護者では約7割以上となっているものの、就学前児童を持つ保護者では、約6割にとどまっている状況にあります。そのため、地域における持続可能な子育て支援*・子育ち応援*の担い手の育成をはじめ、特に地域における子育てネットワークの形成を進めていく必要があります。
- ・ ひとり親家庭は、所得が低い傾向にあることに加えて、家事・育児全般を一人で行うことから、時間的な困窮に陥ることもあり、経済的・心理的・身体的に負担を感じやすい状況にあります。そのため、ひとり親家庭がゆとりを持って子育てができるように、経済的支援、相談支援、就労支援など幅広い支援を進めていく必要があります。

本市の取組方針

- ・ 子育てに過度な使命感や負担感を抱くことのないよう、経済的な負担のみならず心理的な負担の軽減を図る取組を推進していきます。
- ・ 多様なライフスタイルの中で、育児を楽しむことができる支援の充実を図ります。
- ・ 住み慣れた地域で、安全安心な子育てができる地域行事の充実や地域で助け合うためのネットワークの構築と強化、ボランティア活動の促進など、地域密着型の子育て支援を行っていきます。

目指す姿

- ・ すべての子育て当事者が孤立することなく、地域や社会に支えられ、自己肯定感とゆとりを持って子育てを楽しめる環境を目指します。
- ・ 在宅での子育てや働きながらの子育てなど、子育て当事者の多様なライフスタイルが尊重され、実現できる環境を目指します。
- ・ すべての家庭において、子どもの笑顔がみられる環境を目指します。

基本施策7 子育てへの心理的負担と経済的負担の軽減

施策の概要

こどもや若者を支える家庭(子育て当事者)が不安や孤立感を抱くことなく子育てができるよう、様々な相談などの支援や子育てにかかる費用への助成に取り組みます。

また、子育て当事者が子育てと仕事を両立できる環境づくりにも取り組みます。

主な取組

心理的負担の軽減

- ・「ペアレント相談」や「養育支援訪問」、「乳児家庭全戸訪問」をはじめとする取組により、マイ保健師等が家庭訪問や面談、電話等を通して、妊娠・出産・育児の不安や悩みの傾聴*、必要な情報提供を行うとともにサービスや支援へつなげます。
- ・「体験型♪パパママクラス」、「パパの家事・育児スキルアップ講座」等の事業により、母親のみの孤立した育児にならないよう、家族全員が家事・育児に関する知識、技術を習得できる取組を行います。
- ・こどもの発達や養育上の不安を解消するために、「乳幼児すこやか発達支援事業」において「すこやか相談」や「親子はぐくみクラス」を行います。
- ・こども及びその保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用するために、身近な場所で専任の職員が、情報の収集と提供を行います。また、必要に応じ相談・助言等や関係機関との連絡調整等を行うことで、切れ目のない支援につなげます。

経済的負担の軽減

- ・妊娠期からの切れ目ない支援のひとつとして、妊婦等包括相談支援による「伴走型相談」と「妊婦のための支援給付」を組み合わせた妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。
- ・次代の社会を担うこどもが健やかに成長するため、「すこやか子育て医療費の助成」、「就学援助費」、「保育料の負担軽減」などの事業により、子育て家庭への支援を行います。
- ・病気や障がいを抱えるこどもを持つ子育て家庭向けに、「小児慢性特定疾病対策事業」などの医療費に対する助成や各種手当の給付を行います。
- ・出産や育児にかかる経済的負担の軽減を図るため、「妊婦一般健康診査」、「産婦健康診査」、「産後ケア事業」など、妊娠から出産後の母子の健康管理のための助成のほか、世帯の経済的な理由による助産制度や、助産手当のなど幅広い助成を行います。

- ・ 子育て家庭へ良質で安価な居住環境が提供できるよう、市営住宅の入居要件の緩和を行います。

子育てと仕事を両立できる環境づくり

- ・ 育児休業の取得に関して職場の理解を深める啓発活動を行います。
- ・ 「働きやすい環境づくりの啓発」を進めるため、労働相談室、社会保険労務士相談会等を行います。
- ・ 子育て支援に積極的に取り組んでいる事業者を「子育て応援優良事業者」として表彰し、子育てを応援する事業者の拡大と仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現に向けた啓発活動を行います。

取組を進めるための役割

個人・家庭の役割

- ✓ 子育てに関する学びの場を積極的に活用し、安心して出産、子育てできる準備をしましょう。
- ✓ 妊娠・出産・子育てに関する不安や心配なことは、一人で抱え込まず身近な人や地域の相談先に相談してみましょう。

地域社会の役割

- ✓ ワークライフバランスの意識を地域全体で高めていきましょう。
- ✓ 妊娠・出産・子育てに関する不安や負担を軽減できるよう、母子の心身の健康づくりをサポートしていきましょう。

行政の役割

- ✓ 関係機関と連携し、それぞれの子育て家庭に適した心理的負担の軽減や経済的負担の軽減を実施します。
- ✓ 仕事と生活が調和した社会の実現に向けた取組を実施します。

基本施策8 地域で子育て家庭を支える体制の充実

施策の概要

家庭内での良好な子育て環境が保てるよう、こども家庭センターやファミリー・サポート・センターのほか、愛育会の活動などにより、地域の中で子育て家庭を支えるとともに、地域子育て支援センターなど、身近な場所で子育てに関する相談や学びができるよう、地域密着型の子育て支援にも取り組みます。

主な取組

地域の子育てネットワーク形成

- ・ こども家庭センターに「母子保健コーディネーター」や「子育て支援コーディネーター」を配置し、マイ保健師等と連携を図りながら妊産婦や乳幼児の相談支援等を行います。
- ・ 「家庭教育講座」や「家庭教育学級」のほか、「地域子育て支援拠点事業」などを実施することにより、子育てに関する学びや、親子のふれあいの場、保護者同士の交流など、地域における気軽な交流場所を通した子育て支援を行います。
- ・ 「ファミリー・サポート・センター」の運営により、育児のサポートを受けたい人と、育児をサポートしたい人のマッチングを行います。
- ・ 一時的に子育てが困難な場合でも、こどもを養育できる「ショートステイ」のサービスを提供します。
- ・ 知識・知恵・経験等が豊富な子育て経験者による「子育て・お助け隊」を編成し、子育て家庭の孤立防止や不安解消につながる取組を行います。
- ・ こども一人ひとりを適切な支援につなげるために、子育て支援*・子育ち応援*の担い手の発掘・育成を行います。
- ・ 地域に根差した各種団体と連携し、地域交流の機会づくりを行います。

地域のつながりを通じた健康づくり

- ・ 子育て家庭をはじめ、すべての住民が安心して暮らしていけるように、愛育会による「声かけ・見守り」を中心とした健康づくり活動を行います。
- ・ 市内 28 地区に組織される「食生活改善推進員会(甲府市食生活改善推進員連絡協議会)」による健康づくり活動を通して、バランスの良い生活習慣の定着のための支援を行います。
- ・ 健康支援センターや公民館等に相談窓口を設置し、適切な指導、助言を行います。

取組を進めるための役割

個人・家庭の役割

- ✓ 子育てについて、身近な人に相談しづらい時は、地域の相談先に気軽に相談してみましょう。
- ✓ 保護者同士の交流や地域の人との交流を積極的に深めていきましょう。

地域社会の役割

- ✓ 子育て家庭への声掛けを実施するなど、あたたかく子育て家庭を見守りましょう。
- ✓ これまでの経験を生かして、子育て家庭をサポートしましょう。

行政の役割

- ✓ 地域で支え合いながら子育てできる環境を整備し、子育て家庭の孤立を防ぐ取組を実施します。
- ✓ 地域に根差した団体と連携し、健康づくり活動を実施します。

基本施策9 ひとり親家庭への支援の充実

施策の概要

ひとり親家庭で育つ子どもの権利が守られるよう、手当等の支給や自立に向けた支援に加え、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、安全で安心な暮らしができるよう、当事者に寄り添った相談支援や生活支援などに取り組みます。

主な取組

子育て・生活支援

- ・ 生活意欲の向上のために、「ひとり親家庭相談員」が、ひとり親家庭の実情把握と、適切な助言を行います。
- ・ 就職活動や病気等で一時的に保育サービスや生活扶助を必要としているひとり親家庭向けに、「日常生活支援事業」を通して家庭生活支援員によるサポートを行います。
- ・ DV*被害を受けている母子のうち、公営住宅等を利用できない方、母子生活支援施設への入所を希望する方向けに、「母子生活支援施設措置」を行います。また、母子の自立に向けて関係機関との調整を行い、必要な支援を行います。

就業支援

- ・ 「母子・父子自立支援プログラム」や「母子家庭等就業・自立支援センター事業」において、ハローワーク等との連携により、自立支援、就業支援を行います。
- ・ ひとり親家庭の方、離婚を検討している方が仕事と子育てを安心して両立できるように、「ひとり親家庭サポート講座」をはじめとした事業により、就業・キャリアアップを応援します。
- ・ 経済的自立や子どもの福祉の向上を図るために、「ひとり親いきいき自立応援給付金」、「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」をはじめとした就業・開業・キャリアアップにかかる各種支援金の貸付、支給を行います。

養育費の支援

- ・ 生活の安定や自立の促進を支援するために、児童扶養手当や小中学校進学祝金の支給、医療費の助成を行います。

取組を進めるための役割

個人・家庭の役割

- ✓ 自立や生活の安定に向け、就業やキャリアアップのための講習会に参加するなど、できることから取り組んでいきましょう。

地域社会の役割

- ✓ ひとり親家庭の状況を理解し、適切な声掛けやサポートを行いましょう。
- ✓ ひとり親家庭が安全安心に暮らしていける環境づくりを行いましょう。

行政の役割

- ✓ ひとり親家庭が経済的に自立し、心にゆとりを持ちながら安心して子育てできる環境づくりを推進します。

第5章

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 区域の設定

「教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域(算出単位)

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を設定することとされています。

子ども・子育て支援新制度では、計画で定める区域設定により、「教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園*)」「地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)」及び「地域子ども・子育て支援事業(17種類の事業)」の需給調整を判断することとされています。区域の設定にあたっては、ニーズが住所地ばかりでなく、生活圏域によって変化すること等も考慮する必要があります。

本市では、「教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の②、①に関しては、日常生活圏域を提供区域として区域設定を行い、きめ細かな需給調整を図っていきます。「地域子ども・子育て支援事業」の①、③～⑩、⑫～⑯の事業に関しては、全市での需給調整で対応していきます。

第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
1 区域の設定

	量の見込みを出す必要のある事業	対象年齢	区域
教育・保育事業	1号認定(認定こども園*、幼稚園)(※)	年少～年長	5区域
	2号認定(教育の利用希望が強いもの)	年少～年長	
	2号認定(認定こども園*、保育所)	3歳未満児 (4月1日現在満年齢)	
地域 子ども・子育て 支援事業	① 利用者支援事業	—	全市
	② 地域子育て支援拠点事業	0歳～年長 (事業量は0～2歳で算出)	5区域
	③ 妊婦一般健康診査事業	—	全市
	④ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	0歳	
	⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業	—	
	⑥ 子育て短期支援事業	18歳未満	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業(乳幼児預かり以外)	小学生	
	⑧ 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業【ファ ミリー・サポート・センター事業(乳幼児預かり)】	0歳～年長	
	⑨ 時間外保育事業	0歳～年長	
	⑩ 病児・病後児保育事業	0歳～小学生	
	⑪ 放課後児童健全育成事業	小学生	5区域
	⑫ 子育て世帯訪問支援事業	妊娠・18歳未満	全市
	⑬ 児童育成支援拠点事業	小学生～18歳未満	
	⑭ 親子関係形成支援事業	—	
	⑮ 産後ケア事業	産後1年まで	
	⑯ こども誰でも通園制度	0歳6か月～2歳	
	⑰ 妊婦等包括相談支援事業	—	

(※) ここでいう幼稚園は、従来型・県所管の幼稚園を含みます。

区域設定の考え方

地理的条件の視点から

本市は県庁所在地であり、中心部に大きな市街地を有しています。一方で、市域が南北に広がっており、地理的に離れた地域があることが特徴となっています。

教育・保育を提供するための施設整備の視点から

現在、教育・保育の需要には既存施設で応えられている状況です。幼稚園、保育所、認定こども園*とも通園区は設定されていません。しかし、全市(1区域)で待機児童*が出ないように調整をすると、場合によっては、遠い施設に通わなければならない状況が想定されます。今後も、自由な選択ができる環境を維持しつつ、生活圏域の中で通園先が確保できるように対応していくことが求められます。

そこで、福祉分野の関連計画である、「高齢者いきいき甲府プラン」の日常生活圏域に合わせて「全市」を「5区域」に分割し、それぞれの区域で待機児童*が出ないように調整します。

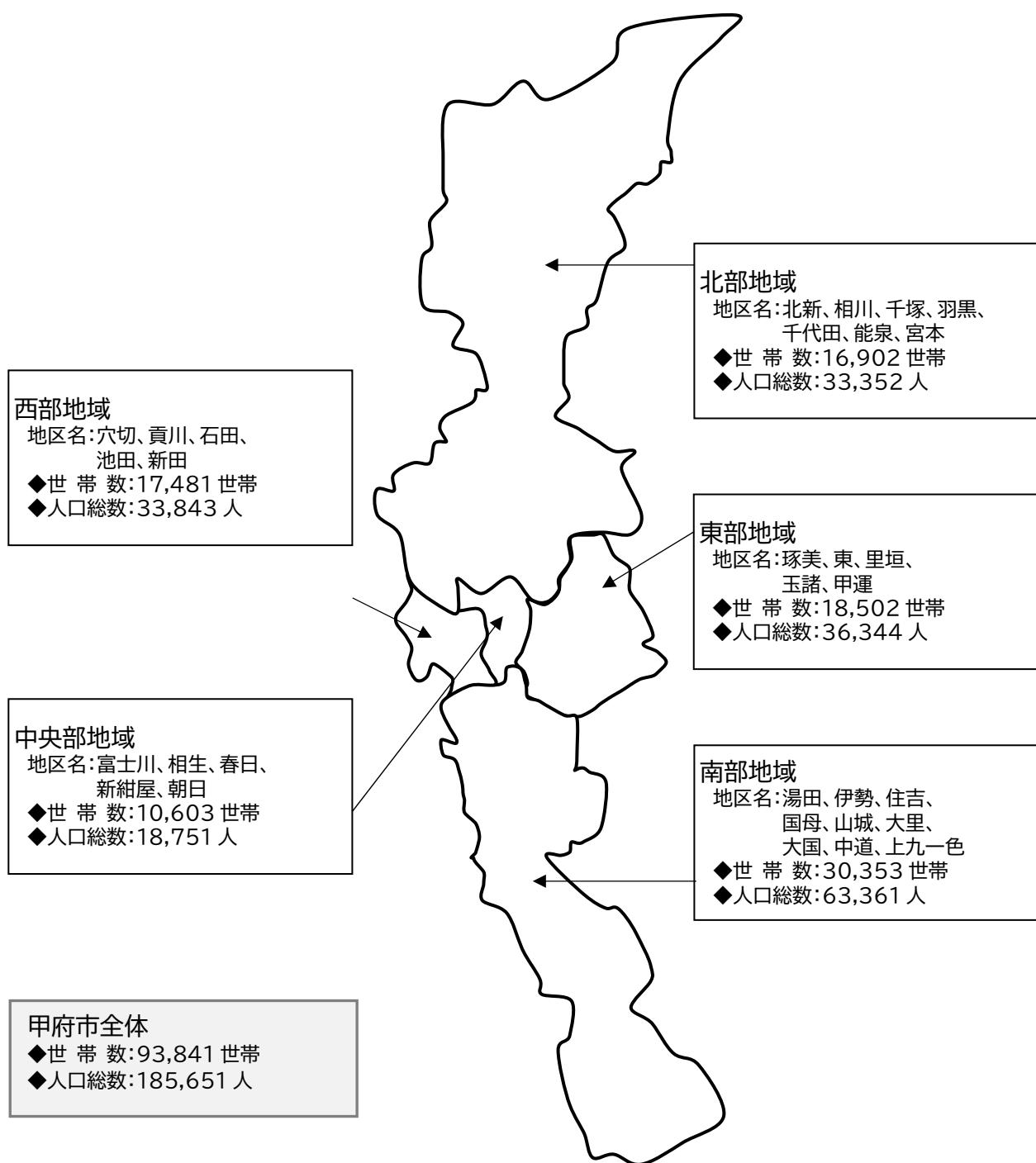
なお、今回の区域設定は施設の準備等を判断するためのものであり、勤務先近くでの利用を希望する等の、居住区域を越えた利用を制限するものではありません(市内全域での利用が可能です)。

全市及び区域別の人口推計(※)

区域	年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	区域	年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	0歳	1,113	1,100	1,089	1,081	1,072	南部	0歳	478	472	468	464	460
	1歳	1,139	1,127	1,114	1,103	1,095		1歳	476	471	465	460	457
	2歳	1,046	1,122	1,110	1,097	1,086		2歳	432	464	459	453	449
	3歳	1,130	1,029	1,103	1,091	1,078		3歳	455	415	444	440	434
	4歳	1,182	1,129	1,028	1,102	1,090		4歳	469	448	408	437	432
	5歳	1,223	1,173	1,120	1,020	1,094		5歳	482	462	441	402	431
	6歳	1,236	1,213	1,163	1,111	1,011		6歳	472	463	444	424	386
	7歳	1,375	1,241	1,218	1,168	1,115		7歳	512	462	453	435	415
	8歳	1,360	1,373	1,239	1,216	1,166		8歳	499	504	455	446	428
	9歳	1,413	1,359	1,372	1,238	1,215		9歳	513	493	498	449	441
	10歳	1,419	1,416	1,362	1,375	1,241		10歳	511	510	490	495	447
	11歳	1,380	1,420	1,417	1,363	1,376		11歳	498	512	511	492	496
東部	0歳	211	209	207	205	203	北部	0歳	143	141	140	139	138
	1歳	219	217	214	212	211		1歳	161	160	158	156	155
	2歳	200	215	212	210	208		2歳	154	165	163	161	160
	3歳	214	195	209	207	204		3歳	179	163	175	173	171
	4歳	230	220	200	215	212		4歳	186	178	162	174	172
	5歳	243	234	223	203	218		5歳	198	190	181	165	177
	6歳	258	253	242	232	211		6歳	198	194	186	178	162
	7歳	287	259	254	244	233		7歳	226	204	201	192	184
	8歳	289	291	263	258	248		8歳	235	237	214	210	201
	9歳	302	290	293	264	259		9歳	245	236	238	215	211
	10歳	305	304	293	296	267		10歳	253	253	243	245	222
	11歳	291	300	299	288	291		11歳	251	258	258	248	250
西部	0歳	201	199	197	195	194	中央部	0歳	80	79	78	77	77
	1歳	202	199	197	195	194		1歳	81	81	80	79	78
	2歳	180	194	191	189	187		2歳	79	85	84	83	82
	3歳	193	176	189	187	184		3歳	89	81	87	86	85
	4歳	200	191	174	187	185		4歳	96	92	84	90	89
	5歳	197	189	180	164	176		5歳	103	99	95	86	92
	6歳	202	198	190	182	165		6歳	107	105	100	96	87
	7歳	229	207	203	194	186		7歳	121	109	107	103	98
	8歳	221	223	202	198	190		8歳	116	117	106	104	100
	9歳	236	227	229	206	203		9歳	118	114	115	104	102
	10歳	235	234	225	227	205		10歳	115	115	110	111	100
	11歳	232	239	238	229	231		11歳	108	111	111	106	108

※全市の人口推計値は、住民基本台帳人口をもとに、福祉部において算出しています。

※区域別の人口推計値は、全市の人口推計値を按分して算出しており、区域別の割合は、過去5年分の人口分布をもとに年齢別に算出しています。小数点第1位を四捨五入しているため、区域別の人口推計値の合計が全市の人口推計値と合わない場合があります。



※世帯数、人口総数は令和5(2023)年4月1日

2 幼児期の学校教育・保育の一体提供及び当該学校教育・保育の推進、質の向上に関する体制確保の内容

幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)

保育所等と小学校が連携し、接続を意識したカリキュラムを作成するとともに、相互の授業参観や交流活動など、円滑な接続に向けた取組を推進していきます。

業務効率化による負担の軽減及び働きやすい環境の整備

保育所等の業務効率化のため、保育ICT*システムの導入を支援し、保育現場の業務負担を軽減するとともに、保育の質の向上を図ります。併せて、待遇改善や保育士の人材確保に係る支援を実施し、働きやすい環境の整備に努めます。

教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善

各教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう、「幼稚園における学校評価ガイドライン」、「保育所における自己評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」の周知、関連加算の取得、各地域における評価実践の優良事例の共有を図ります。

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと 提供体制の確保の内容及びその実施時期

国が定める事業の概要

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施
	利用できる保護者	制限なし
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園*	教育と保育を一体的に行う施設。 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設(平成18(2006)年に導入)。	
地域型保育	施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳のこどもを預かる事業。 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの類型。	

本市の事業展開

本市では、

- ・幼稚園10園(私立9園・国立1園／新制度移行7園、新制度移行なし3園)
 - ・保育所18園(市立5園・私立13園)
 - ・認定こども園*35園(私立35園)
 - ・地域型保育8園(私立8園／小規模保育事業所7園、事業所内保育事業所1園)
 - ・認可外保育施設29園(私立29園)
- が教育・保育サービスを提供しています。

量の見込みと確保量

■1号認定

【全市】

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み	市内のこども	1,129	1,147	1,165	1,184	1,203
	他自治体のこども	380	398	417	436	456
	合計	1,509	1,545	1,582	1,620	1,659
確保方策	特定教育・保育施設*	1,651	1,651	1,651	1,651	1,651
	私学助成幼稚園	98	98	98	98	98
	合計	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749

【東部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み		294	301	308	315	323
確保方策	特定教育・保育施設*	390	390	390	390	390
	私学助成幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	390	390	390	390	390

【西部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み		252	258	264	270	277
確保方策	特定教育・保育施設*	255	255	255	255	255
	私学助成幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	255	255	255	255	255

【南部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み		600	615	629	644	660
確保方策	特定教育・保育施設*	426	426	426	426	426
	私学助成幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	426	426	426	426	426

第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
 3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

【北部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み		241	246	252	258	264
確保方策	特定教育・保育施設*	380	380	380	380	380
	私学助成幼稚園	98	98	98	98	98
	合計	478	478	478	478	478

【中央部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み		123	126	129	132	135
確保方策	特定教育・保育施設*	200	200	200	200	200
	私学助成幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	200	200	200	200	200

※区域別の「量の見込み」は全市の「量の見込み」を按分して算出しています。小数点第1位を四捨五入しているため、区域別の「量の見込み」の合計が全市の「量の見込み」と合わない場合があります。

第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
 3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

■2号認定

【全市】

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み	市内のかども	2,656	2,613	2,571	2,530	2,489
	他自治体のかども	369	372	375	378	381
	合計	3,025	2,985	2,946	2,908	2,870
確保方策	特定教育・保育施設*	3,095	3,095	3,095	3,095	3,095
	認可外保育施設	152	152	152	152	152
	合計	3,247	3,247	3,247	3,247	3,247

【東部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み		589	581	573	566	558
確保方策	特定教育・保育施設*	504	504	504	504	504
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	504	504	504	504	504

【西部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み		504	498	491	485	478
確保方策	特定教育・保育施設*	644	644	644	644	644
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	644	644	644	644	644

【南部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み		1,203	1,188	1,172	1,157	1,142
確保方策	特定教育・保育施設*	1,082	1,082	1,082	1,082	1,082
	認可外保育施設	100	100	100	100	100
	合計	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182

第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
 3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

【北部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み		482	476	470	463	457
確保方策	特定教育・保育施設*	533	533	533	533	533
	認可外保育施設	50	50	50	50	50
	合計	583	583	583	583	583

【中央部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3~5歳				
量の見込み		247	243	240	237	234
確保方策	特定教育・保育施設*	332	332	332	332	332
	認可外保育施設	2	2	2	2	2
	合計	334	334	334	334	334

※区域別の「量の見込み」は全市の「量の見込み」を按分して算出しています。小数点第1位を四捨五入しているため、区域別の「量の見込み」の合計が全市の「量の見込み」と合わない場合があります。

■3号認定

【全市】

単位:人

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み	市内のこども	181	720	850	176	708	831	171	696	813	166	685	795	161	674	778
	他自治体のこども	18	90	112	17	91	112	16	92	112	15	93	112	15	94	112
	合計	199	810	962	193	799	943	187	788	925	181	778	907	176	768	890
確保方策	特定教育・保育施設*	409	830	936	409	830	936	409	830	936	409	830	936	409	830	936
	地域型保育事業	32	44	46	32	44	46	32	44	46	32	44	46	32	44	46
	認可外保育施設	70	82	107	70	82	107	70	82	107	70	82	107	70	82	107
	合計	511	956	1,089	511	956	1,089	511	956	1,089	511	956	1,089	511	956	1,089

【東部】

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		38	156	184	37	154	180	35	152	177	34	150	174	33	148	170
確保方策	特定教育・保育施設*	62	124	175	62	124	175	62	124	175	62	124	175	62	124	175
	地域型保育事業	6	6	7	6	6	7	6	6	7	6	6	7	6	6	7
	認可外保育施設	4	7	7	4	7	7	4	7	7	4	7	7	4	7	7
	合計	72	137	189	72	137	189	72	137	189	72	137	189	72	137	189

第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
 3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

【西部】

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		36	143	166	35	141	163	34	139	160	33	138	156	32	136	154
確保方策	特定教育・保育施設*	80	179	190	80	179	190	80	179	190	80	179	190	80	179	190
	地域型保育事業	6	6	5	6	6	5	6	6	5	6	6	5	6	6	5
	認可外保育施設	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	合計	96	195	205	96	195	205	96	195	205	96	195	205	96	195	205

【南部】

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		85	338	398	83	334	390	80	329	382	78	325	375	76	321	368
確保方策	特定教育・保育施設*	144	315	346	144	315	346	144	315	346	144	315	346	144	315	346
	地域型保育事業	6	6	7	6	6	7	6	6	7	6	6	7	6	6	7
	認可外保育施設	32	38	58	32	38	58	32	38	58	32	38	58	32	38	58
	合計	182	359	411	182	359	411	182	359	411	182	359	411	182	359	411

【北部】

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		26	115	142	25	113	139	24	112	136	23	110	133	23	109	131
確保方策	特定教育・保育施設*	75	131	141	75	131	141	75	131	141	75	131	141	75	131	141
	地域型保育事業	0	9	10	0	9	10	0	9	10	0	9	10	0	9	10
	認可外保育施設	6	7	15	6	7	15	6	7	15	6	7	15	6	7	15
	合計	81	147	166	81	147	166	81	147	166	81	147	166	81	147	166

【中央部】

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		14	58	73	14	57	71	13	56	70	13	56	69	13	55	67
確保方策	特定教育・保育施設*	48	81	84	48	81	84	48	81	84	48	81	84	48	81	84
	地域型保育事業	14	17	17	14	17	17	14	17	17	14	17	17	14	17	17
	認可外保育施設	18	20	17	18	20	17	18	20	17	18	20	17	18	20	17
	合計	80	118	118	80	118	118	80	118	118	80	118	118	80	118	118

※区域別の「量の見込み」は全市の「量の見込み」を按分して算出しています。小数点第1位を四捨五入しているため、区域別の「量の見込み」の合計が全市の「量の見込み」と合わない場合があります。

確保方策

人口推計の結果、令和7(2025)～令和11(2029)年度は乳幼児の人口が減ることが想定されています。量の見込みは、1号認定が微増、2号認定・3号認定は、それぞれ微減傾向で推移しています。

全市でみると、いずれの区分においても量の見込みに対して、十分確保できる想定です。一方、区域別にみると、1号では西部や南部、2号認定では東部や南部、3号認定では東部において、不足がみられます。これらの不足分については、毎年度の教育・保育の申し込み状況を注視し、既存施設と情報共有を図りながら、こどもやその保護者が、できる限り希望する区域での教育・保育を受けられるよう、調整していきます。

加えて、施設の建築から年数が経過する中で、老朽化への対応が必要な施設も増えてくることから、今後も、こどもたちに安全で安心な教育・保育を提供できるよう、計画的な整備を実施していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

①利用者支援事業

国が定める事業の概要・本市の事業展開

こども及びその保護者、又は妊娠中の方などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援するものです。身近な実施場所で専任の職員が情報を収集し提供します。また、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

型	内容	本市の事業展開
基本型	こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、利用者の立場に立った支援を実施する。	健康支援センター内の母子保健課にて実施。 (旧子育て世代包括支援センターにあつた「基本型」「母子保健型」の二つの機能のうち、「基本型」が本事業に該当)
地域子育て相談機関	妊娠婦やこどもとその家庭からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、子育て支援に関する情報の提供を行う。	地域子育て支援センター及び幼児教育センターを、妊娠婦や子育て家庭などが気軽に相談できる地域の拠点として位置づける。相談支援機能を強化し、必要に応じて「こども家庭センター」とも連携。 ●地域子育て支援センター15か所 ●幼児教育センター3か所
特定型	保育サービスに関する相談に応じ、地域の保育所や保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援をする機能を持つ。	子ども保育課に専任の職員を1名配置し、対応。
こども家庭センター型	母子保健と児童福祉が連携・協働*し、すべての妊娠婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する。保健師等による専門的な相談支援を行うとともに、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等も実施する。	健康支援センターに母子保健機能を有した「こども家庭センター」、本庁舎に児童福祉機能を有した「こども家庭センター」を、分散型として設置。 健康支援センターでは、オンライン相談対応が可能。

量の見込みと確保量

■基本型

単位:か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

■地域子育て相談機関

単位:か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	18	18	18	18	18
確保の内容	18	18	18	18	18

■特定型

単位:か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

■こども家庭センター型

単位:か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2
うち オンライン相談対応可能施設	1	1	1	1	1

確保方策

本市では、分散型のこども家庭センターとして、市役所本庁舎及び健康支援センターに専門スタッフを配置します。幼児教育センター、地域子育て支援センター等とも連携しながら、情報提供や相談等の利用者支援を実施していきます。

②地域子育て支援拠点事業

国が定める事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市の事業展開

乳幼児(未就学児)を子育てしている人たちを地域全体で支援していくために、育児相談や子育てサークル支援などの事業を保育所等の活用により実施します。

実施施設 地域子育て支援センター 計15か所

施設名	設置場所	所在地
にこにこルーム	大鎌田保育園	大里町 4530
Shell&Beans	宮前保育園	岩窪町 379
はぐくみ	南西保育園	下石田 2-10-17
どんぐりくらぶ	光の森こども園	山宮町 3318
チャイルドセンター和泉こども館“わくわく”	和泉愛児園	湯村 3-12-13
ひだまり	なでしこども園	大里町 2262-1
げんきっこくらぶ	甲府あら川保育園	池田 1-11-9
わたぼうし	すみよし愛児園	住吉 3-24-20
にこにこバンビーニ	くだま保育園	里吉 4-1-28
ドリームハウス	相川保育園	小松町 316
くるみの森	池田くるみの木こども園	金竹町5-17
すまいるきっず	こでまりこども園	丸の内3-21-3
あんぱんくらぶ	聖愛幼稚園	羽黒町 618
アルテア子ども館	山梨学院幼稚園	酒折2-12-18
ひなたぼっこ	中央保育所	中央3-3-1

実施施設 幼児教育センター 計3か所

施設名	設置場所	所在地
北部幼児教育センター	甲府市	岩窪町 261
中央部幼児教育センター	甲府市	上石田 3-6-31
中道つどいの広場	甲府市	上曾根町 1890-1

量の見込みと確保量

【全市】

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	32,317	34,563	36,965	39,534	42,281
②確保の内容	67,610	67,610	67,610	67,610	67,610
②-①	35,293	33,047	30,645	28,076	25,329

【区域別】

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東	量の見込み	6,181	6,610	7,070	7,561	8,087
	確保の内容	7,410	7,410	7,410	7,410	7,410
中央	量の見込み	2,362	2,526	2,702	2,890	3,091
	確保の内容	16,199	16,199	16,199	16,199	16,199
西	量の見込み	5,700	6,096	6,520	6,973	7,458
	確保の内容	7,904	7,904	7,904	7,904	7,904
南	量の見込み	13,566	14,509	15,517	16,595	17,749
	確保の内容	11,716	11,716	11,716	11,716	11,716
北	量の見込み	4,508	4,821	5,156	5,515	5,898
	確保の内容	24,381	24,381	24,381	24,381	24,381

※区域別の「量の見込み」は全市の「量の見込み」を按分して算出しています。小数点第1位を四捨五入しているため、区域別の「量の見込み」の合計が全市の「量の見込み」と合わない場合があります。

確保方策

令和7(2025)年度以降の南部区域と、令和10(2028)年度以降の東部区域では、確保量の不足が想定されます。不足分については、今後の利用状況をみながら、コロナ禍に受け入れ定数を削減した施設をはじめ、スペースにゆとりのある施設の定員拡大や拠点を増やすなど、質量ともに充実させる対策を講じます。

③妊婦一般健康診査事業

国が定める事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査・計測、保健指導を行います。また、必要に応じて妊娠期間中の適切な時期に医学的検査を実施する事業です。

本市の事業展開

山梨県内の指定医療機関で健康診査を受けることができます。

(県外で受診した場合は償還払い)

- ・対象:妊婦全員
- ・健診回数及び検査内容:
 - 妊婦一般健康診査 14回(多胎妊娠をした妊婦は19回)
 - 追加検査①(HTLV-1抗体検査含む血液検査等)
 - 追加検査②(性器クラミジア検査)
 - 追加検査③(血糖検査)
 - 追加検査④(血算検査1回目)
 - 追加検査⑤(B群溶血性レンサ球菌検査)
 - 追加検査⑥(血算検査2回目)

量の見込みと確保量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,869	1,834	1,820	1,805	1,793
確保の内容	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550

確保方策

受診対象者の推計値を量の見込みとしています。受診対象者は、妊娠初期から出産するまでの妊婦のため、複数年度にまたがる場合があります。

本市の妊婦健診に対する量の見込みは、現行の体制で対応できる規模となっています。

④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

国が定める事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市の事業展開

保健師又は助産師が訪問し、育児その他の相談に応じます。

- ・対象:生後4か月を迎えるまでの乳児とその保護者

量の見込みと確保量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	813	811	796	790	784
確保の内容	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

確保方策

本市の乳児家庭全戸訪問事業に対する量の見込みは、現行の体制で対応できる規模となっています。

⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

国が定める事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本市の事業展開

疾病や心配事等がある妊婦、育児に不安を持つ保護者、成長発達に何らかの問題がある乳幼児等に対し、主に保健師が家庭を訪問して、育児に関する具体的な相談や支援を継続的に行います。

要保護児童等への対応については、要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議・実務者会議(児童虐待(DV*)・育児支援分科会等、4つの分科会で構成)・個別ケース検討会議の三層構造で開催し、関係機関と必要な連携を図る中で、要保護児童の適切な保護を図ります。

量の見込みと確保量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	299	293	291	288
確保の内容	500	500	500	500	500

確保方策

本市の養育支援訪問事業に対する量の見込みは、現行の体制で対応できる規模となっています。

その他、要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図る事業です。ネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関（児童相談所、警察、保健センター、医療機関等）の連携強化を推進します。

⑥子育て短期支援事業

国が定める事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業です。

本市の事業展開

保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭などにより、一時的に家庭での養育が困難となった18歳未満の児童を児童養護施設*等で短期間預かります。

- ・実施施設 3か所
- ・利用可能日数 原則7泊以内

量の見込みと確保量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	227	311	425	581	794
確保の内容	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095

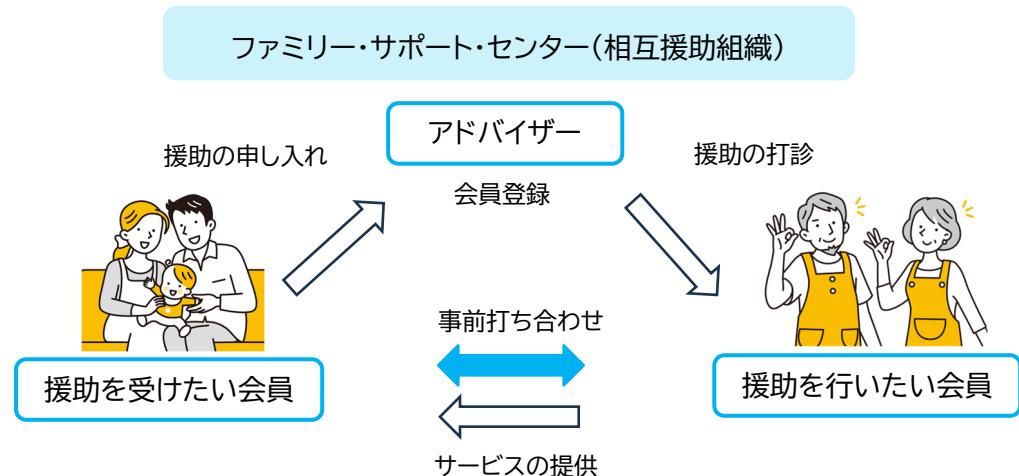
確保方策

本市の子育て短期支援事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

⑦ファミリー・サポート・センター事業(乳幼児預かり以外)

国が定める事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を支援するために、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人(依頼会員)と、当該援助を行うことを希望する人(協力会員)との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業です。



本市の事業展開

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人からなる会員組織です。短期的・突発的に学校等への送迎、子どもの一時預かり等の援助が必要になった場合に利用できます。

- ・対象:小学生
- ・実施施設 1か所

量の見込みと確保量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	461	461	461	461	461
確保の内容	480	480	480	480	480

確保方策

ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みは、現行の受入れ体制で対応できる規模となっています。今後も、ファミリー・サポート・センター事業の会員の維持・増員を図り、相互援助活動を促進します。

⑧一時預かり事業、子育て援助活動支援事業

【ファミリー・サポート・センター事業(乳幼児預かり)】

国が定める事業の概要

保育所を定期的に利用しない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間、認定こども園*、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

本市の事業展開

両親の病気や入院、災害、事故等により、緊急・一時的に家庭での保育ができないときや、保護者の育児疲れ解消等の私的な理由などに対応して、一時的に保育をします。

・実施施設 保育所 4か所、幼稚園 4か所、認定こども園* 21か所

量の見込みと確保量

■幼稚園型

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	49,631	53,658	58,012	62,719	67,808
確保の内容	49,631	53,658	58,012	62,719	67,808

■幼稚園型を除く

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549
確保の内容	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549

■ファミリー・サポート・センター(乳幼児預かり)

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	65	65	65	65	65
確保の内容	65	65	65	65	65

確保方策

一時預かり事業の量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

⑨時間外保育事業

国が定める事業の概要

保育認定を受けたこどもに対して、保育所や認定こども園*等で通常の利用時間以外において保育を実施する事業です。

本市の事業展開

・実施施設 39か所

量の見込みと確保量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	225	228	231	234	237
確保の内容	400	400	400	400	400

確保方策

本市の時間外保育事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

⑩病児・病後児保育事業

国が定める事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

本市の事業展開

市内に在住し、保育所に通っている乳幼児や小学生のこどもが、病気又は病気回復期のため集団生活が困難な時期に、看護師、保育士により一時的にこどもを預かれます。国の定める3種類の事業類型のうち「病児対応型・病後児対応型*」「体調不良児対応型*」に対応します。

・実施施設 2か所(病児対応型・病後児対応型*)

17か所(体調不良児対応型*)

・対象児童 0歳児～小学校就学児

量の見込みと確保量

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	量の見込み	5,796	6,168	6,574	7,018	7,502
	確保の内容	7,645	7,645	7,645	7,645	7,645
病児・病後児対応型*	量の見込み	2,281	2,545	2,839	3,167	3,533
	確保の内容	3,645	3,645	3,645	3,645	3,645
体調不良児対応型*	量の見込み	3,515	3,623	3,735	3,850	3,969
	確保の内容	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

確保方策

確保の内容については、今後の利用状況をみながら、病児・病後児対応型及び体調不良対応型とともに、受入れ体制の拡大を検討していきます。

⑪放課後児童健全育成事業

国が定める事業の概要

小学校に就学している児童で保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本市の事業展開

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の児童を対象に、放課後児童クラブを開設しています。平成30(2018)年度から、終了時間を18:30から19:00に延長し、より使いやすいサービスを提供しています。

・実施施設 市営26か所、私営13か所

量の見込みと確保量

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	量の見込み	1,883	1,894	1,905	1,918	1,931
	確保の内容	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060
低学年計	量の見込み	1,683	1,701	1,719	1,738	1,757
	確保の内容	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
小学1年生	量の見込み	671	687	703	720	737
	確保の内容	760	760	760	760	760
小学2年生	量の見込み	567	568	569	570	571
	確保の内容	600	600	600	600	600
小学3年生	量の見込み	445	446	447	448	449
	確保の内容	470	470	470	470	470
高学年計	量の見込み	200	193	186	180	174
	確保の内容	230	230	230	230	230
小学4年生	量の見込み	120	116	112	109	106
	確保の内容	130	130	130	130	130
小学5年生	量の見込み	39	36	33	30	27
	確保の内容	50	50	50	50	50
小学6年生	量の見込み	41	41	41	41	41
	確保の内容	50	50	50	50	50

【区域別】

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	1,883	1,894	1,905	1,918	1,931
	確保の内容	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060
低学年/ 全市	量の見込み	1,683	1,701	1,719	1,738	1,757
	確保の内容	1,829	1,829	1,829	1,829	1,829
低学年/ 東	量の見込み	353	357	361	365	369
	確保の内容	454	454	454	454	454
低学年/ 中央	量の見込み	146	147	149	151	152
	確保の内容	186	186	186	186	186
低学年/ 西	量の見込み	276	279	282	285	288
	確保の内容	303	303	303	303	303
低学年/ 南	量の見込み	629	635	642	649	656
	確保の内容	621	621	621	621	621
低学年/ 北	量の見込み	279	282	285	288	291
	確保の内容	265	265	265	265	265
高学年/ 全市	量の見込み	200	193	186	180	174
	確保の内容	231	231	231	231	231
高学年/ 東	量の見込み	43	41	40	38	37
	確保の内容	58	58	58	58	58
高学年/ 中央	量の見込み	16	16	15	15	14
	確保の内容	24	24	24	24	24
高学年/ 西	量の見込み	33	32	31	30	29
	確保の内容	38	38	38	38	38
高学年/ 南	量の見込み	72	70	67	65	63
	確保の内容	78	78	78	78	78
高学年/ 北	量の見込み	36	34	33	32	31
	確保の内容	33	33	33	33	33

※区域別の「量の見込み」は全市の「量の見込み」を按分して算出しています。小数点第1位を四捨五入しているため、区域別の「量の見込み」の合計が全市の「量の見込み」と合わない場合があります。

確保方策

本市では、学年ごとの定員は設けておらず、ゆとりがある確保量の中で、柔軟に対応できる見込みです。ただし、今後の利用状況を注視しながら、不足が生じる区域については、受け入れ体制の拡大を検討していきます。

⑫子育て世帯訪問支援事業

国が定める事業の概要

本事業は、令和4(2022)年の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー*等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴*するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

本市の事業展開

本市では、ヤングケアラー*がいる家庭の居宅に支援員が訪問し、家事や育児などの支援を行います。

利用の目安は、週2回となります。

量の見込みと確保量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	440	480	480	480	480
確保の内容	440	480	480	480	480

確保方策

今後の利用状況をみながら体制の拡大を検討していきます。

⑬児童育成支援拠点事業

国が定める事業の概要

本事業は、令和4(2022)年の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関への連携を行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本市の事業展開

本事業について、適正な規模や体制などを検討していきます。

⑯親子関係形成支援事業

国が定める事業の概要

本事業は、令和4(2022)年の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通して、児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を行います。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設けるなど、必要な支援を行います。これにより、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本市の事業展開

本市では、令和6(2024)年度から開始した、「親子はぐくみクラス」を本事業として展開していきます。

量の見込みと確保量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保の内容	60	60	60	60	60

確保方策

本市の親子関係形成支援事業に対する量の見込みは、既存の体制で対応できる規模となっています。

⑯産後ケア事業

国が定める事業の概要

母子保健法の改正(令和元(2019)年)により、令和3(2021)年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

また、令和6(2024)年の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。宿泊型、日帰り型、訪問型の3種類の実施方法があります。産後1年未満であって、産後ケアを必要とする母親と乳児を対象にした事業です。

本市の事業展開

本市では、3種類の産後ケア事業を実施しています。出産直後から1年までの母子に対して専門職が心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるよう支援を行います。

種類	利用できる方
宿泊型	産後4か月(生後5か月の前日)までの方
日帰り型	産後1年までの方
おうちdeホッとママケア(訪問型)	産後1年までの方

量の見込みと確保量

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	量の見込み	804	807	819	830	843
	確保の内容	900	900	900	900	900
宿泊	確保の内容	320	320	320	320	320
日帰り	確保の内容	100	100	100	100	100
訪問型	確保の内容	480	480	480	480	480

確保方策

確保量は、宿泊型320人日、日帰り型100人日、訪問型480人日の現状維持とし、既存の体制で対応できる規模となっています。なお、利用者は増加傾向にあると見込んでおり、利用状況を注視し、必要に応じて訪問型の量の確保を進めます。

なお、宿泊型については、山梨県産後ケア事業推進委員会を通して検討を行います。

⑯こども誰でも通園制度

国が定める事業の概要

令和8(2026)年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として開始される事業です。

満3歳未満の児童(保育所に入所している児童等を除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該児童とその保護者的心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市の事業展開

本市では、令和6(2024)年度に試行的実施を行いました。令和7(2025)年度以降も継続して実施していきます。

量の見込みと確保量

単位:人(1日あたり)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	量の見込み	61	62	61	61	60
	確保の内容	76	76	76	76	76
0歳	量の見込み	26	26	26	26	25
	確保の内容	24	24	24	24	24
1歳	量の見込み	22	22	22	21	21
	確保の内容	24	24	24	24	24
2歳	量の見込み	13	14	14	14	13
	確保の内容	28	28	28	28	28

確保方策

確保の内容については、令和6(2024)年度の定員を設定していますが、今後、0歳児の利用希望が確保量を超えることが想定されています。令和6(2024)年度の試行開始後に、複数の施設から申し出があったことなども踏まえ、新規参入予定の施設の協力を得る中で、必要量を確保していきます。

⑯妊婦等包括相談支援事業

国が定める事業の概要

本事業は、令和6(2024)年の子ども・子育て支援法改正により、新たに創設され、位置づけられた事業です。

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業です。

本市の事業展開

本市では、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなげます。

面談時期は、概ね妊娠届出時、妊娠8か月、産後の訪問時となります。

量の見込みと確保量

単位:人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,538	3,470	3,446	3,417	3,395
確保の内容	3,538	3,470	3,446	3,417	3,395

確保方策

本市の妊婦等包括相談支援事業に対する量の見込みは、既存の体制で対応できる規模となっています。

⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業

国が定める事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育給付認定保護者に対する教材費・行事費等(給食費以外)及び施設等利用給付認定保護者に対する給食費(副食材料費)に要する実費徴収費用の一部を助成する事業です。

本市の事業展開

新制度未移行幼稚園に在籍する低所得世帯等を対象に、給食費(副食材料費)を助成します。

⑯多様な事業者の参入促進・能力活用事業

国が定める事業の概要

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園*の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

本市の事業展開

認定こども園*に通う、特別な支援が必要な教育認定子どもの受け入れ環境を整備し、良質かつ適切な教育を提供します。

資料編

事業一覧

事業名	基本施策1	基本施策2	基本施策3	基本施策4	基本施策5	基本施策6	基本施策7	基本施策8	基本施策9
国際交流の推進	*								
多文化共生の推進	*								
留学生との交流事業	*								
次世代甲府大使の認定と活躍の応援	*								
市民・学生レポーターの活用	*								
若者によるSDGs普及啓発事業	*								
甲府大好きまつり	*								
あつ活サポートー団体登録制度	*								
健康相談	*								
健康教育	*								
食育の推進	*								
子ども・若者の意見表明の場の提供	*								
ブレイリーダーの養成	*								
こどもの職業体験フェス	*								
口からはじめる健康フェスタ 併催 食育フェスタ	*								
味覚教育	*								
共生や自立を促す自然体験教室	*								
こうふグリーンラボ展示内容の充実	*								
水晶・ルチル合成体験(ジュエリーツーリズム)	*								
こうふはっこうマルシェ	*								
日本遺産御嶽昇仙峡関係事業	*								
信玄公祭り	*								
小江戸甲府の夏祭り	*								
農林業まつり開催	*								
農業体験事業	*								
市場開放	*								
遊亀公園及び附属動物園の整備	*								
外国につながりのある児童生徒への日本語指導員による専門指導	*								
こうふドリームキャンパス	*								
甲府ラーニング・スピーチ	*								
二十歳のつどい事業	*								
文化芸術推進事業	*								
「こうふ開府の日」記念事業	*								
親子による交流・体験学習の開催	*								
文化財の普及・啓発、及び活用	*								
子どもの運動機会の充実	*								
移動図書館なでしこ号の巡回	*								
イベントの実施(図書館)	*								
貸出文庫(団体貸出)	*								
選挙啓発	*								
施設見学関係事業(浄化センター)	*								
施設見学関係事業(平瀬浄水場)	*								
水源保全関係事業	*								
プログラミング教育	*	*							
教育環境の整備	*	*							
ブックスタート	*		*						
本の読み聞かせ活動の推進	*		*						
(仮称)子ども応援拠点施設整備事業	*		*	*		*		*	*
チビッコ広場の整備	*			*					
児童館等の運営	*			*					

事業名	基本施策1	基本施策2	基本施策3	基本施策4	基本施策5	基本施策6	基本施策7	基本施策8	基本施策9
児童館等のトイレ洋式化	*		*						
児童・生徒等へのサービス(図書館)	*			*					
ソライチWith	*					*			
子育て世帯の入居要件の緩和	*						*		
教育支援ボランティア	*							*	
子ども応援フェスタの開催	*							*	
防犯体制の強化		*							
安全・安心ボランティアの活動促進		*							
子どもBOUSA教育こうふ		*							
親子防災教室		*							
交通安全意識の高揚と啓発		*							
交通安全教室の開催		*							
防犯意識の高揚と啓発		*							
保育所等訪問支援の充実		*							
甲府市発達障がい等スーパー・バイス事業		*							
受動喫煙対策		*							
幸せレシピ		*							
自殺対策推進に関する事業		*							
社会環境の浄化		*							
子どもの権利擁護委員による相談支援		*							
子育てガイドブックの作成		*							
子育て支援アプリ「すくすくメモリーズ」による子育て支援		*							
要保護児童対策地域協議会の運営		*							
ヤングケアラーへのレスパイトケア		*							
青少年ユニアリーダー向けヤングケアーワークショップ		*							
特別支援教育の充実		*							
特別支援教育に係る教職員向け研修並びに研究		*							
特別支援教育支援員の配置		*							
保育所・幼稚園等の受入れ体制の整備	*	*							
医療的ケアが必要な障がい児への支援	*	*		*					
マイ保健師制度	*	*					*		
ペアレント相談	*	*					*		
養育支援訪問	*	*					*		
乳幼児すこやか発達支援事業(すこやか相談・親子はぐくみクラス)	*	*					*		
子育て相談	*	*					*		
小児慢性特定疾病対策事業・医療費助成・自立支援	*	*					*		
こども家庭センター	*	*					*	*	
女性の健康相談	*	*					*		
放課後等の支援の実施	*		*						
思春期保健事業	*			*					
GIGAスクール構想の推進	*			*					
性に関する講座の開催	*			*					
入学準備金の融資	*				*	*			
就学相談・教育相談の実施	*					*			
特別支援教育就学奨励費の支給	*					*			
就学援助費の支給	*					*			
自立支援医療(育成医療)の支給	*					*			
甲府市心身障害児童福祉手当等	*					*			
がん患者及び難病患者支援 (1)若年がん患者の在宅療養生活支援事業(2)がん患者アピアランスケア支援事業(3)難病の医療費助成に関する申請受付(4)難病患者地域支援事業		*					*		
子育て総合相談窓口「おひさま」の運営	*						*		
青少年等相談窓口「あおぞら」の運営	*						*		
地域ぐるみで児童生徒の安全を守る仕組みづくり	*						*		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	*							*	
子どもの学習・生活支援事業	*							*	
保育所・幼稚園・認定こども園の質の確保			*						
感染症対策の推進			*						
幼稚園・認定こども園への給付			*						

事業名	基本施策1	基本施策2	基本施策3	基本施策4	基本施策5	基本施策6	基本施策7	基本施策8	基本施策9
保育所の運営と給付			*						
公立保育所の設備等の改修			*						
幼稚園子育て支援事業助成金の交付			*						
延長保育の確保と給付			*						
病児保育の確保と提供			*						
人材の確保と育成			*						
保育所等における子ども発達チェックリストの活用			*						
こども誰でも通園制度			*						
乳幼児健康診査			*						
孫食育事業			*						
木育の推進			*						
子ども運動遊び場の提供			*	*					
児童館・幼児教育センター等の設備の改修(空調・照明含む)			*		*				
体験型♪パパママクラス			*				*		
不妊治療費の助成			*				*		
不育症治療・不育症検査(先進医療)の助成			*				*		
母子健康手帳の交付			*				*		
妊婦一般健康診査(多児妊婦への追加助成含む)			*				*		
産後ケア事業(宿泊型・日帰り型・訪問型)			*				*		
母乳相談			*				*		
産婦健康診査			*				*		
乳児家庭全戸訪問			*				*		
妊婦・乳幼児健康相談			*				*		
未熟児養育医療の給付、結核児童の日常品等の助成			*				*		
新生児聴覚検査費用の助成			*				*		
育児離乳食教室			*				*		
後期・完了期離乳食教室			*				*		
低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成			*				*		
妊娠・子育て応援給付金			*				*		
利用者支援			*				*	*	
愛育会(甲府市愛育連合会)の活動(子育て支援)			*				*		
母子保健推進事業(母子保健推進会議、母子保健研修会)			*				*		
保育所等における地域交流			*				*		
一時預かりの確保と給付			*				*		
地域子育て支援拠点事業の運営			*				*		
放課後児童健全育成事業				*					
放課後子供教室の開設				*					
校内教育支援センター「ほっとルーム」の設置・運営				*	*				
地域における子どもの学習支援・相談等の拠点づくり				*				*	
地域課題探究コンペティション					*				
思春期教育推進事業					*				
がん教育事業					*				
エイズ及び性感染症に関する知識普及啓発講習会					*				
環境教育の推進					*				
スクールカウンセラーの配置・派遣					*				
不登校児童生徒への支援					*				
きめ細かな学習支援に関わる教育職員の配置					*				
学校運営協議会					*				
スクールサポーターの派遣					*				
生徒指導アドバイザーの配置					*				
外国語指導助手(ALT)による英語指導事業					*				
甲府市中高生海外研修の実施					*				
道徳教育の推進					*				
夏休み子どもわくわく学び塾の開催					*				
なでしこ賞・撫子賞の選定及び表彰					*				
学校保健の実施					*				
学校給食の実施					*				

事業名	基本施策1	基本施策2	基本施策3	基本施策4	基本施策5	基本施策6	基本施策7	基本施策8	基本施策9
新JIS規格児童生徒用机椅子の整備				*					
公立学校施設整備				*					
体育館への空調設備等の整備				*					
インターンシップ事業(甲府商業高等学校)				*					
自立支援カウンセラー等による教育相談				*		*			
甲府市児童生徒支援センター「すてっぷ」の運営				*		*			
スクールソーシャルワーカーの設置・派遣				*		*			
小児初期救急医療センター					*			*	
結婚新生活支援事業補助金						*			
MIRAITOやまなし将来発見バストツアーモビリティ・UIJターンの促進						*			
地方就職支援金						*			
移住支援金						*			
結婚への支援事業						*			
ひきこもり相談支援事業						*			
県央ネットやまなし合同企業説明会						*			
地元企業オンライン紹介事業						*			
甲府市就職応援サイト						*			
はたらく者のサポートガイド						*			
甲府市インターンシップ受入助成金事業						*			
中心市街地空き店舗活用事業						*			
ワンストップ支援窓口						*			
地域貢献活動(甲府商科専門学校)						*			
雇用促進対策事業						*			*
パパの家事・育児スキルアップ講座の開催							*		
学用品等のリユース事業							*		
児童手当の支給							*		
すこやか子育て医療費の助成							*		
助産手当の支給							*		
子育て応援優良事業者表彰							*		
子育て応援カードの交付							*		
育児休業取得の意識啓発							*		
助産措置							*		
保育料の負担軽減							*		
働きやすい環境づくりの啓発							*		
学校給食における食材費高騰分の負担軽減							*		
ファミリー・サポート・センターの利用料助成							*	*	
ひとり親家庭等の医療費助成							*		*
食生活改善推進委員会(甲府市食生活改善推進員連絡協議会)への支援								*	
愛育会(甲府市愛育連合会)への支援								*	
子ども未来応援条例による子育ちの推進								*	
子どもを応援する団体とのネットワークの構築								*	
ファミリー・サポート・センターの運営								*	
児童家庭相談システムの運用								*	
「子育て・お助け隊」の派遣								*	
ショートステイの確保と給付								*	
家庭教育講座の開催								*	
家庭教育学級の運営								*	
母子・父子自立支援プログラムの策定									*
ひとり親いきいき自立応援給付金									*
ひとり親家庭等小中学校入進学祝金									*
児童扶養手当の支給									*
ひとり親家庭相談員による相談									*
母子・父子・寡婦福祉団体への支援									*
ひとり親家庭サポート講座									*
日常生活支援事業									*
母子家庭等就業・自立支援センター									*
母子生活支援施設措置									*

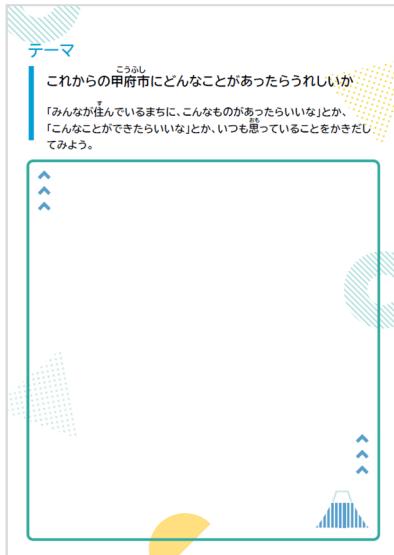
ワークショップ結果

小学生向けワークショップ結果まとめ

当日の流れ

小学生向けワークショップにおいては、「これからの甲府市にどんなことがあったらうれしいか」をテーマに以下のワークシートを使いながら、子どもの声を聴きました。

当日使用したワークシート



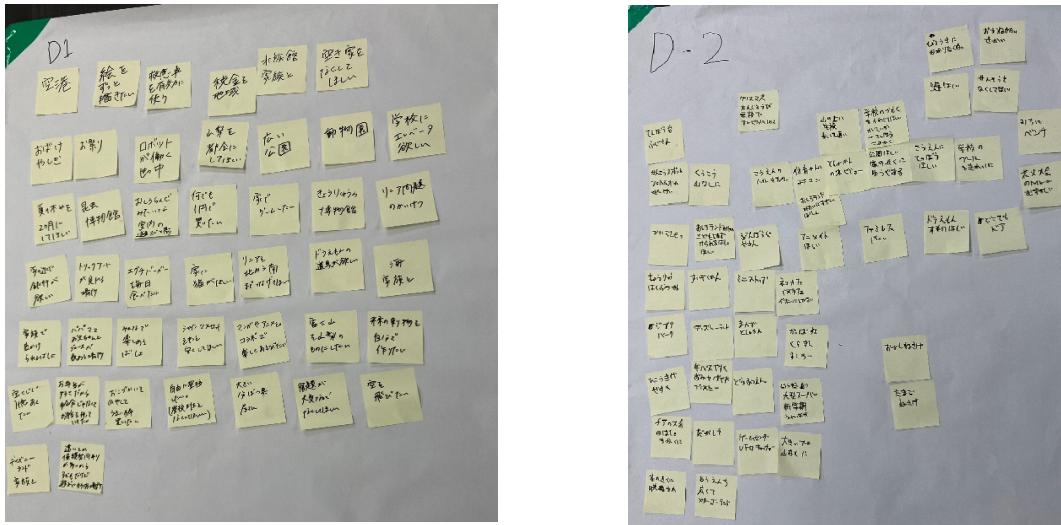
小学生ワークショップ当日の様子



意見収集・分析

テーマごとに当日挙がった意見は以下のとおりになっています。挙がった意見を計画に反映させていくために、AIによるテキスト分析等を実施し、各意見をカテゴリー化してまとめています。こうしてまとめた意見をもとに計画への反映を検討しました。

当日挙げられた意見



具体的な意見(抜粋)

- ・ 静かな場所で勉強したい
- ・ 遊べるところがいっぱいほしい
- ・ 夏は暑いから室内で楽しめる施設がたくさんできたらいいと思う
- ・ ドッジボールやバスケットボール、バーレーボールができる場所がほしい
- ・ 楽しいお祭りに行きたい
- ・ 家族みんなで遊びに行きたい
- ・ おしろらんどのような、お手軽にこどもが遊べる施設がほしい
- ・ 室内で楽しめる施設がたくさんできたらいいと思う
- ・ 甲府市をけんかのない市にしていきたい。甲府市がやさしい人でいっぱいになると嬉しい。そして甲府市に住んでいるみんなが笑顔で暮らせるといい
- ・ 今の甲府市が気に入っている
- ・ 学校もっと楽しく過ごしたい
- ・ みんなが笑顔でいてほしい
- ・ みんなが仲良くなってほしい
- ・ 人が多いにぎやかなところがほしい
- ・ 甲府市の魅力を発信してほしい
- ・ こどもだけで遊びに行ける場所がほしい
- ・ 楽しい行事が増えると良いと思う

中学生～大学生向けワークショップ結果まとめ

当日の流れ

中学生～大学生向けワークショップにおいては、「甲府市の好きなところ・改善したいところ」、「将来(5年後)の甲府市の姿」、「5年後の将来に向かって必要なこと」をテーマに以下のワークシートを使いながら、こどもや若者の声を聴取しました。

当日使用したワークシート

あなたのアイデア が 5年後の甲府市
子ども・若者ワークシップ

テーマ 1

甲府市の好きなところ・改善したいところ

甲府市の好きなところや、もっと改善してほしいところを書きだそ
また、なぜそう思ったのか書きだしてみよう。

考えるヒント

普段の生活で感じることを書き出してみよう！
例：甲府市の〇〇は好きだから残してほしい！〇〇などこれが好き
もっと〇〇できる場所を増やしてほしい！など

あなたのアイデア が 5年後の甲府市
子ども・若者ワークシップ

テーマ 2

将来の甲府市の姿

テーマ1で考えたことをもとにして、5年後、もっとこうだったら
いいな！という理想の甲府市の姿を書きだしてみよう。

考えるヒント

5年後どんな甲府市に住んでいたいか書き出してみよう！
テーマ1で考えた好きなところを伸ばしていったり、改善してほしい
ところを書きしたりした先にはどんな姿がありますか？

あなたのアイデア が 5年後の甲府市をつくる！
子ども・若者ワークシップ

テーマ 3

将来の姿に向かって必要なこと

テーマ2で考えたことを実現するには、
どんなことが必要か考えてみよう。

考えるヒント

いつまでに、誰が、どんなことをしたら実現できますか？
考えてくれた理想的の甲府市を実現するために、今日からできること、
1年後できること、数年後できることはありますか？

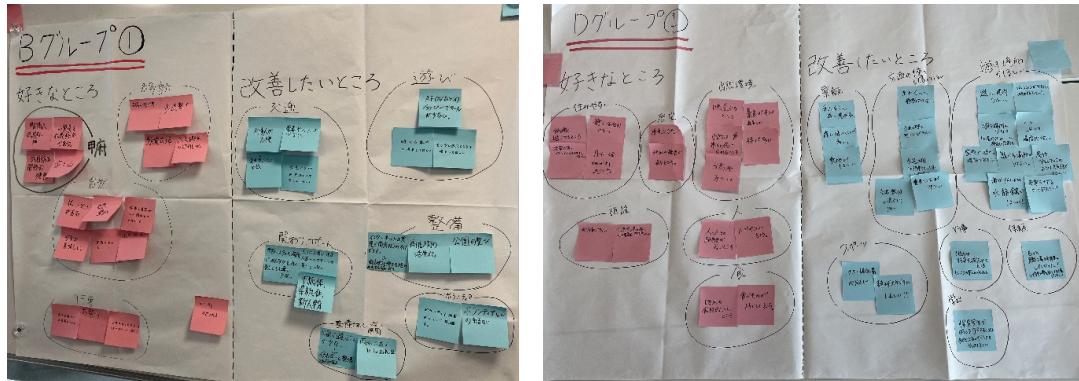
中学生～大学生ワークショップ当日の様子



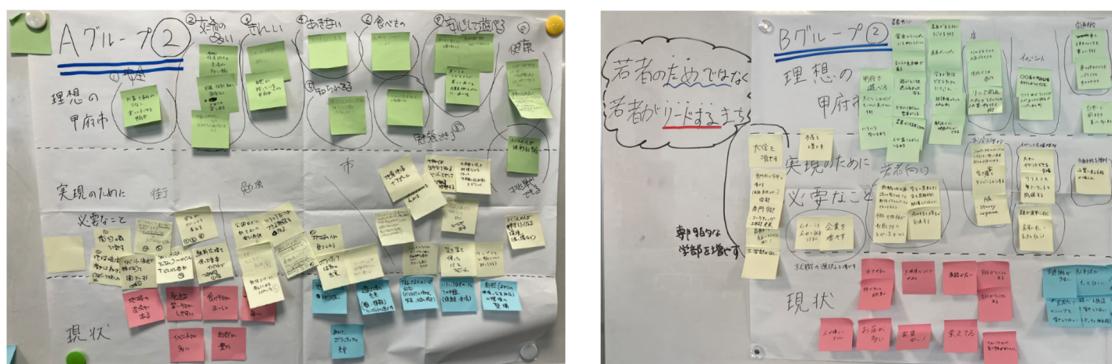
意見収集・分析

テーマごとに当日挙がった意見は以下のとおりになっています。挙がった意見を計画に反映させていくために、AIによるテキスト分析等を実施し、各意見をカテゴリー化してまとめています。こうしてまとめた意見をもとに計画への反映を検討しました。

甲府市の好きなところ・改善したいところ



将来(5年後)の甲府市の姿、5年後の将来に向かって必要なこと



具体的な意見(抜粋)

【甲府市の好きなところ】

- ・ 長年、県民から親しまれている祭りが数多くあるところ
- ・ 人と人との距離が近いところ
- ・ 自然が豊か(空気・水がおいしい、富士山など)と空気がおいしい
- ・ 都会と田舎の良い所取りをしている
- ・ 小さい子が楽しめる公園が多い

【甲府市の改善したいところ】

- ・ 運動できるところをもっと増やしてほしい
- ・ もっと職場体験をしたかった、将来の夢を見つける場が欲しい
- ・ 中高生の遊び場・勉強できる場が少ない
- ・ 国際交流できるイベントを増やしてほしい

【将来の甲府市の姿】

- ・ ボランティアが活発で、人助けが盛んなまち
- ・ 若者のためのまちではなく、若者がリードしていくまち
- ・ 学ぶ経験・体験する機会があふれる甲府市
- ・ たくさんの人が挑戦する甲府市
- ・ どんな人でも暮らしやすい甲府市

【将来の姿に向かって必要なこと】

- ・ 若者の意見を市の政策に繋げるためのシステムづくり
- ・ インターンを広めて就職しやすくする
- ・ 十分な体験機会を確保する
- ・ 子育て支援の充実化

計画への反映

テーマごとにまとめた意見を以下のような形で計画に反映しています。
※小学生向けワークショップ結果も踏まえたうえで整理をしています。

甲府市の好きなところ

ワークショップで挙がった市の好きなところ

- 地域の人たちがやさしく、交流も多い
- 地域の人が見守ってくれる
- 勉強したり集まったりできる場所が多い
- 遊べる場所が多い
- 歴史や産業など甲府市ならではのものがある
- きれいですみやすいまち
- お祭りなどの地域イベントが多い

甲府市における取組(代表的な部分)

- 今後も地域のつながりが感じられるように地域交流の機会づくりに取り組みます。(p82など)
- 地域における声かけ見守り活動を進めます。(p83など)
- 勉強したりみなさんで集まったりできるように学校や地域における居場所づくりに取り組みます。(p70など)
- こどもや若者が遊べる場の充実化に取り組みます。(p61など)
- 甲府市ならではの文化や産業を体験できる機会づくりを進めます。(p60など)
- 将来も住みやすいと思ってもらえるように、魅力を体感できるイベントや経済的な支援に取り組みます。(p76など)
- 「甲府大好き祭り」などこどもや若者にとって魅力的なイベントの開催に取り組みます。(p60など)

甲府市の改善してほしいところ

ワークショップで挙がった市の改善してほしいところ

- 遊び場をもっと増やしてほしい
- 勉強できる場をもっと増やしてほしい
- 情報発信が少ない
- いろいろなことに挑戦できるようにしてほしい
- こどもや若者が意見を言う場所が少ない
- だれもが暮らしやすい甲府市をつくってほしい
- 地域の活気を高めてほしい

甲府市における取組(代表的な部分)

- こどもや若者が遊べる場の充実化に取り組みます。(p61など)
- 勉強したりみなさんで集まったりできるように学校や地域における居場所づくりに取り組みます。(p70など)
- 甲府市のまちやサービスに関する情報発信や、魅力をつたえるイベントに取り組みます。(p62,p76など)
- こどもや若者の興味・関心を育て、積極的に挑戦できる環境の整備に取り組みます。(p60,p77など)
- こどもや若者の意見表明や活躍の機会を充実させています。(p60など)
- 外国につながる親子や医療的ケア児、ヤングケアラーなど、すべてのこどもや若者が住みやすい環境を整備します。(p62,p63,p67など)
- 地域の活気を高めていくために、こどもや若者にとって魅力的なイベントの開催などに取り組みます。(p60など)

計画への反映

理想の甲府市

ワークショップで挙がった理想の甲府市

- 遊び場が充実したまち
- にぎわいあるまち
- 地域の交流が盛んなまち
- いろいろなことを体験・挑戦できるまち
- 安全安心で暮らしやすいまち

甲府市における取組(代表的な部分)

- 屋内で運動ができる遊び場の管理や既にある施設を活用した遊び場の整備に取り組みます。(p61,p66など)
- 多様な世代と交流できるイベントや、甲府市ならではの魅力を活かしたイベントの開催に取り組みます。(p60など)
- 地域の中で交流ができるような機会づくりに取り組みます。(p82など)
- 自然体験や職業体験、文化芸術体験などのいろいろな体験機会を充実させていきます。(p60など)
- 住民が安心して暮らしていくように、「声かけ・見守り」を中心とした活動を進めます。(p83など)

実現するために必要なこと

ワークショップで挙がった 理想の甲府市を実現するために必要なこと

- 遊び場や居場所をふやす
- 甲府市ならではの情報を発信する
- こどもや若者のいろいろな活動を応援する
- こどもや若者の意見を反映できるようにする
- 地域全体で見守り支え合う
- 地域のつながりを深める

甲府市における取組(代表的な部分)

- あらゆる世代ににぎわいと交流をつくりだすために、こどもや若者が遊ぶことのできる場を充実化させていきます。(p61など)
- 甲府市のまちやサービスに関する情報発信や、魅力をつたえるイベントの開催に取り組みます。(p62,p76など)
- 進学・就職活動を応援するために、体験機会をつくることや情報発信に取り組みます。(p60,p73,p76など)
- こどもや若者の意見を反映するための機会の確保に取り組みます。(p60など)
- 地域での声かけ活動の実施や、子育てにかかるすべての人が育児を楽しむことができる支援を充実させていきます。(p82,p83など)
- 地域の人とつながりを持つことができる機会や居場所づくりに取り組みます。(p70,p82など)

策定経過

年月日	内 容
令和 6(2024)年2月	甲府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施(回答期限:3月4日) (対象者:就学前児童の保護者、小学生の保護者)
令和 6(2024)年 4月 22日	第1回甲府市社会福祉審議会児童福祉専門分科会計画部会の開催 (「第3期甲府市子ども・子育て支援事業計画」策定に関するニーズ調査集計・分析結果について、「(仮称)甲府市こども計画」の策定スケジュールについて)
令和 6(2024)年 4月 30日	第1回甲府市社会福祉審議会 (社会福祉審議会の概要について、審議会及び各専門分科会の年間スケジュール(案)について)
令和 6(2024)年 6月 28日	第2回甲府市社会福祉審議会児童福祉専門分科会計画部会の開催 (「甲府市子ども・子育て支援計画」の令和5年度実施状況について、「(仮称)甲府市こども計画」について)
令和 6(2024)年 7月	甲府市子どもの意識調査(小中学生向け)の実施(回答期限:7月19日) (対象者:甲府市内に在学の小学3年生、小学5年生、中学2年生)
令和 6(2024)年 8月	小学生向けワークショップの実施 (対象:羽黒小学校放課後児童クラブ、甲運小学校放課後児童クラブ、国母小学校放課後児童クラブ、山梨YMCA)
令和 6(2024)年 8月 22日	第2回甲府市社会福祉審議会 (経過報告、「第4次 健やかいきいき甲府プラン」に定める事業の令和5年度における進行管理及び評価について)
令和 6(2024)年 8月 26日	第3回甲府市社会福祉審議会児童福祉専門分科会計画部会の開催 (「(仮称)甲府市こども計画」施策(案)について)
令和 6(2024)年 8月 31日 9月 8日	中学生～大学生向けワークショップの実施 (対象者:甲府市内に在学の中学生・高校生・大学生・専門学校生)
令和 6(2024)年 9月	甲府市若者の意識調査(高校生向け)の実施(回答期限:9月20日) 甲府市若者の意識調査(大学生・専門学校生向け)の実施(回答期限:10月18日)
令和 6(2024)年 10月 25日	第4回甲府市社会福祉審議会児童福祉専門分科会計画部会の開催 (「(仮称)甲府市こども計画」(案)について(計画目標と施策体系について))
令和 6(2024)年 11月 22日	第5回甲府市社会福祉審議会児童福祉専門分科会計画部会の開催 (「(仮称)甲府市こども計画」(案)について(量の見込みと評価指標について))
令和 6(2024)年 12月 23日	第6回甲府市社会福祉審議会児童福祉専門分科会計画部会の開催 (「(仮称)甲府市こども計画」(素案)について)
令和 7(2025)年 1月10日	パブリックコメントの実施(令和7(2025)年2月10日まで)
令和 7(2025)年 2月 25日	第3回甲府市社会福祉審議会 (「第5次 健やかいきいき甲府プラン 甲府市こども計画(素案)」について)
令和 7(2025)年 2月 25日	諮詢事項に対する答申

甲府市社会福祉審議会条例

平成 30 年 12 月 26 日
条例第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき設置する甲府市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、法及び社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項(法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を含む。)
- (2) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条に規定する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保健福祉施策に関し市長が諮問する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事項を調査審議するため置かれる臨時委員の任期は、当該事項の調査審議が終了するまでとする。

(副委員長)

第 5 条 審議会に、副委員長 1 人を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員を置いた場合における前 2 項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第 7 条 審議会に、法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

- (2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童福祉及び子ども・子育て支援に関する事項
 - (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
 - (5) 健康・保健専門分科会 市民の健康の保持及び増進に関する事項
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
- 3 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 8 審議会は、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができます。

(審査部会)

第 8 条 政令第 3 条第 1 項に規定する審査部会のほか、専門分科会に、その決議に基づき、審査部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第 9 条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健総室総務課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び審査部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(甲府市子ども・子育て会議条例の廃止)

2 甲府市子ども・子育て会議条例(平成 25 年 6 月条例第 17 号)は、廃止する。

(甲府市介護保険条例の一部改正)

3 甲府市介護保険条例(平成 12 年 3 月条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

次のよう 略

附 則(令和 5 年 6 月 30 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 26 日条例第 26 号)抄

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市社会福祉審議会運営要綱

平成31年4月1日

福第13号

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府市社会福祉審議会条例(平成30年甲府市条例第32号。以下「条例」という。)第11条の規定により、審議会、専門分科会及び審査部会(以下「審議会等」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害者審査部会)

第2 条例第8条中、政令第3条第1項に規定する障害者審査部会において、政令で定められている事項の他、身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査、また育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査について調査審議する。

(審査部会の委員)

第3 条例第8条による審査部会(障害者審査部会は除く)に属すべき委員及び臨時委員は、各専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

(審査部会の会長)

第4 条例第8条による審査部会に会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

2 会長は当該審査部会の事務を掌理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審議会等の会議)

第5 条例第6条の規定は、審査部会の会議について準用する。

2 審議会等の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の審議内容は非公開とし、他の会議においても審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができます。

3 審議会等を開催したときは、会議録を調整し、ホームページ等への掲載により審議内容を公表する。

4 審議会等の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(決議)

第6 審議会は、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

2 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

(専門分科会等の庶務)

第7 各専門分科会及び審査部会の庶務は次のとおりとし、処理する。

(1)民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会 福祉部福祉総室総務課

- (2)障害者福祉専門分科会、障害者審査部会 福祉部福祉支援室障がい福祉課
- (3)児童福祉専門分科会 子ども未来部子ども未来総室総務課
- (4)高齢者福祉専門分科会 福祉部福祉支援室長寿介護課
- (5)健康・保健専門分科会 保健衛生部保健衛生総室健康政策課

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

甲府市社会福祉審議会児童福祉専門分科会計画部会委員名簿

NO	氏名	団体等の名称・役職	備考
1	進藤 聰彦	放送大学・教授	会長
2	加藤 真紀子	甲府市保育連合会・会長	副会長 (職務代理)
3	古屋 知子	甲府市主任児童委員連絡協議会	
4	石野 公之輔	公益社団法人 山梨県私学教育振興会 中部地区・会長	
5	寺田 是	甲府市公立小中学校長会・会長	
6	川窪 裕香	甲府市小中学校 PTA 連合会・常任理事	
7	土橋 順	山梨県私立幼稚園保護者会連合会・会長	
8	山本 秀樹	甲府市愛育連合会・会長	
9	柳本 剛	山梨ヤクルト販売株式会社・総務部次長	
10	深野 和代	日本労働組合総連合会 山梨県連合会	
11	森澤 昌子	子育て支援団体ハッピーキッズ・代表	
12	齋藤 智子	公募委員	

諮詢・答申

福発第389号
令和6年4月30日

甲府市社会福祉審議会
委員長 丸山正次様

甲府市長 橋口雄一

健やかいきいき甲府プランの策定について(諮詢)

本市においては、「共に支え合い だれもが 住み慣れた地域で 健やかに いきいきと 暮らせるまちづくり」を基本理念とした「第5次健やかいきいき甲府プラン」のうち、福祉保健分野に係る地域福祉推進計画、保健計画、障がい者福祉計画、及び高齢者いきいき甲府プランを昨年度策定し、現在、各計画に基づく施策、事業を組織横断的に推進しているところであります。

こうした中、令和6年度は、健やかいきいき甲府プランを構成する子ども分野の計画である「子ども・子育て支援計画」が計画期間の最終年度を迎えております。

近年の子どもや若者、そして子育て当事者を取り巻く多様な環境変化の中、令和5年4月施行の「子ども基本法」に基づき国が策定した「子ども大綱」や、山梨県が今年度に策定する「山梨県子ども計画(仮称)」の動向を勘案する中で、本計画の当事者となる子どもや若者の意見や考えなどを施策に反映させることで、本市が目指す「子ども育むまち」の実現性をより高めることができるよう、「子ども・子育て支援計画」に代わる次期「(仮称)甲府市子ども計画」を策定するにあたり、甲府市社会福祉審議会条例第2条の規定により、貴審議会のご意見を賜りたく、ここに諮詢します。

甲社審発第15号

令和7年2月25日

甲府市長 橋口雄一様

甲府市社会福祉審議会
委員長 丸山正次

健やかいきいき甲府プランの策定について(答申)

令和6年4月30日付け福発第389号で諮問のありましたことについては、次の通り答申いたします。

こども分野の計画につきましては、「子育て支援」と「甲府市子ども未来応援条例」の目的や基本理念を踏まえた「子育ち応援」を両輪としたこども施策が国に先駆けた取り組みである一方、コロナ禍を経て、こどもや若者を取り巻く環境が大きく変化するとともに、こどもたちが直面する課題も複雑かつ複合化していることから、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、こどもたちの権利がひとしく守られる社会環境の整備が必要であると考えます。

このような状況を踏まえ作成した「(仮称)甲府市こども計画」の素案につきましては、国の「こども大綱」や山梨県の「こども計画」を勘案するとともに、子育て当事者への子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果などに加え、こどもや若者の意見を反映させ、全てのこどもや若者がひとしく健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活できる、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現を目指す内容となっております。

この実現には、行政のみならず、個人や家庭、地域社会がそれぞれの役割の中で様々な環境を整えていかなければならないことから、本計画を広く市民の皆様に周知していく必要もあると考えております。

今後、素案の趣旨をご理解いただき計画を策定されるとともに、本計画に基づく施策の着実な推進にあたっては、関係機関や団体等と連携を深めながら、効果的かつ積極的に推進されますようお願ひいたします。

用語解説

ここでは、本文中、*印の付いた言葉について解説しています。

【あ行】

・ICT

Information and Communication Technology の略で、情報(Information)や通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称のこと。

・アタッチメント

こどもが不安な時などに身近なおとな(愛着対象)がその気持ちを受け止め、心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台のこと。「愛着」という場合もある。

・医療的ケア児

生活する中で「医療的ケア」を必要とするこどものこと。医療的ケアとは、学校や在宅等、病院以外の場所で行う、たんの吸引や経管栄養など、生きていくうえで必要な医療的援助のこと。

【か行】

・核家族

夫婦とその未婚のこどもで構成される家族のこと。ただし夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。

・協働

住民、事業者、行政、NPOなど、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使う。

・傾聴

カウンセリングにおけるコミュニケーション技能の 1 つ。傾聴の目的は相手を理解することで、話し手が自分自身に対する理解を深め、建設的な行動がとれるようになるようサポートする。

・甲府市子ども未来応援条例

子どもが自分らしく健やかに成長し、自立することを応援するために、市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域団体及び子ども応援団体の役割を明らかにし、子どもにかかわるすべてのおとなが連携・協働することにより、子どもの育ちを支える取組を推進するための条例。

・子育て支援・子育ち応援

本市では、事業を推進するうえで「子育て支援」と「子育ち応援」を次のように区分しています。

・子育て支援

主に、多様な保育サービス、医療費助成、マイ保健師制度といった妊娠期から子育て期において保護者が子どもを育てることに関して負担の軽減等を図るもの。

・子育ち応援

主に、放課後児童の居場所の確保、青少年健全育成活動、体験機会の創出といった子どもが自ら育つことを支援するもの。

・子ども大綱

「子ども基本法」に基づき、子ども施策に関する基本的な方針、子ども施策に関する重要事項、子ども施策を推進するために必要な事項について定めたもの。

・子どもまんなか社会

すべての子どもや若者が、一生にわたって人としての土台を築きながら自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず権利が守られ、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会のこと。

【さ行】

・児童養護施設

児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」と定義されている。

・食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

【た行】

・待機児童

子育て中の保護者が保育所又は学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。

・体調不良児対応型

保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

・団塊ジュニア世代

日本において、第2次ベビーブーム(昭和 46(1971)年～昭和 49(1974)年)に生まれた世代のこと。

・団塊世代

日本において、第1次ベビーブーム(昭和 22(1947)年～昭和 26(1951)年)に生まれた世代のこと。

・DV

Domestic violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。保護者が 18 歳未満のこどもに行う身体的虐待や、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトは児童虐待にあたる。

・特定教育・保育施設

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(保育所、幼稚園及び認定こども園)のこと。

・特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19(2007)年4月から、「特別支援教育」が「学校教育法」に位置づけられ、すべての保育所や学校において、障がいのある幼児、児童、生徒の支援を充実していくこととなっている。

・特定地域型保育事業

特定地域型保育事業者(市長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう)が行う地域型保育(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいう)の事業のこと。

【な行】

・認定こども園

就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)および地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)を備える施設で、都道府県等から「認定こども園」として認定された施設のこと。

【は行】

・パブリックコメント

公的機関が規則などを定める際に、広く市民意見を募集し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す手続き。

・病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

【や行】

・ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもや若者。

・UIJ ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。一般に、U ターンとは都市等で生活している人が故郷に戻って定住すること、Jターンとは故郷まで戻らず途中あるいは同じ県内の都市などへ移住すること、I ターンとは故郷以外の都市等へ移住することをいう。

甲府市こども計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

甲府市

発行 令和7(2025)年3月

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-1161(代表)

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>